

昭和三十三年四月十日 衆議院会議録第二十八号(その一)

第九回帝国議会憲法改正案小委員会速記録の開覧を持てて承認を求める件

七年十月三日

オタワ

作成された方國郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求める法律案

一部を改正する法律案

(名称の使用の経過規定)

この法律の施行の際、現に衛生検査技師といふ名称を用いている者については、第二十条の規定は、この法律の施行後六箇月間は、適用しない。

(厚生省設置法の一部改正)

厚生省設置法(昭和二十四年法律百五十一号)の一部を次のよう改訂する。

第五条第二十九号の次に次の二号を加える。

二十九の二 衛生検査技師の試験及び衛生検査技師養成所の指定を行うこと。

第九条第十号の次に次の二号を加える。

(地方自治法の一部改正)

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改訂する。

別表第三第一号中「二十の二」を「二十の三」とし、「二十の二」を「二十の二」とする。

(二十の二) 衛生検査技師法(昭和三十三年法律第一号)の定めることにより、衛生検査技師の免許及び名称の使用の停止に関する事務を行うこと。

昭和三十三年四月十日 衆議院会議録第二十八号(その二)

日程第一 千九百五十七年十月三日

日本にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

(第九回帝国議会憲法改正案小委員会速記録の開覧を、議員に許可すると同一の条件により特に憲法調査会委員に許可

○議長(益谷秀次君) なお、お詫びいたします。さきに、憲法調査会会長高柳賢三君から、第九回帝国議会憲法改正案小委員会速記録に關し、同調査会の委員に便宜供与方申入れがありましたので、議長は議院運営委員会に詰問いたしましたところ、議員に閲覧を許可すると同一の条件により、特に同委員に閲覧を許可して差しつかえないと答申がありました。よって、これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) なお、お詫びいたしました。議長は議院運営委員会に詰問いたしましたところ、議員に閲覧を許可すると同一の条件により、特に同委員に閲覧を許可して差しつかえないと答申がありました。よって、これを許可するに御異議ありませんか。

〔「床次徳二君登壇〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○床次徳二君 登壇

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(益谷秀次君) なお、お詫びいたしました。議長は議院運営委員会に詰問いたしましたところ、議員に閲覧を許可すると同一の条件により、特に同委員に閲覧を許可して差しつかえないと答申がありました。よって、これを許可するに御異議ありませんか。

〔本号(その二)に掲載〕

○床次徳二君 登壇

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

○床次徳二君 登壇

〔本号(その二)に掲載〕

費として支出増となるものは、わざかに二億三千万円にすぎません。従つて、保険料の値上げに伴う収入増は、出産手当金等の創設に伴う支出増をはるかに上回っているのであります。この点については、社会保険審議会の答申では、保険料は、日雇い労働者の生活等の実態から見て、これを引き上げることは大いに問題があり、高さに過ぎると指摘し、社会保障制度審議会もまた、財源は保険料の引き上げよりは国庫負担によつて行うのが日雇い労働者の実態から見て妥当と考える」と答申しております。いずれも保険料の引き上げには強く反対しているのであって、これらの主張をあえて取り上げず、しかも、保険料引き上げが保険給付に見合つたものでないのありますから、これは明らかに保険料の増収を第一義的にねらつたものであるといふことができるのです。

さらに、本改正案は十月より実施されるのでありますが、保険料の徵収については七月より施行されることになつてゐるのであります。これは、失業保険法の改正の際ににおける両期日の開きが一ヵ月であったことに比べて、三ヵ月間といふ長期間になつており、全く不可解とされるものであります。

た。すなわち、療養給付は二年に延長する、傷病手当金を新設して、これを八十日とする、出産手当金を新設して新設、その他適用範囲を土建、山林労働者、つき添い婦、鼻矯正工等にも及ぼす、国庫負担を五割として法文化する等であります。が、今回の政府案が傷病手当金、出産手当金を新設するに至つたことは、一応、一步前進したものと考えます。しかしながら、せっかくの傷病手当金、出産手当金制度が、被保険者の負担増、ことに、毎日々々の日雇い労働によって、わずかなかてを求めておる日雇い労働者の負担を増加することによって執行されるといふことは、貧乏の遣放が政府の公約であり、焦眉の急務である今日、全く逆行であります。政府が誠意をもつて社会保障を前進させようとするならば、このような法案にこそ、その実を盛り込むべきであつて、われわれ社会党の主張することとく、少くとも国庫負担を五割とし、国の責任においてその推進をはかるべきであると考えるものであります。形式的に五十歩進んでおるけれども実質的に百歩を置いておる内容を拂つた本改正案に心から反対を表明いたしまして、私の討議を終ります。

○議長(益谷秀次君) 野澤清人君答覆
〔野澤清人君登壇〕 野澤清人君。
○野澤清人君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について、自由民主党提出の修正案及び修正部分を除く政府原案に賛成の討論を行わんとするものであります。(拍手)
日雇労働者健康保険は、日雇労働者の業務外の事由による疾病、負傷等に關しまして保険給付を行うことによつてその生活の安定に寄与することによつてのとし、昭和二十九年に発足したものであります。この制度につきましては、その後二十九年、三十年と逐次給付内容の改善を行なつて参りましたが、その内容は、他の社会保険と比較いたしまさうときに、いまだ十分とは申しがたく、特に疾病保険として重要な要素と考えられます傷病手当金及び出産手当金の制度を欠いていたのであります。
一方、給付内容等の改善の影響もあり、医療費が著しく増高したこと、本制度の趣旨の普及により受診率が上昇したこと等、支出の大額な増加に対しまして、収入の関係は、保険料が施行当初の額に固定されており、しかも、賃金の高騰あるいは上昇に即応させることができないよくな建設になつておりますために、収入に不均衡を来たしました。これが逐年増大いたしまして、ま

た、国庫負担の道も十分に確立されておりませんまま推移したのであります。がために、昭和三十三年度におきましては約九億の赤字を生ずる見込みとなるに至りましたことは、御承知の通りでござります。このよくななときに当りまして、政府原案が、この制度の健全な進展を期するため、制度の改善及び内容の充実をはかるべく改正を行おうといったしましたことは、まことに当を得たものとして、わが党の賛意を表するところであります。

すなわち、今次改正の内容の重点は、傷病手当金及び出産手当金の制度の創設、療養給付の受給手続の簡素化、賃金日額の区分の変更、保険料額の若干の引き上げ、医療給付費に対する国庫負担割合並びに傷病手当金及び出産手当金に対する国庫補助割合の明文化等であります。

傷病手当金及び出産手当金につきましては、疾病保険の重要な要素であり、かつ、被保険者諸君の年來の要望でもあります。この両制度の新設により、日雇労働者健康保険制度は、その内容において飛躍的に充実されたと考えられるのであります。ただし、傷病手当金、出産手当金につきましては、待期支給期間等、将来自らに改善されることを希望するものであります。

難に過ぎるきらいがあり、疾病保険として円滑な運営に困難を生ずる面もありましたので、今回の改正はまさに正当を得たものと考えるのであります。次に、賃金日額の区分変更、保険料額の引き上げにつきましては、先に述べましたよな財政上の不均衡状態であり、従つて、これが合理化をはかり、若干の引き上げを行うことは、やむを得ない措置と考えられるのであります。しかしながら、この点の政府原案は、被保険者の負担すべき第一級の保険料は当分の間減額し、事業主の負担すべき第一級の保険料額より軽減せしめているのであります。

そもそも、疾病保険における保険料は、事業主及び被保険者の折半負担の原則の上に立つべきものであり、政府原案においてこの原則が貫かれなかつた理由は、内閣の社会保障制度審議会の答申によるはもちらん、政府みずからが保険財政の見地からと理解されままでの、わが党いたしましては、財政取支の見通しにつきましては来年度以降において考慮することも可能と思われますから、本年度は一応労使折半の原則を貫かしめることが適当と考えられ、事業主の負担する第一級の保険料につきましてもこれを軽減せしめるよう修正することとしたのであります。

最後に、国庫負担率及び国庫補助率の規定を明文化いたしましたことは、

二 海岸	三 砂防設備
四 林地荒廃防止施設	五 前号に該当するものを除き、水源かん養林、防風林その他の地すべり防止施設及びほた山崩壊防止施設
六 農業用施設	七 農業用施設
八 森林保安施設	九 地すべり防止施設及びほた山崩壊防止施設

（災害防除事業五箇年計画の変更）	議の決定があつたときは、逓帯なく、災害防除事業五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。
第五条 災害防除事業に関する主務大臣は、災害防除事業五箇年計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、関係都道府県知事の意見を聞いて災害防除事業五箇年計画を変更する案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。	（災害防除事業五箇年計画の変更）
2 前条第二項の規定は、前項の規定による閣議の決定があつた場合に準用する。	（台風常襲地帯の指定）
第三条 内閣総理大臣は、台風の来襲回数及び強度、降雨量その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て、しばしば台風による災害が発生する都道府県の区域の全部又は一部を台風常襲地帯として指定する。	（台風常襲地帯の指定）
2 内閣総理大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。	（台風常襲地帯対策審議会の設置）

（審議会の所掌事務）	二十三三人以内をもつて組織する。衆議院議員のうちから衆議院が指名した者三人
第七条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他台風常襲地帯における災害の防除に関する重要な事項を調査審議する。	二 都道府県知事二人
（審議会の組織）	五 都道府県議会議長二人
第八条 審議会は、次に掲げる者に	六 学識経験がある者三人以内
つき内閣総理大臣が任命する委員	四 都道府県議事務

（災害防除事業五箇年計画の決定）	二十三三人以内をもつて組織する。衆議院議員のうちから衆議院が指名した者三人
第四条 災害防除事業に関する主務大臣は、当該災害防除事業につき、関係都道府県知事の意見を聞いて災害防除事業五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬ。	二 都道府県議事務
（審議会の組織）	五 都道府県議会議長二人
第八条 審議会は、次に掲げる者に	六 学識経験がある者三人以内
つき内閣総理大臣が任命する委員	四 都道府県議事務

（災害防除事業五箇年計画の決定）	二十三三人以内をもつて組織する。衆議院議員のうちから衆議院が指名した者三人
第四条 災害防除事業に関する主務大臣は、当該災害防除事業につき、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。	二 都道府県議事務
（審議会の組織）	五 都道府県議会議長二人
第八条 審議会は、次に掲げる者に	六 学識経験がある者三人以内
つき内閣総理大臣が任命する委員	四 都道府県議事務

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中国土開発総貫自動車道建設審議会の項の次に次のように加える。

台風常襲地帯審議会	台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第号)の規定によりそれた事項を行なうこ
-----------	--

(経済企画庁設置法の一部改正)

4 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように加える。

第十四条第二十号の次に次のよう

次のように改正する。

第十九条第六号の次に次の一号を加える。

七 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法

(昭和三十三年法律第一号)

本条は、自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかるものであります。その目的とするところは、台風常

襲地帯における台風及び豪雨による災害を防除するために行われる公共土木施設等に関する事項について特別の措

定はかかるとするものであります。

本条の内容の骨子を簡単に申し上げますと、第一に、総理府に台風常襲地

帶対策審議会を設置し、台風常襲地帯における災害の防除に関する重要な事項を調査審議することといたしております。

第二に、災害防除事業の範囲及び台風常襲地帯の指定につきましては、前臣が指定することといたしております。

本条施行に要する経費

本年度約五千万円の見込である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔巨四郎君登壇〕

○夏四郎君 ただいま議題となりました台風常襲地帯における災害の防除に

関する特別措置案につきまして、国

土総合開発特別委員会における審査の

経過及び結果について御報告申し上げ

ます。

本案は、自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかるものであります。

その目的とするところは、台風常

襲地帯における台風及び豪雨による災

害を防除するために行われる公共土木

施設等に関する事項について特別の措

定を定め、もって国土の保全と民生の

安定はかかるとするものであります。

施設等に関する事項について特別の措

政第十六条に基く補助金の交付、資金の融通あつせん等の助成措置を講ずることができる」ととし、また、財政再建法の一部に対しましては、地方財政再建法の一部を改正する法律案、計量単位の統促進特別措置法に基く財政再建計画の変更について、災害防除事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならないことといたしております。

委員会におきましては、昨九日本案の付託を受け、提出者を代表して小澤佐重喜君より提案理由の説明を聴取し、審査を進めたのでありますが、その詳細は委員会議録によつて御承知を願うこといたしたいと思います。

なお、本案につきまして、政府よ

り、台風常襲地帯における災害の問題について、政府も常に特別の関心を

持つており、本法の趣旨に沿つて施策をしたい旨の発言があつたことを申し添えておきます。

本案は、本日採決の結果、全会一致

案、計量法の一部を改正する法律案、計量単位の統一に伴う関係法律の整備案、輸出保険法の一部を改正する法律案、

輸出保険法の一部を改正する法律案、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加えます。

○謹長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。商工委員長小平久雄君。

○謹長(益谷秀次君) 御異議ありませんか。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(益谷秀次君) 採決いたしました。

○謹長(益谷秀次君) 本案は委員長報告の通り決するに

御異議ありませんか。

以上可決いたしました。

○謹長(益谷秀次君) 採決いたしました。

○謹長(益谷秀次君) 本案は委員長報告の通り決するに

御異議ありませんか。

以上可決いたしました。

○謹長(益谷秀次君) 本案は委員長報告の通り決するに

御異議ありませんか。

又は普通輸出保険の再保険、輸出手形保険若しくは「輸出手形保険又は」に改める。

第一条の七第一号中「締結する保険契約により再保険する」を「引き受け」に改める。

第二条 政府は、普通輸出保険を引受けけることができる。

第三条の見出しを削り、同条中「輸出契約に基いて貨物を輸出し、若しくは」を「輸出契約に基いて貨物を輸出することができない」と(第一号から第五号までの一に該当する事由が生じたため当該貨物の輸出が著しく困難となつたと認められの場合において、輸出契約で定められた船積期日から二月を経過した日まで当該貨物を輸出することができなかつたことを含む)若しくは輸出契約に基いて「に改め、第三号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

○謹長(益谷秀次君) 第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加えます。

を経過した日まで輸出することができなかつた貨物を含む。」を加え、「又は輸出者が同条各号」を「又は輸出者が同条各号」に改め、同項第三号中「当該事由の発生により輸出することができなくなつた貨物」を「当該貨物」に改め、同条第二項中「保険会社」を「政府」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 保険会社は、この法律の施行後は、政府が当該保険会社を相手方として締結する当該保険会社が昭和三十三年度内に引き受けける普通輸出保険を再保険する契約に基いて再保険關係が成立する普通輸出保険を引き受けることできない。

3 この法律の施行前に保険会社が受けた普通輸出保険(以下「旧保険」という)及びこの法律の施行前に成立した旧保険の再保険の例による。

4 政府は、政令で定めるところにより、保険会社との間に、当該保険会社が旧保険の保険契約に基いて有する権利及び義務を承継することを定める契約を締結することができる。

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項第二十三号中「普通輸出保険にあつては、その再保險」を削る。

理由
輸出貿易の健全な発展を図るた

め、普通輸出保険について現行の再保険制度を廢止し、政府が直接に引き受けることとする等の改正を行う必要がある、これが、この法律案を提出する理由である。

輸出保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。

右の内閣提出案は本院において可決した。

右の内閣提出案は本院において可決した。

昭和三十三年三月十四日

參議院議長 松野 錄平
衆議院議長 益谷秀次殿

報告書は会議録追録に掲載

計量法の一部を改正する法律案

右

昭和三十三年二月四日

内閣總理大臣 岸 信介

計量法の一部を改正する法律

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「粘度」の下に「動粘度」

を加え、「及び耐火度」を「耐火度、

照射線量、吸収線量、生体実効線

量、照射線量率、吸収線量率、生体

実効線量率、粒子束、粒子束密度、

粒子束密度の時間積分量、放射性物

質量、放射性物質表面密度、放射性

物質濃度及び放射性物質壊変率」に

改める。

第三条第三号を次のように改める。
三 時間の計量単位は、秒とする。

一秒は、明治三十一年十二月三十一日午後九時ににおける地球の公転の平均角速度に基いて算定

した一太陽年の三一、五五六、九二五・九七四七分の一として東京天文台が現示する。

第五条中「流量、粘度」の下に「動粘度」を加え、第十二条の次に次の二号を加える。

十二の二 動粘度の計量単位は、ストークスとする。

ストークスは、密度が一、〇〇〇キログラム每立方メートルで粘度が一ボアズの流体の動粘度をいう。

第五条第十八号中「又はサイクル」を「サイクル又はヘルツ」に改める。

第六条第二十二号を次のように改める。

二十二 第五条第十一号の立方メートル毎秒の補助計量単位は、立方メートル毎分及び立方メートル毎時とする。

立方メートル毎分は、一分につき立方メートルの流量をいう。

立方メートル毎時は、一時間につき立方メートルの流量をいう。

回毎時は、周周期的現象が一時間に一回繰り返される周波数をいう。

第七条中「角度」の下に「流量」を加える。

第九条中「及び耐火度」を「耐火度、照射線量、吸収線量、生体実効線量、照射線量率、吸収線量率、生体実効線量率、粒子束、粒子束密度、粒子束密度の時間積分量、放射性物質質量、放射性物質表面密度、放射性物質濃度及び放射性物質壊変率」に改める。

第十一条第一項中「貨物の輸入についての計量その他政令で定める計量」を「及び貨物の輸入についての計量」に改める。

第十二条第十五号の次に次の二号を加える。

二十六 第五条第十九号のサイクル毎秒、サイクル又はヘルツのセンチストークスは、ストークスの一〇〇分の一をいう。

第六条第二十六号を次のように改める。

二十六 第五条第十九号のサイクル又はキロサイクル又はキロヘルツ、メガサイクル毎秒、メガサイクル又はメガヘルツ、回毎分及び回毎時とする。

キロサイクル毎秒、キロサイクル又はキロヘルツは、一、〇〇〇サイクル毎秒、一、〇〇〇ヘルツをいう。

第十四条 削除
第十八条第一項中「五〇箇」を「二五箇」に、「申請者」を「通商産業大臣」に、「命じなければならぬ」を「命ずることができる」に改め、ただし書を削る。

第十九条第一項第四号を次のように改める。

三十六 粒子束密度時間積分量計
三十七 放射性物質表面密度計
三十八 放射性物質濃度計
第十三条第一項中「次条の区分」を「通商産業省令で定める区分」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条を次のように改める。

第十八条第一項中「五〇箇」を「二五箇」に、「申請者」を「通商産業大臣」に、「命じなければならない」を「命ずることができる」に改め、ただし書を削る。

第十九条第一項中「及ぼす影響」を「通商産業省令で定める区分」に改める。

用してはならない旨を示す表示を附さなければならぬ。

(輸出保険法の一部改正)

第十六条 輸出保険法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を

次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「斤量」

を「正量」に改める。

(真珠養殖事業法の一部改正)

第十七条 真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「一匁」を「一グラム」に、「三十円」を「八円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。

2 この法律の施行の日前に要した費用に関しては、第一条、第二条、第七条又は第十条の規定にかかる

3 この法律の施行の際現に存する建物その他の構築物については、なお第三条の規定にかかる

従前の例による。

理 由

計量法施行法第三条及び第六条の規定により、昭和三十三年十二月三十日限り、尺貫法及びヤードボンド法による計量単位は、取引上又は証明上の計量に使用してはならないこととなるので、これらの計量単位を使用している民法その他の法律を改正して計量単位をメートル法に統一する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案について可決した。

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三により送付する。

昭和三十三年三月二十八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長益谷秀次殿

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小平久雄君登壇〕

○小平久雄君 大だいま議題となりました輸出保険法の一部を改正する法律案外二件につきまして商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、輸出保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国における輸出貿易併展の重要性につきましては、今さら申し上げるまでもありませんが、輸出その他対外費用に関しては、第一条、第二条、第七条又は第十条の規定にかかる

3 この法律の施行の際現に存する建物その他の構築物については、なお第三条の規定にかかる

従前の例による。

まず、輸出保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律の施行の日前に要した費用に関しては、第一条、第二条、第七条又は第十条の規定にかかる

3 この法律の施行の際現に存する建物その他の構築物については、なお第三条の規定にかかる

従前の例による。

まして、輸出組合が普通輸出保険の事務のほとんどを代行することとなりましたので、現行の再保険制度を廃止し、政府の直接引受け制に改めるという点であります。なお、直接引受け制に切りかえることによりまして、現在保険会社の収入となつている部分を保険料として輸出保険の担保危険の規定を引き下げるに充當することとし、約二%の引き下げを予定しております。第二は、普通輸出保険の担保危険の規定を明確化いたしまして、保険事故の認定の合理化と迅速化をはかる点であります。

本案は、二月十七日当委員会に予備付託され、二十七日に提案理由の説明を聴取いたしました後、三月十四日に参議院

において原案通り可決の上、本院に送付され、同日委員会に付託されました。

当委員会におきましては、四月一日付され、同日委員会に付託されました。

取りましたところ、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決した次第であります。

次に、計量法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、その内容を簡単に申し上げますと、第一は、放射線関係の計量単位を定めますとともに、その計量器について、他の計量器と同様に、事業規制及び検定を実施することとあります。特に、検定については、放射線関係の計量器は一般に構造が複雑であることを考慮して、新たに構造検査制度を設けたのであります。

第二は、計量器の製造事業、修理事業の許可区分を企業の実情に即して定めたのであります。政令にゆだねることとし

たのであります。

第三は、販売事業について計量器の普及をかるため、販売員による店舗外販売を認めることとしたのであります。

第四は、基準器検査の能率化をはかるために、その一部を都道府県知事に

行わせることとしたのであります。

第五は、使用中の計量器の取締りをはかることとし、また、ヤード、ボンド法につきましては、輸出品の国内

取引等については五年、航空機の運航等については当分の間、工事の単位である仮馬力については三年、それぞれ猶予期間を設けて、その間に台帳等の整備を行なつたのであります。

二月十七日当委員会に予備付託され、二十七日に提案理由の説明を聴取いたしました後、三月十四日に参議院

において原案通り可決の上、本院に送付され、同日委員会に付託されました。

当委員会におきましては、四月一日付され、同日委員会に付託されました。

取りましたところ、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決した次第であります。

次に、計量法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、その内容を簡単に申し上げますと、第一は、放射線関係の計量単位を定めますとともに、その計量器について、他の計量器と同様に、事業規制及び検定を実施することとあります。特に、検定については、放射線関係の計量器は一般に構造が複雑であることを考慮して、新たに構造検査制度を設けたのであります。

第二は、計量法施行法の改正であり他の十六の法律で使用されておりま

す。第一は、普通輸出保険は、現在、組合が組合員の結ぶる一切の輸出契約について付保する制度が発達いたし

たのであります。

第三は、販売事業について計量器の普及をかるため、販売員による店舗外販売を認めることとしたのであります。

第四は、基準器検査の能率化をはかるために、その一部を都道府県知事に

行わせることとしたのであります。

第五は、使用中の計量器の取締りをはかることとし、また、ヤード、ボンド法につきましては、輸出品の国内

取引等については五年、航空機の運航等については当分の間、工事の単位である仮馬力については三年、それぞれ猶予期間を設けて、その間に台帳等の整備を行なつたのであります。

二月十七日当委員会に予備付託され、二十七日に提案理由の説明を聴取いたしました後、三月十四日に参議院

において原案通り可決の上、本院に送付され、同日委員会に付託されました。

当委員会におきましては、四月一日付され、同日委員会に付託されました。

取りましたところ、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決した次第であります。

次に、計量単位の統一に伴う関係法

律の整備に関する法律案について申し上げます。

まず、その内容を簡単に申し上げますと、第一は、放射線関係の計量単位を定めますとともに、その計量器について、他の計量器と同様に、事業規制及び検定を実施することとあります。特に、検定については、放射線関係の計量器は一般に構造が複雑であることを考慮して、新たに構造検査制度を設けたのであります。

第二は、計量法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、その内容を簡単に申し上げますと、第一は、放射線関係の計量単位を定めますとともに、その計量器について、他の計量器と同様に、事業規制及び検定を実施することとあります。特に、検定については、放射線関係の計量器は一般に構造が複雑であることを考慮して、新たに構造検査制度を設けたのであります。

第三は、販売事業について計量器の普及をかるため、販売員による店舗外販売を認めることとしたのであります。

第四は、基準器検査の能率化をはかるために、その一部を都道府県知事に

行わせることとしたのであります。

第五は、使用中の計量器の取締りをはかることとし、また、ヤード、ボンド法につきましては、輸出品の国内

取引等については五年、航空機の運航等については当分の間、工事の単位である仮馬力については三年、それぞれ猶予期間を設けて、その間に台帳等の整備を行なつたのであります。

二月十七日当委員会に予備付託され、二十七日に提案理由の説明を聴取いたしました後、三月十四日に参議院

において原案通り可決の上、本院に送付され、同日委員会に付託されました。

当委員会におきましては、四月一日付され、同日委員会に付託されました。

取りましたところ、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決した次第であります。

次に、計量法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、その内容を簡単に申し上げますと、第一は、放射線関係の計量単位を定めますとともに、その計量器について、他の計量器と同様に、事業規制及び検定を実施することとあります。特に、検定については、放射線関係の計量器は一般に構造が複雑であることを考慮して、新たに構造検査制度を設けたのであります。

第二は、計量法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、その内容を簡単に申し上げますと、第一は、放射線関係の計量単位を定めますとともに、その計量器について、他の計量器と同様に、事業規制及び検定を実施することとあります。特に、検定については、放射線関係の計量器は一般に構造が複雑であることを考慮して、新たに構造検査制度を設けたのであります。

第三は、販売事業について計量器の普及をかるため、販売員による店舗外販売を認めることとしたのであります。

第四は、基準器検査の能率化をはかるために、その一部を都道府県知事に

行わせることとしたのであります。

第五は、使用中の計量器の取締りをはかることとし、また、ヤード、ボンド法につきましては、輸出品の国内

取引等については五年、航空機の運航等については当分の間、工事の単位である仮馬力については三年、それぞれ猶予期間を設けて、その間に台帳等の整備を行なつたのであります。

二月十七日当委員会に予備付託され、二十七日に提案理由の説明を聴取いたしました後、三月十四日に参議院

において原案通り可決の上、本院に送付され、同日委員会に付託されました。

当委員会におきましては、四月一日付され、同日委員会に付託されました。

取りましたところ、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決した次第であります。

次に、計量法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、その内容を簡単に申し上げますと、第一は、放射線関係の計量単位を定めますとともに、その計量器について、他の計量器と同様に、事業規制及び検定を実施することとあります。特に、検定については、放射線関係の計量器は一般に構造が複雑であることを考慮して、新たに構造検査制度を設けたのであります。

第二は、計量法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、その内容を簡単に申し上げますと、第一は、放射線関係の計量単位を定めますとともに、その計量器について、他の計量器と同様に、事業規制及び検定を実施することとあります。特に、検定については、放射線関係の計量器は一般に構造が複雑であることを考慮して、新たに構造検査制度を設けたのであります。

第三は、販売事業について計量器の普及をかるため、販売員による店舗外販売を認めることとしたのであります。

第四は、基準器検査の能率化をはかるために、その一部を都道府県知事に

行わせることとしたのであります。

第五は、使用中の計量器の取締りをはかることとし、また、ヤード、ボンド法につきましては、輸出品の国内

取引等については五年、航空機の運航等については当分の間、工事の単位である仮馬力については三年、それぞれ猶予期間を設けて、その間に台帳等の整備を行なつたのであります。

二月十七日当委員会に予備付託され、二十七日に提案理由の説明を聴取いたしました後、三月十四日に参議院

において原案通り可決の上、本院に送付され、同日委員会に付託されました。

当委員会におきましては、四月一日付され、同日委員会に付託されました。

取りましたところ、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決した次第であります。

次に、計量法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、その内容を簡単に申し上げますと、第一は、放射線関係の計量単位を定めますとともに、その計量器について、他の計量器と同様に、事業規制及び検定を実施することとあります。特に、検定については、放射線関係の計量器は一般に構造が複雑であることを考慮して、新たに構造検査制度を設けたのであります。

第二は、計量法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、その内容を簡単に申し上げますと、第一は、放射線関係の計量単位を定めますとともに、その計量器について、他の計量器と同様に、事業規制及び検定を実施することとあります。特に、検定については、放射線関係の計量器は一般に構造が複雑であることを考慮して、新たに構造検査制度を設けたのであります。

第三は、販売事業について計量器の普及をかるため、販売員による店舗外販売を認めることとしたのであります。

第四は、基準器検査の能率化をはかるために、その一部を都道府県知事に

行わせることとしたのであります。

第五は、使用中の計量器の取締りをはかることとし、また、ヤード、ボンド法につきましては、輸出品の国内

取引等については五年、航空機の運航等については当分の間、工事の単位である仮馬力については三年、それぞれ猶予期間を設けて、その間に台帳等の整備を行なつたのであります。

二月十七日当委員会に予備付託され、二十七日に提案理由の説明を聴取いたしました後、三月十四日に参議院

において原案通り可決の上、本院に送付され、同日委員会に付託されました。

当委員会におきましては、四月一日付され、同日委員会に付託されました。

取りましたところ、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて
散会いたします。

午後三時十二分散会

出席國務大臣

厚生大臣 堀木 錠三君
國務大臣 正力松太郎君

出席政府委員

經濟企画政務次官 麻野 孝吉君
外務政務次官 松本 還藏君
通商産業政務次官 白濱 仁吉君

○明説を省略した報告

(通知書受領)
一、昨九日參議院議長から、次の法律
の公布を奏上した旨の通知書を受領
した。

予防接種法の一部を改正する法律

(理事補欠選任)
一、昨九日通信委員会において、次の
員の辞任を許可した。

内閣委員

眞崎 勝次君

(常任委員辞任)

一、昨九日議長において、次の常任委
員の辞任を許可した。

理事

松前 重義君 (理事井手以
ききの補欠)

(常任委員補欠選任)

一、昨九日議長において、次の常任委
員の辞任を許可した。

内閣委員

眞崎 勝次君

外務委員

池田正之輔君

大蔵委員

足立 篤郎君

外務委員

吉川 久衡君

大蔵委員

夏堀源三郎君

山手 滿男君

外務委員

木崎 茂男君

首藤 新八君

文教委員

永山 忠則君

保科善四郎君

並木 芳雄君

川崎 秀二君

平田 ヒデ君

櫻井 秀夫君

文教委員

川崎 秀二君

小牧 次生君

文教委員

原 健三郎君

社会労働委員

社会労働委員

小川 半次君

大橋 武夫君

稻葉 修君

眞崎 勝次君

安藤 覚君

久野 忠治君

栗原 俊夫君

小川 半次君

大橋 武夫君

稻葉 修君

眞崎 勝次君

安藤 覚君

久野 忠治君

大橋 武夫君

稻葉 修君

眞崎 勝次君

安藤 覚君

久野 忠治君

大橋 武夫君

稻葉 修君

眞崎 勝次君

安藤 覚君

久野 忠治君

大橋 武夫君

稻葉 修君

眞崎 勝次君

安藤 覚君

久野 忠治君

大橋 武夫君

稻葉 修君

眞崎 勝次君

福田 吕子君

並木 芳雄君

山本 利壽君

横錢 重吉君

石坂 繁君

大坪 保雄君

高村 坂彦君

小牧 次生君

水洗炭業に関する法律案(橋橋渡君
外二十六名提出)

(議案受領)

一、昨九日參議院から受領した内閣提
出案は次の通りである。

郵便為替法の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に關
する法律の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、昨九日委員会に付託された議案は
次の通りである。

下級裁判所の設立及び管轄区域に關
する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出第一三四四号)(參議院送付)

（公職選挙法改正に関する調査特別
委員会の辯任）

一、昨九日議長において、次の特別委
員の辯任を許可した。

（特別委員辯任）

一、昨九日議長において、次の通り常
任委員の辯任を指名した。

内閣委員

眞崎 勝次君

外務委員

原 健三郎君

大蔵委員

小林 郁君

外務委員

竹山祐太郎君

大蔵委員

竹山祐太郎君

委員

原 健三郎君

田原 春次君

山本 利壽君

横錢 重吉君

石坂 繁君

大坪 保雄君

高村 坂彦君

小牧 次生君

水洗炭業に関する法律案(橋橋渡君
外二十六名提出)

(議案受領)

一、昨九日參議院から受領した内閣提
出案は次の通りである。

郵便為替法の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に關
する法律の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、昨九日委員会に付託された議案は
次の通りである。

下級裁判所の設立及び管轄区域に關
する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出第一三四四号)(參議院送付)

（公職選挙法改正に関する調査特別
委員会の辯任）

一、昨九日議長において、次の特別委
員の辯任を許可した。

（特別委員辯任）

一、昨九日議長において、次の通り常
任委員の辯任を指名した。

内閣委員

眞崎 勝次君

外務委員

原 健三郎君

大蔵委員

小林 郁君

外務委員

竹山祐太郎君

大蔵委員

竹山祐太郎君

一、昨九日參議院に送付した本院提出
案は次の通りである。

駐留軍関係離職者等臨時措置法案

国会議員互助年金法案

国会法等の一部を改正する法律案

日本労働協会法案

恩給法等の一部を改正する法律案

下水道法案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

法律案

（内閣提出第一三四四号)(參議院送付)

（公職選挙法改正に関する調査特別
委員会の辯任）

一、昨九日參議院から回付された本院
提出案は次の通りである。

衛生検査技師法案

（回付議案受領）

一、昨九日參議院において、次の内閣
提案を可決した旨の通知書を受領
した。

予防接種法の一部を改正する法律案

（内閣提出第一三四四号)(參議院送付)

（議案通知書受領）

一、次の議案は提出者から撤回の申出
があり、去る八日委員会においてこ
れを許可した旨參議院に通知した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法案
(第二十七回国会、石橋政嗣君外二
十三名提出本院總統審査)

（議案撤回通知）

一、次の議案は提出者から撤回の申出
があり、去る八日委員会においてこ
れを許可した旨參議院に通知した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法案
(第二十七回国会、石橋政嗣君外二
十三名提出本院總統審査)

（議案撤回通知）

一、昨九日參議院に送付した。

台風常襲地帯における災害の防除に
関する特別措置法案(小澤佐重喜君
外九十一名提出)

（内閣提出第一三四四号)(參議院送付)

（議案付託）

一、昨九日參議院に送付した。

台風常襲地帯における災害の防除に
関する特別措置法案(小澤佐重喜君
外九十一名提出)

（内閣提出第一三四四号)(參議院送付)

（議案付託）

一、昨九日參議院に送付した。

台風常襲地帯における災害の防除に
関する特別措置法案(小澤佐重喜君
外九十一名提出)

（内閣提出第一三四四号)(參議院送付)

（議案付託）

官報號外

○ 第二十八回 会衆議院會議録 第二十八号(その二)

〔本号（その一）参照〕

右
閣会に提出する。
十九百五十七年十月三日にオタワ
で作成された万国郵便条約及び
係譲約定の締結について承認を求
めるの件

昭和十三年三月二十七日

卷之三

一千九百五十七年十月三日に於て
リで作成された万国郵便条約及

ひ関係諸約定の締結について承

認を求めるの件

万國郵便條約及び関係
成された万國郵便條約及び関係

定（価格表記の書状及び箱物に

る約定、小包郵便物に関する約
定、郵便為替及び郵便旅行小為替に

郵便振替に関する約定

代金引換郵便物に関する約定及
支拂の額を主務二回一、切手三枚

金の国際業務に関する約定)の
について、日本国憲法第七十三

二号ただし書の規定に基き、国

承認を求める。

理由

が田は一千九百五十七年十月三
日オタワで作成された万国郵便条

ひ関係諸約定に同日署名した

この条約と価格表記の書状及び
これに関する約定、小包郵便物二種

、郵便振替に関する約定、郵便旅行小
額便物に關する約定、郵便為替及び

昭和三十三年四月十日

衆議院會議録

千九百五十七年十月三日にオタワ

約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件

外 会議録 第二十八号（その二） 昭和三十三年四月十日

二、ニュー・ジーランド、パキスタン、バナマ共和国、パラグアイ、オランダ、オランダ領アンティール及びスリナム、ペルー、フィリピン共和国、ボーランド人民共和国、ボルトガル、西部アフリカにおけるボルトガルの諸州、東部アフリカとアジアとオセアニアとのにおけるボルトガルの諸州、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スレダント共和国、スウェーデン、イス連邦、シリア、チエツコスロヴァキア、タイ、テュニジア、トルコ、ウクライナ、ソヴィエト社会主義共和国連邦、ウルグアイ東方共和国、チアカン市国、ヴェネズエラ共和国、ヴィエトナム、イエメン、ユーヨースラヴィア連邦人民共和国間に締結された万国郵便条約

成を保障し、かつ、この分野において国際協力の増進を助長することを目的とする。

第一条 連合の所在地は、ベルヌとする。

第三条 新加盟、手続

1 各主権国は、自國の万国郵便連合員としての加盟を請求することができる。

2 この請求は、外交上の手続により、スイス連邦政府に提出し、同政府が連合加盟国に提出する。

3 当該国は、その請求が連合加盟国の少くとも三分の一によつて承認されたときは、連合員として加盟したものとみなされる。

4 連合加盟国で四箇月の期間内に回答しないものは、棄権したものとみなされる。

5 連合員としての加盟は、スイス連邦政府がすべての連合加盟国に政府に通告する。

第四条 加盟国が國際関係を處理する地域

次に掲げるものは、条約及び約定の適用上、ことに大會議、小會議及び会議から会議までの間ににおける投票権並びに連合の経費の分担に関するては、場合に応じ、連合の一加盟国又は加盟国の一郵政庁を形成するものとみなす。

一 信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体

二 ベルギー領コンゴー

三 アフリカにおけるスペインの領土

四 アルジェリア

五 フランスの海外郵便電気通信厅

六 殖民地と保護領とゲレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王

6

委員会の職権は、次のとおりとする。

(a) 国際郵便業務の完成のため、連合国との最も緊密な接触を維持すること。

(b) 国際郵便業務に關係がある行政上、立法上及び司法上の問題を研究し、かつ、この研究の結果を郵政庁に通知すること。

(c) 郵便研究諮詢委員会が第十七条の規定に従つて研究し、かつ、意見を表明すべき問題を、同委員会の審査に付すること。

(d) 連合国郵政庁の承認を得るために提出すべき報告書の研究及び作成のため、国際連合並びにその理事会及び委員会並びに専門機関その他の国際機関と有益な接觸を保つこと。必要があるときは、これらの国際機関の會議に連合の名において参加するため、連合の代表者を派遣すること。

(e) 必要があるときは、第二十八条及び第二十九条の規定に従つて連合加盟国の郵政庁の承認を得るために提出する議案を作成し、又は、議案が大会議により委員会に付託された研究に関するとき若しくはこの条に定める委員会自体の活動の結果であるときは、大会議の承認を得るために提出する議案を作成すること。

(f) 第五章の規定に従つて一回国の郵政庁が国際事務局に送付する議案を同郵政庁の請求により審査すること、この議案に関する意見書を作成すること及び、承認を得るため連合加盟国の郵政庁にこの議案を提出する前に、

この意見書を当該議案に附屬させること。

(g) この条約及びその施行規則の範囲内において、

一、国際事務局の活動を監督し、及び、必要がありかつスイス連邦政府の提議があるときは、国際事務局の局長その他高級職員を任命すること。

二、国際事務局長の提議により、連合の郵政庁が推薦した候補者の職務上の能力に関する資格を審査した後、大陸間

候補者の職務上の能力に関する資格を審査した後、大陸間

技術分科会

(a) 業務運用分科会

(b) 経済分科会

5 分科会は、特定の問題を研究することを任務とする作業部会を設置する。運営理事会に所属しない国は、請求の上、作業部会の活動に協力することができる。

6 大会議は、研究問題を委員会に付託する。実施連絡委員会も、同様に研究課題を郵便研究諮詢委員会に付託することができる。大会議から大会議の間に特別の問題の研究を提議することを希望する国は、運営理事会の議長に対しても研究を要請するものとする。

7 運営理事会は、委員会の活動について、実施連絡委員会には毎年、また、大会議にはその開催をまつて報告する。運営理事会の大

会議への報告書は、全体会議として会合する郵便研究諮詢委員会にあらかじめ提出しなければならないこと。

8 委員会の事務費は、連合の負担とする。

第十八条 特別委員会

大会議又は小会議により特定の問題の研究を委嘱される委員会は、必要があるときは、この委員会が開催される国の郵政庁と合意の上、国際事務局が招集する。

9 第十九条 國際事務局

万国郵便連合と国際連合との間の関係は、本文がこの条約に附屬している次の二協定で規定する。

(a) 千九百四十七年七月四日にパリで署名された協定

(b) 千九百四十九年七月十三日にパリで、及び千九百四十九年七月二十七日にレーク・サクセスで署名された追加協定

第十四条 連合の文書

第二十二条 連合の条約及び約定

1 この条約は、連合の基本的文書とする。

2 通常郵便の業務に、この条約の規定で規定する。

3 その他の業務は、次の約定で規律する。

を定める。この経費並びに大会議、小会議又は特別委員会の開催に要する臨時の費用及び国際事務局に委託された特別の事業に伴う費用は、すべての連合国が共同に負担する。

2、このため、連合国は、七等級に分けられ、次の割合で連合の経費を分担する。

3、各加盟国は、第九条に規定する条件に従つて、一又は二以上の約定へ加入する。第三条2の規定に従つて通告する。

4、これらの約定は、それに加入した加盟国のみを拘束する。

5、加盟国は、二以上の約定へ加入する。第三条2の規定に従つて通告する。

6、新規紙及び定期刊行物の予約に関する約定

7、代金引換郵便物に関する約定

8、現金取扱いに関する約定

9、貯金の国際業務に関する約定

10、郵便振替に関する約定

11、小包郵便物に関する約定

12、郵便旅行小為替に関する約定

13、郵便旅行小為替に関する約定

14、郵便旅行小為替に関する約定

15、郵便旅行小為替に関する約定

16、郵便旅行小為替に関する約定

17、郵便旅行小為替に関する約定

価格表記の書類及び箱物に関する約定

18、小包郵便物に関する約定

19、代金引換郵便物に関する約定

20、現金取扱いに関する約定

21、貯金の国際業務に関する約定

22、郵便振替に関する約定

23、新規紙及び定期刊行物の予約に関する約定

24、代金引換郵便物に関する約定

25、現金取扱いに関する約定

26、貯金の国際業務に関する約定

27、郵便振替に関する約定

28、小包郵便物に関する約定

29、郵便旅行小為替に関する約定

30、郵便旅行小為替に関する約定

31、郵便旅行小為替に関する約定

32、郵便旅行小為替に関する約定

33、郵便旅行小為替に関する約定

34、郵便旅行小為替に関する約定

35、郵便旅行小為替に関する約定

実施の全部又は一部を一時停止しなければならなくなつたときは、この郵政庁は、直ちにその旨を関係郵政庁に通知しなければならない。この通知は、必要があるときは、電信によつて行う。

第三十七条 料金

1 各種類の国際郵便業務に関する諸料金は、条約及び約定で定められる。

2 条約及び約定に規定する料金以外の郵便諸料金は、種類のいかんを問わず、徵収することを禁止する。

第三十八条 郵便料金の免除

1 郵便業務に関する通常郵便物で次の機関の間で交換するものについては、すべての郵便料金を免除する。
(a) 郵政庁と郵政庁
(b) 郵政庁と国際事務局
(c) 連合国(の郵便局)と郵便局
(d) 郵便局と郵政庁

2 条約及び約定並びにそれらの施行規則の規定が無料運送を明定している郵便物についても、同様にすべての郵便料金を免除する。

第三十九条 捕虜及び文民

1 通常郵便物、価格表記の書状及び箱物、小包郵便物並びに郵便為替であつて、直接に又は捕虜の待遇に関する一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第百二十二条に規定する情報局及び同条約第二百二十三条に規定する中央捕虜

情報局の仲介により、捕虜にあっては又は捕虜から差し出すものについては、すべての郵便料金を免除する。中立国内に収容され、かつ抑留された交戦者は、この規定の適用上、捕虜とみなす。

2 1の規定は、通常郵便物、価格表記の書状及び箱物、小包郵便物並びに郵便為替であつて、直接受け、又は戦時ににおける文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジョーネーイ条約第百三十六条に規定する情報局及び同条約第百四十四条に規定する中央情報局の仲介により、他国から到着しかつ同条約に規定する民兵たる被抑留者にあてるもの又はこれらの者から差し出るものにも、同様に適用する。

3 前記の各国の情報局及び中央情報局は、1及び2に掲げる者に関する通常郵便物、価格表記の書状及び箱物、小包郵便物並びに郵便為替であつて、これらの局が前記の諸項に規定する条件で直接に又は仲介者として発受するものについても、同様に、郵便料金の免除を享する。

4 小包は、郵便料金を免除して、重量五キログラムまで許される。この重量制限は、包有品を分割することのできない郵便物及び捕虜に分配するために取扱所又はその代表者に於ける郵便物については、十キログラムとする。

証、別配達、取調請求及び代金引換の取扱に関する特別料金を免除する。

第四十一条 基準貨幣
条約及び約定の規定において貨幣単位として採用するフランは、重量三十一分の十グラムであつて品位千分の九百である百サンチームの金フランとする。

第四十二条 勘定の決済
郵便業務から生ずる国際勘定の郵政局間の決済は、取極があるときには、通常の取引とみなすことができ、かつ、関係国の通常の国際債務の例に従つて行うことができる。この種類の取極がないときは、勘定の決済は、施行規則の規定に従つて行う。

第四十三条 相当額
各加盟国は、その国の貨幣でフランスの値にできる限り正確に相当する額により、諸料金を定める。

第四十四条 郵便切手
連合の郵政局は、料金前納用の郵便切手を発行する。郵便切手の各新発行は、国際事務局の仲介により、連合の他のすべての郵政局に必要な指示とともに通告される。

第四十五条 式紙

1 郵政局がその相互の間において使用する式紙は、関係郵政局が直接の合意により別段の取極をしない限り、他の言語による行間対訳をして附して又は附さないで、フランス語で作成しなければならない。

2 公公用の式紙は、フランス語で印刷しないときは、これにフランス語による行間対訳を附さなければならない。

3 1 及び2に掲げる式紙の字句、色及び大きさは、条約及び約定の

施行規則で定めるものでなければならぬ。

第四十六条 郵便本人票
1 各郵政庁は、郵便本人票を認めない旨の通告を行わない国の郵便局が行うすべての取扱について証拠書類としての効力を有する郵便本人票を、その請求者に交付することができる。

2 本人票を交付する郵政庁は、その交付のため、七十サンチームをこえない料金を徴収することができる。

3 郵便物の交付又は為替の支払が正規の本人票の提示の上で行われたことが立証されたときは、郵政庁は、すべての責任を免かれる。郵政庁は、また、正規の本人票の亡失、盜取又は詐欺使用によつて生ずる結果について責任を負わないと。

4 本人票は、発行の日から起算して五年間有効とする。

第二章 処罰

第四十七条 処罰に関する約束

加盟国は、次の目的のために必要な措置を執ること又は当該国の立法機関にその措置を提議することを約束する。

(a) 非現行になつた郵便切手を含む郵便切手、国際返信切手券及び郵便本人票の偽造を処罰すること。

(b) 次のものの使用又は流布を処罰すること。

一 偽造した郵便切手（非現行になつた郵便切手を含む。）又はすでに使用した郵便切手及び料金計算器又は印刷機の偽造し又はすでに使用した印影

(d) 一 加盟国の郵政庁によつて発行される切手類と混同しやすいようなら偽造又は模造の郵便業務用の切手類を製造し及び流布する詐欺行為を禁止し、かつ、抑圧すること。

(e) あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬及び爆発性の又は発火しやすい性質の物質を郵便物に入れるこれを防止し、かつ、必要があるときはこれを処罰すること。

ただし、それらを入れることが条約及び約定により明らかに許される場合を除く。

第二部 通常郵便に関する規定

第一章 一般規定

第四十八条 通常郵便物
通常郵便物といふ名称は、書状、通常郵便葉書、往復郵便葉書、業務用書類、印刷物、盲人用点字印刷物、商品見本及び小形包装物並びに「録音郵便」と称する郵便物に適用する。

第四十九条 料金及び一般
1 連合の全境域における通常郵便物の運送に対する前納料金並びに重量及び大きさの制限は、次の表に示すところに従つて定める。第五十条³に規定する例外を除き、この料金は、名あて国において配達業務が実施されている限り、郵便物の名あて人の住所への配達を包含する。

昭和三十三年四月十日 衆議院会議録第二十八号(その二) 千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求める件

五七

郵便往復常書	郵便物	重量位の単量	重制量	大きさ限
最初の重量段階	最初の重量段階	二〇グラム	二キログラム	最大長さ、幅及び厚さを合計して九〇センチメートル。ただし、長さは、六〇センチメートルをこえることできない。
追加の各段階	追加の各段階	一五	一五	長さと直径の二倍とで一〇〇センチメートル。ただし、長さは、八〇センチメートルをこえることできない。
三〇一五	一五	一五	一五	長さと直径の二倍とで一七〇センチメートル。ただし、長さは、一〇〇センチメートルを下ることができない。
最大幅	最大幅	最大長さ	最大長さ	郵便物も、半周が一六七センチメートルを、また、短い辺が四七センチメートルを下らない方形の厚紙又は耐力がある紙の名あて札を附すことを条件として、許される。
最小限	最小限	同じ	同じ	郵便物も、半周が一六七センチメートルを、また、短い辺が四七センチメートルを下らない方形の厚紙又は耐力がある紙の名あて札を附すことを条件として、許される。

最大限
長さ、幅及び厚さを合計して九〇
センチメートル。ただし、長さ
は、六〇センチメートルをこえる
ことができない。
最小限
巻物についでは、長さと直径の二
倍とで、八〇センチメートル。た
だし、長さは、八〇センチメート
ルをこえることができない。

書
状
に
同
じ

書状に同じ。

2 1に定める重量及び大きさの制限は、第三十八条に掲げる郵便業務に関する通常郵便物には適用しない。

3 施行規則に規定する条件で包装され、かつ、票符を附された死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料は、書状の一般料金率に従うものとし、適格性のある公認の研究所の間に限つて交換することができる。この交換は、また、相互に又は一方的にこの郵便物を受領することに同意を表明した国との関係に限定される。

4 各郵政庁は、自国内で発行される新聞紙及び定期刊行物について

て、印刷物の一般料金の百分の五十の引下げを許容する権能を有する。ただし、各郵政庁は、新聞紙の料金で運送するために内国規則によつて必要とされる条件を満たす新聞紙及び定期刊行物にこの引下げを限定する権利を留保する。目録、日誌見書、定価表等の商用印刷物は、その発行が定期的であるかどうかを問わず、引下げから除外する。新聞紙及び定期刊行物に添附する紙片に印刷した広告についても、同様とする。

6 の引下げを許容することができる。
7 百分の五十の引下げを原則として許した。差出郵政厅は、4及び5に掲げる郵便物について、百分の五十の引下げの限度内で、その内国業務において新聞紙及び定期刊行物に又は普通の印刷物に適用する料金を下らない最低徴収額を定める権能を留保する。

封かんした封筒による書留書状以外の郵便物は、硬貨、銀行券、紙幣、各種類の持參人払有価証券、加工した又は加工しない白金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品を包有することができない。

8 差出國及び名あての郵政庁
は、名あて人と名あて人の同居者とを除く者に於ては現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類を包有する書類を自国内法制に従つて取り扱う権能を有する。

9 施行規則に規定する例外を除き、業務用書類、印刷物、盲人用点字印刷物、商品見本及び小形包装物は、

(a) 容易に点検することができるよううに包装されなければならない。

(b) 現実的かつ対人的な通信の性質を有する記載を有し、又はこのようないかなる書類を包有することができない。

(c) 消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金前納用証券又は価格を表示する証券を包有することができない。商品見本は、市価を有する物品を包有することができない。

13 12 11 10

小形包装物及び「録音郵便物」の業務は、相互に又は一方的にそれらの郵便物を受領することに同意を表明した国に限定される。

異なる種類の通常郵便物を单一の郵便物(合装郵便物)として合括することは、施行規則で定める条件に従つて許される。

この条約及びその施行規則に規定する例外を除き、この条の規定

及びこの条約の施行規則によつて要求される条件を満たさない郵便物は、郵送しない。誤つて引き受けられた郵便物は、差出郵政庁に返送しなければならない。ただし、名あて郵政庁は、これを名して人に配達することができる。この場合において、その郵便物には、必要があるときは、包有品、重量又は大きさに従つてその郵便物が属すべき種類の通常郵便物について規定する諸料金を適用する。1に定める重量の最大限をえる郵便物に関しては、その実際重量に従つて料金を課することができる。

2 郵政庁は、締切時刻後にその差立業務に差し出される郵便物に對し、自國の内国法制の規定に従つて附加料金を課することができる。

3 名あての郵政庁は、留置郵便物に対し、内国制度の同種類の郵便物について自國の法制で規定することがある特別料金を課することができる。

4 第五十二条 料金前納

2 書状及び通常郵便葉書以外の郵便物で料金の未納若しくは不足の書類の又は通常郵便葉書が多數差し出されたときは、差出国の郵政庁は、これらを差出人に還付する権能を有する。

3 料金の未納若しくは不足の書類又は通常郵便葉書が多數差し出されたときは、差出国の郵政庁は、これらを差出人に還付する権能を有する。

2 1 料金前納は、個人の通常郵便物については、郵便物に印刷し若しくははりつけた郵便切手であつて、差出国において効力を有するものによつて、若しくは公に採用されかつ、郵政庁の直接の監督の下に、使用される料金計器による印影によつて行い、又は、差出郵政庁の内規則が印刷機その他の方法による押印制度を認めるときは、この方法による印影によつて行う。

2 往復郵便葉書の返信部であつて、その発行国の郵便切手を印刷し又是はりつけであるもの、郵便物であつて最初の運送に対し正規に料金を前納したか、補充料金が転送前に支払われたもの並びに新聞紙又は新聞紙の包装物及び定期刊行物であつて最初の運送に対し正規に料金を前納したものとみなす。

2 第五十三条 料金前納の方法

2 第五十四条 船舶内における通常郵便葉書の料金前納

1 公海において船舶内で差し出される通常郵便物については、関郵政の間に反対の取極がない限り、当該船舶の所属国又は維持の郵便切手により同国の料金率従つて料金を前納することができる。

2 航海の始点若しくは終点又は港地の一に停泊中船舶内において郵便物を差し出すときは、停泊中の郵便切手により同国の料金率従つて料金を前納しない限り、料金前納の効力がない。

3 第五十五条 料金の未納又は不足の場合は料金の料金

1 料金の未納又は不足の場合には、書留郵便物については第六八条六に、また、ある種類の転郵便物については施行規則第二百三十三条、四及び五に規定する額外を除き、書状及び通常郵便葉書について名あて人から不納額の二倍の料金を徴収する。ただし、この他の通常郵便物についても、前記の場合には、同様の取扱を適用することができる。

2 第五十六条 国際返信切手券

1 国際返信切手券は、連合加盟国において売りさばく。

2 その売価は、当該郵政部が決定する。ただし、四十サンチーム以上は発送国の貨幣におけるその相当額を下ることができない。

3 各切手券は、各國において、その國から外國に於て発する普通書状第一通分の料金前納を表示する一枚又は二枚以上の郵便切手と

引き換えられる。十分な枚数の切手券が提出されたときは、
郵政庁は、航空路により発送すべき通常郵便物とを同時に差し
すことを要求する権利を留保することを規定する。
第五十七条 別配達郵便料金
1 郵政庁が同意する国においては、通常郵便物は、差出人の請求
により、到着の後直ちに特使を通じて住所に配達する。
この郵便物は、「別配達郵便物」と称し、普通郵便料金のほかに、最
も普通書状第一通分の前納料金とし、かつ、最高を六十サンチ
ム又は差出国の内国業務において適用する料金額が六十サンチ
ムより高額の場合にはその額とする特別料金をこれに課する。此
料金は、完全に前納しなければならない。
2 2に掲げる特別料金は、往復便葉書の「返信」の部の別配達に
いては、この部の差出人でなければ、有効に支払うことができるない。
3 名ある郵便局の区域外にある場合においては、
名ある郵政庁は、別配達については、内国制度の同種類の郵便物
について定める補充料に達するまで、補充料を徴収することができる。
ただし、この場合には、別配達は、義務的でない。
4 前納すべき料金の全額を完全に
前納しない別配達郵便物は、差
し出し局が別配達として取り扱つたもの
でない限り、普通の方法によつて
配達する。別配達として取り扱

6 郵政庁は、別配達の試みを一回のみにとどめることができる。その試みが目的を達しなかつたときは、郵便物は、普通の郵便物として取り扱うことができる。

7 名あて団の規則によって許されるときは、名あて人は、書留とし又は書留としない自己あての郵便物が到着した後直ちに別配達によつて配達されるように配達局に請求することができる。この場合には、名あて郵政庁は、内国業務において適用する料金を配達に際して徴収することができる。

第五十八条 取りもどし、名あて変更

1 通常郵便物の差出人は、次の場合に限り、郵便物を取りもどし、又はその名あてを変更することができる。

(a) 郵便物が名あて人に配達されない場合

(b) 郵便物が第六十条の規定に抵触したことに対する没収又は棄却が権限のある当局によつて行われていない場合

(c) 郵便物が名あての内国法剤に基いて差し押さえられていない場合

2 このために行う請求は、差出人の費用で、郵便又は電信により送達する。差出人は、各請求につき、最高四十分チームの料金に書留料を加えたものを受けなければならぬ。請求が航空路又は電信により送達されなければならぬときは、差出人は、さらに、相当する航空増料金又は電報料金を

支払わなければならぬ。なお、差出人が取りもどし又は名あて変更の請求に対して名あて局が執つた措置について航空路又は電信により通知を受けることを希望するときは、差出人は、このために所要の航空増料金及び電報料金を支払わなければならない。

同一差出人から同一名あて人にあって同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関する取りもどし又は名あて変更の各請求については、2に規定する料金又は増料金は、一個分のみを徴収する。

第五十九条 転送、配達不能

1 通常郵便物は、名あて人の居所変更の場合には、差出人が名あてにて通用する言語で表記面に行つた記載によつて返送することができる。

郵便物又は留置通常郵便物の保管期間は、名あて國の規則で定めることを必要と認める特殊の場合を除き、原則として一箇月をこえることができない。差出回国への返送は、差出人が名あて國において通用する言語で表記面に行つた記載によつて請求したときは、一箇月以内に行わなければならぬ。

郵政庁が最長二箇月まで延長する。ただし、この期間は、名あての氏名又は身分の変更を伴わないもの)は、差出人から名あて局に直接に、すなわち、諸手続をふむことなく、かつ、2及び3に規定する料金を支払うことなく、請求することができる。

5 通常郵便物の一国から他国への転送又は差出回国への返送については、施行規則に規定する例外を除き、なんらの追加料金も徴収しなければならない。

6 通常郵便物は、差立若しくは到着に際して又は最初の運送以後の転送のために途中で課された料金の支払と引換に、名あて人又は差出人による料金を支払うことなく、料金取消を許さない。税その他の特別の費用は、償還しなければならない。

7 他国への転送又は配達不能の場合には、留置郵便の料金、通関料、保管料、手数料、別配達補充料及び小形包装物の名あて人への配達のための特別料金は、取り消定を準用する。

2 次に掲げる物品の発送は、禁止する。

(a) 性質上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし、又は通常郵便物を汚染し若しくは損傷することがある物品(第六十一条に規定する例外を除く)及び閑税の徴収を免かれる目的で多数発送する見本、あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬。

第六十一条 閑税を課されることは、ある。

5 なお、各國は、書状及び郵便葉書以外の通常郵便物であつて自国内における発行又は流布の条件を定める法規に抵触するものについては、自國の領域内において開袋越の運送を行わない権利を留保する。この郵便物は、差出郵政庁に返送しなければならない。

第六十五条 課金別納郵便

1 同意を表明した加盟国間の関係においては、差出人は、差出局に予告した上、郵便物の配達に際して課される郵便料金及び郵便料金以外の課金の全部を負担することができます。郵便物が名あて人に配達されるまでの間は、差出人は、差出の後ににおいても、最高四十分の課金の全部を負担することができます。郵便物が課金別納で配達されることを請求することができる。請求が航空路又は電信により送達されなければならないときは、差出人は、さらには、相当する航空増料金又は電報料金を支払わなければならない。

2 名あて局が請求するところがある場合に、差出人は、名あて郵便物並びに緊急な必要性があり、かつ、入手が困難である薬品の郵便物は、すべての場合に許される。

第六十二条 稅関検査

名あて國の郵政庁は、第六十一条に掲げる郵便物を税関検査に付し、また、必要があるときは、職權をもつて開くことができる。

第六十三条 通関料

1 に規定する場合には、差出人は、名あて局が請求することがある場合に、税金を支払うことを約束し、また、必要があるときは、十分な保證金を払込まなければならない。

2 1に規定する場合には、差出人は、名あて郵便物には、このために郵便料金を支払うことを約束し、また、必要があるときは、十分な保證金を払込まなければならない。

3 名あて郵政庁は、郵便物一個につき四十サンチームをこえない手数料を徴収することができる。この料金は、第六十三条に規定するものとは別個のものとする。

4 郵政庁は、課金別納郵便物の業務を書留郵便物に限定する権利を有する。

第六十六条 閑税及び他の郵便料金以外の課金の取消

名あて人へも配達されない場合は、差出郵政庁は、その郵便物に適用された取扱について詳細に通じて、一つラ

品の完全な損壊により棄却し又は第三国に転送する郵便物について、関税及び他の郵便料金以外の課金が取り消されるよう自国の関係機関に交渉することを約束する。

第六十七条 取調請求及び通報請求

1 取調請求は、郵便物の差出日の翌日から起算して一年の期間内において許される。

2 郵政庁が行う通報請求は、それが当該郵便物の差出の日から起算して十八箇月の期間内に關係郵政庁に到着することを条件として、受領し、かつ、義務的に処理する。

3 各郵政庁は、他の郵政庁の業務において差し出された郵便物に関する取調請求及び通報請求を受理するものとする。

4 差出人が到達証についてすでに郵便物の種類に従つて課される書留郵便物の料金は、前納しなければならない。この料金は、次のものからなる。

(a) 郵便物の種類に従つて課される普通郵便料

(b) 最高四十サンチームの定額の書留料

往復郵便葉書の「返信」の部についての定額の書留料は、この部の差出人でなければ、有効に支払うことができない。

5 取調請求又は各通報請求については、最高六十サンチームの料金を徴収することができる。取調請求及び通報請求は、職権をもつて、かつ、常に最も遠達の線路(航空路又は平面路)によつて送達する。これらの請求を電信によつて送達するように請求された場合には、各取調請求又は通報請求には、電報の費用及び必要があるときは、返信料金は、一個分のみを徴収する。

6 名あてに誤つて送達された料金の未納又は不足の書留郵便物については、名あて人から不納額に等しい料金を徴収する。

第六十八条 料金

1 第四十八条に掲げる通常郵便物は、書留として発送することができる。

2 郵便物の種類に従つて課される普通郵便料

3 郵便物の種類に従つて課される普通郵便料

4 郵便物の種類に従つて課される普通郵便料

5 不可抗力により生ずることがある危険を負担する國の郵政庁は、各書留郵便物につき最高四十サンチームの特別料金を徴収することができる。

6 名あてに誤つて送達された料金の未納又は不足の書留郵便物については、名あて人から不納額に等しい料金を徴収する。

第六十九条 到達証

1 書留郵便物の差出人は、差出に際して最高四十サンチームの定額料金を支払つた上、到達証を請求することができる。この到達証は、差出人が前記の定額料金のほかにこの式紙の重量に対応する航空増料金をこえない追加料金を支払うときは、航空路によりその者に送達する。

第七十条 手交

1 同意した郵政庁間の關係においては、到達証を添附した書留通常郵便物は、差出人の請求により、名あて人本人に手交する。この場合には、差出人は、その請求について二十サンチームの特別料金又は差出国外で徴収される料金を支払う。郵政庁は、この郵便物の手交を二回まで試みるものとする。

第七十一条 責任

1 郵政庁は、書留郵便物の亡失について責任を負う。

2 差出人は、このため、賠償金を請求する権利を有する。その額は、郵便物一個につき二十五フランとする。

第七十二条 免責

1 郵便物を異議なく受け取り、かつ、すべての所定の取調資料を受領した郵政庁は、名あて人に配達したこと又は他の郵政庁に運送した場合において正規に運送したことを立証することができないときには、反証があるまで、書留郵便物の亡失について責任を負う。

2 次の場合には、郵政庁は、責任を負わない。

3 書留郵便物の亡失については、不可抗力による場合。自己の業務において亡失が生じた郵政庁は、その内国法に従つて、亡失が不可抗力の場合は構成する事情によるものであるかどうかを決定しなければならない。

4 次の場合には、3の規定に従うことを条件として、仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、反証があるまで、すべての責任を免かれる。

第七十三条 郵政庁間の責任の決定

1 郵便物を異議なく受け取り、かつ、すべての所定の取調資料を受領した郵政庁は、名あて人に配達したこと又は他の郵政庁に運送した場合において正規に運送したことを立証することができないときには、反証があるまで、書留郵便物の亡失について責任を負う。

2 次の場合には、3の規定に従うことを条件として、仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、反証があるまで、すべての責任を免かれる。

3 書留郵便物の亡失については、不可抗力によるものであるかどうかが決定されなければならない。

4 次の規定を遵守した場合

(a) 第三十六条並びに施行規則第一百六十五条及び第一百六十六条の規定を遵守した場合

第七十四条 賠償金の支払期間

1 賠償金の支払の義務は、責任郵政庁に対する求償権を留保して、郵便物差出局が属する郵政庁が負う。第七十五条 賠償金の支払は、反証があるまで、書留郵便物の亡失について責任を負う。

2 不可抗力によるものであるかどうかを決定しなければならない。

3 差出郵政庁は、郵便物の亡失が不可抗力によるものであるかどうかが決定されないときは、1に規定する期間をこえて賠償金の決済を延期することができる。

4 差出郵政庁は、正規に照会を受け、かつ、事件を解決することなく五箇月を経過させた仲介郵政庁

又は名あて郵政庁のために、差出人に賠償することができる。亡失が不可抗力によるものであると認められるときは、一層長い期間が許される。いかなる場合にも、その事情は、差出郵政庁に通知しなければならない。

第七十六条

差出郵政厅に 対する賠償金

1 責任郵政局又は第七十五条の規定に従つて自己のために支払が行なわれた郵政局は、差出人に実際に支払われた賠償金額を、支払通告の発送の日から起算して四箇月の期間内に、差出郵政局に償還するものとする。

4 責任があると認められた場合及び第七十五条3に規定する場合には、賠償金額は、直接に、又は責任郵政局と定期的に差引計算書を交換する郵政局の仲介により、なんらかの差引計算の方法で、職権をもつて、責任国から回収すること二条に定める支払の規則に従つて行う。

7
郵政厅は、差出人に支払つた賠償金で正当な理由があると認めたものについて定期的に清算するため、合意することができる。

第七十七条 亡失したものと認められた書留郵便物の後日の発見

3 差出人又は名あて人が賠償金額の返付と引換に郵便物を受け取つたときは、この金額は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁に還付する。

4 差出人及び名あて人が郵便物を受け取ることを放棄したときは、

他の郵政廳の業務(第三業務)で他の郵政廳の業務(第三業務)により交換される用袋についても各通過国のため又は運送に参与する業務が属する国のために、次の如きに掲げる越料を支払う。この越料は、開袋の差立国の郵政廳負担とする。もつとも、名義上は本国の二郵便局間の運送の費用はその国の負担とする。

金の金額は、請求を受けた郵便物を正当に受領したがこれを相手業者務に正規に送達したことを立証することができない。最初の郵政庁が、1に掲げる期間内に、差出郵政庁に払い込まなければならぬ。払込を行つた郵政庁は、権利をもつて請求権を有する。

6 5 とができる。
差出郵政庁は、差出入への支払
通告の発送の日から起算して一年
の期間内に限り、責任郵政庁に對
して賠償金の償還を請求すること
ができる。

郵便物又はその一部が後日発見された場合には、その事実を差出人及び名あて人に通知する。
なお、差出人に対しても、受け取つた賠償金額の返付と引換に三箇月の期間内に前記の郵便物を受けることができる旨を通報する。この期間内にしつき出しへ郵

その郵便物は、賠償金を支払つた
一又は二以上の郵政庁の所有に帰
する。

二
海路

(2) 海里による表示

(b)

キロメートルによる表示（一海里を一・八五二キロメートルとする換算による。）

一一一

八、〇〇〇海里をこえるとき

四、八一六キロメートルをこえるとき

四八

海
日

三〇〇海里まで 海里による表示

8

五五六キロメートルまで

一一一

ム	ジ	ト	の	総重量		
フ	ラ	ン	ム	キ	ロ	グ
一	二	三	四	五	六	七
○	○	○	○	○	○	○
・	・	・	・	・	・	・
一	二	三	四	五	六	七
五	四	三	二	一	〇	一
一	二	三	四	五	六	七
五	六	七	八	九	〇	一
一	二	三	四	五	六	七
五	六	七	八	九	〇	一
一	二	三	四	五	六	七

○一五 ○一〇三 ○九〇 ○六六 ○五五 ○四六 ○三九 ○三三 ○二四 ○一七 ○一二 ○○七 ランサム

7
郵政厅は、差出人に支払つた賠償金で正当な理由があると認めたものについて定期的に清算するため、合意することができる。

第七十七条　亡失したものと認められた書留郵便物の後日の発見

3 差出人又は名あて人が賠償金額の返付と引換に郵便物を受け取つたときは、この金額は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁に還付する。

4 差出人及び名あて人が郵便物を受け取ることを放棄したときは、

他の郵政廳の業務(第三業務)で他の郵政廳の業務(第三業務)により交換される用袋についても各通過国のため又は運送に参与する業務が属する国のために、次の如きに掲げる越料を支払う。この越料は、開袋の差立国の郵政廳負担とする。もつとも、名義上は本国の二郵便局間の運送の費用はその国の負担とする。

2 二国間で直接に行われる海路運送でその一方の国の船舶によるものは、反対の取扱がない限り、第三業務とみなす。

3 海路越越は、閉袋が差立港内に連絡した岸壁に置かれた時に始まり、名て港の岸壁に置かれた時に終る。

4 誤送された閉袋は、越越料の支払に関しては、正常の線路を経由したものとみなす。誤送閉袋の運送に参加した郵政庁は、このため割当金を差立郵政庁から徴収する権利を有しない。ただし、差立郵政庁は、通常その閉袋の仲介を行なう国に対し、その閉袋に関する越越料を負担するものとする。

第八十条 継越料の免除
郵便料金の免除を受ける第三十八条から第四十条までに掲げる郵便物については、陸路又は海路のすべての越越料を免除する。

第八十一条 特殊業務
第七十九条に掲げる越越料は、郵政庁が他の郵政庁の依頼によつて特に開設し又は維持する特殊業務による運送には適用しない。この種類の運送に関する条件は、関係郵政庁間で協議して定める。

第八十二条 継越料の差引計算

1 継越料の総差引計算は、十四日の期間につき三年ごとに一回作成する統計資料に基いて行う。前記の期間は、いざれかの国の業務により一週六回未満交換される閉袋については、二十八日とする。統計の時期及び適用期間は、施行規則で定める。

2 二郵政庁間の年次差額が二十五 Franc をこえないときは、借方郵

政庁は、すべての支払を免除される。各郵政庁は、実際と著しく相違すると認める統計の結果を仲裁委員会の認定に付託することができない。その仲裁は、第三十三条に規定するところに従つて行われる。

4 仲裁者は、支払るべき越越料の金額を裁定する権利を有する。

第八十三条 軍艦又は軍用機との閉袋の交換

1 閉袋は、加盟国の郵便局とその国外にある艦隊、航空隊、軍艦若しくは軍用機の指揮官との間に、又はその艦隊、航空隊、軍艦若しくは軍用機の指揮官とその他の艦隊、航空隊、軍艦若しくは軍用機の指揮官との間で、他国の陸路又は海路の業務の仲介により、交換することができる。

2 この閉袋に納める各種類の通常郵便物は、閉袋の名あて艦若しくは名あて軍用機又は差立艦若しくは差立軍用機の将校及び乗組員が発受するものに限る。この郵便物に適用する料金率及び送達の条件は、軍艦又は軍用機の所属国の郵政庁がその内国規則に従つて定める。

3 反対の取扱がない限り、軍艦又は軍用機の所属国の郵政庁は、仲介郵政庁に対し、第七十九条の規定に従つて算出する閉袋の越越料を負担する。

第三部 最終規定

第八十四条 条約の効力発生及び有効期間

この条約は、千九百五十九年四月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の記載として、前記の諸国 政府の全權委員は、カナダ政府の記録に寄託されるべきこの条約の一通に署名した。その原本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十七年十月三日にオタワで作成した。

アフガニスタンのために

A・カユーム

オーストリアのために

ドクトル

昭和三十三年四月十日
衆議院会議録第二十八号(その一)
一千九百五十七年十月三日にオタリで作成された万國郵便条約及び關保諸約定の締結について承認を求めるの件
五八

スウェーデンのために	アラン・フルトマン
チリ・ニールンド	カール・アクセル・リョフイ
スイス連邦のために	トゥアゾン
シリアのために	シャブイ
H・ラハーム	E・ブツツイ
A・カダル・バグダディ	チニコスラヴィア連邦人民共和国のために
ユーライ・マニヤーク	ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために
スリン・ワイセトサコン	トルコのために
スワーン・サグワンオング	チニジアのために
A・C・ユスチュン	トルコのために
S・アイチュン	ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
K・カンチユルク	ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
K・J・セルゲイチュク	ウルグアイ東方共和国のために
W・ベナヴィーテス	ヴェネズエラ共和国のために
ヴ・チカン市国のために	ヴィクトール・ラヴィオ
ガストン・ヴィンチエント	エメット・P・ムルフィー
ヴ・ネズエラ共和国のために	オスカル・ミスレ
ヴィクトール・ラヴィオ	ルイス・J・グエヴァラ
ヴィエトナムのために	グエンリズイリエン

書 類 最 低 料 金	印 刷 物 最 低 料 金	商 品 最 低 料 金	郵便物		
			書 類 状 〔最初の重量段階〕	便 葉 書 〔通 往 復常 階階〕	郵 便 物 〔最初の重量段階〕
一 二 九 ・ 二 八	一 一 八 ・ 一 八	四 〇	一 一 六 ・ 一 六	四 〇	一 一 六 ・ 一 六
一 四 九 ・ 六 四	一 一 八 ・ 一 八	四 〇	一 一 八 ・ 一 八	四 〇	一 一 八 ・ 一 八

イエメンのために	グエンリズイリエン
ヨーロースラヴィア連邦人民共和国のために	N・ミラノヴィッチ
チニコスラヴィア連邦人民共和国のために	ワジィリエ・コヴァチエヴィツ
M・ミチツチに代つて	チニコスラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチに代つて	チニコスラヴィア連邦人民共和国のために
J・ヤニヤトヴィッチに代つて	チニコスラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチ	チニコスラヴィア連邦人民共和国のために

第一条 盲人用点字印刷物の郵便料金の免除に対する例外	第二条 選定した諸料金は、それらの間に基本諸料金の間における割合と同一の割合ができる限り保持しなければならない。各郵政局は、その料金を、場合に応じ、自國の貨幣制度の便宜に従つて増減して全額として引取する権能を有する。
第三条 業務用書類、印刷物、商品見本及び小形包装物については二オンスを五十グラムとみなす権能を有する。	第四条 もつとも、1に規定する引き上げを行ふ郵政局は、料金の未納又は不足の場合に微収する料金を、自己発の郵便物の引上料金に従ふことなく、条約第四十九条1に掲げる基本料金の相当額に従つて定め得る権能を有する。
第五条 貴重品の書留書状への封入に対する例外	第六条 外国における通常郵便物の差出
第七条 國際返信切手券を販売する権能を有する。	第八条 条約第五十八条の規定は、内国法

を採用することができない国は、例外の措置として、常衡オンス(二八・三四六五グラム)を代用し、書状及び「録音郵便」と称する郵便物については一オンスを二十グラム、また、業務用書類、印刷物、商品見本及び小形包装物については二オンスを五十グラムとみなす権能を有する。	第一条 の郵便料金の免除に対する例外
第三条 業務用書類、印刷物、商品見本及び小形包装物については二オンスを五十グラムとみなす権能を有する。	第二条 選定した諸料金は、それらの間に基本諸料金の間における割合と同一の割合ができる限り保持しなければならない。各郵政局は、その料金を、場合に応じ、自國の貨幣制度の便宜に従つて増減して全額として引取する権能を有する。
第五条 貴重品の書留書状への封入に対する例外	第四条 もつとも、1に規定する引き上げを行ふ郵政局は、料金の未納又は不足の場合に微収する料金を、自己発の郵便物の引上料金に従ふことなく、条約第四十九条1に掲げる基本料金の相当額に従つて定め得る権能を有する。
第六条 外国における通常郵便物の差出	第七条 國際返信切手券を販売する権能を有する。
第七条 國際返信切手券を販売する権能を有する。	第八条 条約第五十八条の規定は、内国法

セイロンのために	H・N・パール	ダドレー・ラムレト	スムラ	ミサラティ
Y・ヨガスンドラム	アニバール・マルティン	A・H・リッジ	A・ホベイカ	ルクセンブルグのために
チリのために	ホセ・ヴィラノーヴア	T・C・カーペンタ	アヒル・アニン	ロース
ルイス・カルヴァハル	アフリカにおけるスペインの領土	D・J・フォサギル	イルランドのために	ブロンドウロ
中国のために	E・プロベル・デ・カレボン	C・E・ヘインズ	S・A・A・ハフィダ	モロッコのために
劉錫	ニエヴェス	アニバール・マルティン	アイルランドのために	ペナブド
柳克述	アニバール・マルティン	ホセ・ビエイユ	アイルランドのために	メキシコのために
干潤生	ホセ・ビエイユ	ホセ・ビエイユ	モナコ公国のために	モナコ
コロンビア共和国のために	ベルハネ・ケブレックテ	ベルハヌ・ディンケ	バスカン	バスカン
ホアキン・ピニエロス・コル	アニバール・マルティン	フィンランドのために	M・ヴィダル	ラウロ・F・ラミレス
バス	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	ス・A・A・ハフィダ	ペナブド
ヴィクトール・グティエレ	ホセ・ビエイユ	ベルハヌ・ディンケ	アヒル・アニン	ルクセンブルグのために
ス	エティオピアのために	フィンランドのために	ア・モタメディ	ミサラティ
J・メンデス・カルヴァオ	ベルハヌ・ディンケ	エティオピアのために	オデインアン	アヒル・アニン
グスター・ヴォ・エチエヴェリ	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	マグヌス・ヨクムスン	ルクセンブルグのために
大韓民国のために	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	イスラエルのために	モロッコ
P・W・ハン	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	オデインアン	アヒル・アニン
ジョン・チュ	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	マグヌス・ヨクムスン	ルクセンブルグのために
スク・フン・ウン	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	イスラエルのために	モロッコ
コスタ・リカ共和国のために	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	オデインアン	アヒル・アニン
F・ギゴウ	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	マグヌス・ヨクムスン	ルクセンブルグのために
O・S・グティエレス	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	イスラエルのために	モロッコ
E・ミランダ	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	オデインアン	アヒル・アニン
デンマークのために	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	マグヌス・ヨクムスン	ルクセンブルグのために
アルネ・クロッゲ	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	イスラエルのために	モロッコ
J・M・S・アンデルセン	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	オデインアン	アヒル・アニン
ドミニカ共和国のために	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	マグヌス・ヨクムスン	ルクセンブルグのために
ハンス・コーン	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	イスラエルのために	モロッコ
エジプトのために	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	オデインアン	アヒル・アニン
M・バクダディ	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	マグヌス・ヨクムスン	ルクセンブルグのために
A・バキール	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	イスラエルのために	モロッコ
M・I・ソブヒ	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	オデインアン	アヒル・アニン
サルヴァドル共和国のために	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	マグヌス・ヨクムスン	ルクセンブルグのために
A・アントニオ・アンドラ	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	イスラエルのために	モロッコ
エクアドルのために	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	オデインアン	アヒル・アニン
ルイス・カルヴァハル	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	マグヌス・ヨクムスン	ルクセンブルグのために
スペインのために	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	イスラエルのために	モロッコ
E・プロベル・デ・カレボン	ホセ・ビエイユ	エティオピアのために	オデインアン	アヒル・アニン
海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために	フランスの海外郵便電気通信厅によつて代表される地域全体のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
R・H・ロック	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
ガーナのために	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
ハイティ共和国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
マルシアル・ベトゥルス	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
ホンデュラス共和国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
ハングリー人民共和国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
ディヂ	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
G・レーヴェース	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
イングのために	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
マニー・フィリップ	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
S・N・ダス・グプタ	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
K・ゴバラクリシュナン	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
インドネシア共和国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
A・バーサ	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
リビアのために	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
バッカス・ページ	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために
オランダ領アンティール及びスリナムのために	日本国のために	日本国のために	日本国のために	日本国のために

昭和三十三年四月十日 衆議院会議録第二十八号(その二)

日程に記載された問題が取り扱われる場合には、連合の代表者は、これらの諸機関の討議に投票権なしで参加するよう招請される。

3 連合の代表者は、連合の権限内にある問題が討議される総会の会合に諮問的資格で出席し、かつ、連合が関係を有する問題を取り扱う総会の主要な委員会の討議に投票権なしで参加するよう招請される。

4 国際連合事務局は、連合が提出するすべての文書による通知を、場合に応じ、総会、理事会及びその機関並びに信託統治理事会の構成員に配布する。同様に、連合は、国際連合が提出する文書による通知を連合員に配布する。

するため、すべての措置を執るものとする。その勧告は、連合にあてて行つるものとして、直接に連合員にあてて行つてはならない。

2 連合は、前記の勧告に関し、国際連合の請求により国際連合と意見を交換し、また、連合又は連合員がその勧告について執つた措置又はその勧告を考慮したために生じた他のすべての結果について、適当な時に国際連合に報告する。

3 連合は、専門機関の活動と国際連合の活動との効果的な調整を確保するために必要な他のすべての措置に協力する。特に、連合は、理事会がこの調整を容易にし、かつ、この目的を達成するために必要な情報を提供するため設置するすべての機関と協力する。

(d) 國際連合事務総長は、連合の國際事務局長の請求により、連合に特別に關係がある情報を連合に提供するような意見の交換を連合の國際事務局長と行う。

第六条 国際連合に対する援助

1 連合は、国際連合及びその主要機関及び補助機関と協力すること並びに万国郵便条約の規定に合致する範囲内でこれらに援助を提供することに同意する。

2 國際連合加盟国に関しては、連合は、憲章第百三條の規定に従い、万国郵便条約及びこれに附属する約定のいずれの規定も、国際連合に対する当該加盟国の義務の遵守を妨げ又は制限するものとして援用することができないことを承認する。

第七条 職員に関する取扱い

国際連合及び連合は、職員の雇用条件をできる限り統一するため及び

その募集上の競争を避けるため、必

要な範囲内で協力する。

第八条 統計業務

国際連合及び連合は、情報及び

統計資料の最大の効果及び利用を確保するために協力することに同

意する。

2 連合は、国際連合が諸国際機関の一般的目的に役立つ統計の収集、分析、発表、統一及び改良を行

う中央機関であることを承認する。

3 国際連合は、連合がその固有

の分野に属する統計の収集、分

析、発表、統一及び改良を行う資

格を有する機関であることを承認

(d) 國際連合事務総長は、連合の國際事務局長の請求により、連合に特別に關係がある情報を連合に提供するような意見の交換を連合の國際事務局長と行う。

第六条 国際連合に対する援助

援助

する。ただし、この統計が国際連合自身の目的的実現のため及び全世界にわたる統計の発達のために重要な限り、国際連合がこの統計に対して関心を有することを妨げるものではない。

第九条 事務上及び技術上の業務

1 國際連合及び連合は、その職員及び資源を最もよく利用するため、相互に競争する業務又は重複する業務の創設を避けることが望ましいことを承認する。

2 國際連合及び連合は、公文書の登録及び保管のためすべての有用な措置を執る。

第十条 予算規定

連合の年次予算是、国際連合に通知し、総会は、これに関して連合の大会議に勧告を行う権能を有する。

第十一条 特別業務費の支弁

連合がこの協定の第五条その他の規定により特別報告、研究又は情報を請求したために連合が多額の臨時費の支出を要するに至つた場合には、この費用の支弁の最も公正な方法を決定するため意見を交換する。

この協定は、国際連合及び連合のいずれかの一方による六箇月の予告の後に、これらの機関の間の合意により改正することができる。

この協定は、国際連合及び連合の承認を得た後、最も早い場合においても、協定と同時に、効力を生ずる。

「万国郵便連合の職員は、第十四条との間の協定に補足条文として追加する。」

この協定は、国際連合総会及び万国郵便連合によつて承認された時から効力を生ずる。

次に掲げる郵便物については、航空運送を許す。これらの郵便物は、この場合には、「航空通常郵便物」という。

(a) 条約第四十八条に掲げるすべての郵便物で代金引換とした又は代金引換としないもの

(b) 新聞紙及び定期刊行物の予約に關する約定に規定するすべての郵便物

(c) 郵便為替証書、代金引換為替証書、現金取立証券、到達証、払渡済通知書及び登記済通知書

(d) 差出郵政庁が引き受けけるべきは、第二条で定義する航空書簡

(e) 航空路による価格表記の書状及び箱物の交換を許す諸国との関係においては、代金引換としたかどうかを問わず、価格表記の書状及び箱物

機関の間に有効な連絡を確保するため貢献することを希望する旨を表明し、また、合意によりこのために必要な措置を執る意思を確認する。

2 この協定に定める連絡に関する規定は、連合と附属業務及び地域的業務を含む国際連合との関係に対し、望ましい限り、適用する規定は、連合と附属業務及び地域的業務を含む国際連合との関係に対し、望ましい限り、適用する。

第十四条 協定の実施

国際連合事務総長及び連合の実施連絡委員会委員長は、この協定の適用のため、国際連合及び連合の経験にかんがみて望ましいと認められるすべての補足的取扱を締結することができる。

万国郵便連合が、憲章第六十三条の規定に従つて国際連合と万国郵便連合との間に締結された協定を補足するためのこの種類の補足的協定を締結することを希望しているので、ここに次のとおり協定される。

第一条 航空郵便に関する規定

第一編 総則

第一章 引受、料金

第二条 航空運送を許す郵便物

第三条 航空運送を許す郵便物

第四条 航空通常郵便物

第五条 航空普通郵便物

第六条 航空簡便郵便物

第七条 航空普通簡便郵便物

第八条 航空簡便郵便物

第九条 航空普通簡便郵便物

第十条 航空普通簡便郵便物

第十一条 航空普通簡便郵便物

第十二条 航空普通簡便郵便物

第十三条 航空普通簡便郵便物

第十四条 航空普通簡便郵便物

第十五条 航空普通簡便郵便物

第十六条 航空普通簡便郵便物

第十七条 航空普通簡便郵便物

第十八条 航空普通簡便郵便物

第十九条 航空普通簡便郵便物

第二十条 航空普通簡便郵便物

第二十一条 航空普通簡便郵便物

第二十二条 航空普通簡便郵便物

第二十三条 航空普通簡便郵便物

第二十四条 航空普通簡便郵便物

第二十五条 航空普通簡便郵便物

第二十六条 航空普通簡便郵便物

第二十七条 航空普通簡便郵便物

第二十八条 航空普通簡便郵便物

第二十九条 航空普通簡便郵便物

第三十条 航空普通簡便郵便物

第三十一条 航空普通簡便郵便物

第三十二条 航空普通簡便郵便物

第三十三条 航空普通簡便郵便物

第三十四条 航空普通簡便郵便物

第三十五条 航空普通簡便郵便物

第三十六条 航空普通簡便郵便物

第三十七条 航空普通簡便郵便物

第三十八条 航空普通簡便郵便物

第三十九条 航空普通簡便郵便物

第四十条 航空普通簡便郵便物

第四十一条 航空普通簡便郵便物

第四十二条 航空普通簡便郵便物

第四十三条 航空普通簡便郵便物

第四十四条 航空普通簡便郵便物

第四十五条 航空普通簡便郵便物

第四十六条 航空普通簡便郵便物

第四十七条 航空普通簡便郵便物

第四十八条 航空普通簡便郵便物

第四十九条 航空普通簡便郵便物

第五十条 航空普通簡便郵便物

第五十一条 航空普通簡便郵便物

第五十二条 航空普通簡便郵便物

第五十三条 航空普通簡便郵便物

第五十四条 航空普通簡便郵便物

第五十五条 航空普通簡便郵便物

第五十六条 航空普通簡便郵便物

第五十七条 航空普通簡便郵便物

第五十八条 航空普通簡便郵便物

第五十九条 航空普通簡便郵便物

第六十条 航空普通簡便郵便物

第六十一条 航空普通簡便郵便物

第六十二条 航空普通簡便郵便物

第六十三条 航空普通簡便郵便物

第六十四条 航空普通簡便郵便物

第六十五条 航空普通簡便郵便物

第六十六条 航空普通簡便郵便物

第六十七条 航空普通簡便郵便物

第六十八条 航空普通簡便郵便物

第六十九条 航空普通簡便郵便物

第七十条 航空普通簡便郵便物

第七十一条 航空普通簡便郵便物

第七十二条 航空普通簡便郵便物

第七十三条 航空普通簡便郵便物

第七十四条 航空普通簡便郵便物

第七十五条 航空普通簡便郵便物

第七十六条 航空普通簡便郵便物

第七十七条 航空普通簡便郵便物

第七十八条 航空普通簡便郵便物

第七十九条 航空普通簡便郵便物

第八十条 航空普通簡便郵便物

第八十一条 航空普通簡便郵便物

第八十二条 航空普通簡便郵便物

第八十三条 航空普通簡便郵便物

第八十四条 航空普通簡便郵便物

第八十五条 航空普通簡便郵便物

第八十六条 航空普通簡便郵便物

第八十七条 航空普通簡便郵便物

第八十八条 航空普通簡便郵便物

第八十九条 航空普通簡便郵便物

第九十条 航空普通簡便郵便物

第九十一条 航空普通簡便郵便物

第九十二条 航空普通簡便郵便物

第九十三条 航空普通簡便郵便物

第九十四条 航空普通簡便郵便物

第九十五条 航空普通簡便郵便物

第九十六条 航空普通簡便郵便物

第九十七条 航空普通簡便郵便物

第九十八条 航空普通簡便郵便物

第九十九条 航空普通簡便郵便物

第一百条 航空普通簡便郵便物

第一百一十条 航空普通簡便郵便物

第一百二十条 航空普通簡便郵便物

第一百三十条 航空普通簡便郵便物

第一百四十条 航空普通簡便郵便物

第一百五十条 航空普通簡便郵便物

第一百六十条 航空普通簡便郵便物

第一百七十条 航空普通簡便郵便物

第一百八十条 航空普通簡便郵便物

第一百九十条 航空普通簡便郵便物

第一百二十条 航空普通簡便郵便物

第一百三十一条 航空普通簡便郵便物

第一百四十一條 航空普通簡便郵便物

第一百五十一條 航空普通簡便郵便物

第一百六十一條 航空普通簡便郵便物

第一百七十一條 航空普通簡便郵便物

第一百八十一條 航空普通簡便郵便物

第一百九十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百二十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百三十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百四十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百五十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百六十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百七十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百八十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百九十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百一十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百二十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百三十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百四十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百五十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百六十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百七十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百八十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百九十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百一百一十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百一百二十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百一百三十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百一百四十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百一百五十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百一百六十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百一百七十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百一百八十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百一百九十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百一百一百一十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百一百一百二十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百一百一百三十一條 航空普通簡便郵便物

第一百一百一百一百一百四十一條 航空普通簡便郵便物

<b

第二条 航空書簡

1 航空書簡は、適宜に折りたたみ、かつ、のりつけした一枚の紙からなり、その大きさは、この形態において郵便葉書の大きさと同一でなければならない。このように折りたたんだ紙片の表面となつた部分は、名あてにて、かつ、必ず「Aerogramme」の印刷した記載がなければならない。差出国の言語による類似の記載は、任意とする、航空書簡は、いかなる物も包有してはならない。航空書簡は、差出国の規則が許すときには、書留として発送することができる。

2 各郵政庁は、航空書簡の発行、製造及び売りさばきの条件を定め、各郵政庁は、航空書簡に関する規定は、航空書簡として差し出された航空通常郵便物であつても1に定める条件を満たさないものには適用しない。この郵便物は、第六条の規定に従つて取り扱う。もつとも、郵政庁は、すべての場合に、この郵便物を平面路で送達する権能を有する。「Aerogramme」の記載は、二条の太い横線で消さなければならぬ。

第三条 料金

1 航空通常郵便物は、料金上、三種類に分け、増料金のある航空通常郵便物、増料金のない航空通常郵便物及び航空書簡とする。

2 原則として、航空通常郵便物については、条約及び諸約定により許される郵便料金のか、差出国の郵政庁が定める料金率の航空運送の

増料金を支払う。条約第三十九条及び第四十条に掲げる郵便物についても、同一の増料金を課す。

これらのすべての通常郵便物は、増料金のある航空通常郵便物といふ。

3 案約第三十八条に掲げる郵便業務に関する通常郵便物については、国際事務局が差し出るものと除き、航空増料金を支払わない。

4 郵政庁は、航空通常郵便物の料金前納のため、併合料金を定めることができる。

5 郵政庁は、名あての郵政庁に通報することを条件として、航空運送の増料金を徴収しない権能を有する。この条件で許す通常郵便物は、増料金のない航空通常郵便物といふ。

6 第二条に規定する航空書簡については、原いては、差出国において増料金のない書次の最初の重量段階に適用する料金と少くとも同額の料金を支払う。

7 増料金は、運送料と密接な関係を有するものとし、この増料金の総額は、原則として、当該運送につき支払うべき料金をこえてはならない。

8 増料金は、利用される送達路のいかんを問わず、同一名あての全領域につき均一でなければならない。

9 増料金は、差出の際に支払わなければならない。

10 往復郵便葉書の「返信」の部の復路の運送に関する増料金は、この

部の返送の際に支払わなければならない。

11 各郵政庁は、航空通常郵便物に適用する増料金の計算については、添附されることある公衆用式紙の重量を算入することができ

る。

12 料金の未納又は不足の航空通常郵便物で差出人により補正されることができないものは、次のように取り扱う。

(a) 料金の未納の場合には、増料金のある航空通常郵便物は、条約第五十二条及び第五十五条の規定に従つて取り扱う。差出のうちに、「Par avion」の語を有し、した又は附さない青色の特別の票符又は同色の印影を有しなければならない。

(b) 料金不足の場合には、増料金のある航空通常郵便物は、支払われた料金が少くとも航空増料金額を表示するときは、航空路により運送する。もつとも、差出郵政庁は、支払われた料金が少くとも増料金の百分の七十五又くとも増料金の百分の七十五又は併合料金の百分の七十五を表示するときにおいても、この郵便物を航空路により運送する権能を有する。航空通常郵便物で支払われた料金が、場合により、航空増料金又は航空増料金の百分の七十五若しくは併合料金の百分の七十五を表示しないときは、条約第五十二条及び第五十五条の規定に従つて取り扱う。

(c) 徴収すべき料金の額が差出郵政局の日附印によつて証明されなければならぬ。

13 増料金のある航空通常郵便物で料金の未納又は不足の

收取することなく配達する権能を有する。

第二章 送達、配達、転送、

差出元への返送

第七条 送達

1 自國の航空通常郵便物の運送の

ために航空交通機関を使用する郵

政庁は、他の郵政庁から到着する

増料金のある航空通常郵便物を同

一交通機関により送達しなければならない。増料金のない航空通常郵便物についても、航空機の積載容積が許し、かつ、差出郵政庁が請求する限り、同様とする。

2 航空業務を実施しない國の郵政

府は、郵便に利用される最も速達

の線路により航空通常郵便物を送

達する。平面路による送達がなん

らかの理由により航空線路の利用

に比して有利であるときも、同様

とする。

3 航空閉袋は、差立國の郵政庁が請求する線路により送達しなければならない。ただし、この線路が總越國の郵政庁によつて自己の閉袋の運送に利用される場合に限る。この送達が不可能であるとき、又は積換の時間が十分でないときは、差立國の郵政庁にその旨を通知しなければならない。

4 航空業務の過誤により又は不可抗力により所定の線路からそれた航空閉袋及び航行の中止により留め置かれた航空閉袋は、寄港した空港の郵便取扱者が引き継ぐ。郵便取扱者は、最も速達の線路により、当該閉袋を名あて地に総送しなければならない。

第八条 配達

第三章 航空運送に対する報酬

航空通常郵便物は、配達局に到着した後最初の配達に付さなければならぬ。

第九条 航空通常郵便物の転送又は差出元への返送

1 居所を変更した名あて人にあてた航空通常郵便物は、原則として、増料金のない通常郵便物について普通に利用される運送方法によつて新名あて地に転送する。同一の運送方法は、配達不能となつた航空通常郵便物及び、なんらかの理由により、名あて人に配達されなかつた航空通常郵便物の差出元への返送についても、利用する。

2 名あて人(転送の場合)又は差出人(差出元への返送の場合)の明らかな請求があり、かつ、関係者が新航空路に相当する増料金を支払うことと約束するときは、当該郵便物は、航空路により転送し、又は返送することができる。これらの場合には、増料金は、郵便物の配達の際に徴収され、かつ、配達郵政局が收得する。最初の運送について平面路により送達した通常郵便物は、同一の条件で、航空路により再発送することができる。

3 転送の封筒及び合括の封筒は、あらかじめ増料金が転送局に支払われない限り、又は2の規定に従つて名あて人若しくは、場合に応じ、差出人が新航空路に相当する増料金を負担しない限り、増料金のない通常郵便物について普通に利用される運送方法によつて新名あて地に送達する。

6 航空機の突發事故の場合は航空運送事業者の責任を生じさせる

(a) L.C.郵便物(書類、航空書簡、郵便葉書、郵便為替証書、代金引換為替証書、現金取立証券、価格表記の書類及び箱物、払渡済通知書、登記済通知書及び到達証)

もつとも、仲介郵政局は、二十

をこえない数の平均料金率に基いて、開袋通常郵便物につき運送の

報酬を算出する権利を有する。各

の理由がある場合には、運送の

部分に関するものとし、その群の諸名

のうち正常に寄港した最後の

所定の空港に郵便物を交付するこ

とができるときは、報酬は、運

送路のうち正常に寄港した最後の

所定の空港に郵便物を交付するこ

とができるときは、報酬は、運

送を行ひ郵政局は、この運送に対する報酬を請求する権利を有する。

この原則は、誤送され、若しくは所定の線路からそれた又は総

越料を免除される航空閉袋及び開

袋継続航空通常郵便物にも適用す

る。差立郵政局が、誤送閉袋につ

き支払わなければならない追加の

運送料は、送達の過誤を犯した業

務の属する郵政局が差立郵政局に

償還する。

3 開袋継続航空通常郵便物の航空運送に対する報酬は、第十二条4に規定する条件で差立郵政局の負担とする。

4 運送料免除につき合意がある場合を除き、自国内において郵便物の航空運送を行う名あて郵政局は、この運送の報酬を請求する権利を有する。

5 開袋継続航空通常郵便物の航空運送に対する報酬は、同一の運送路による航空業務の事業費を分担することなくこれを利用するすべての郵政局に対し均一でなければならぬ。報酬が名あて国内における航空路による総送に対する請求される場合には、その報酬は、外國から到着するすべての航空閉袋について、航空路によりその郵便物の一部が総送されると全部が総送されると同様に計算される。

6 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金率に距離を乗じて得られる国内航

路又は海路について適用する。た

だし、総料金の支払は、次の場

合をする。

7 運送中に航行が中断したために所定の空港に郵便物を交付するこ

とができるときは、報酬は、運

送路のうち正常に寄港した最後の

所定の空港に郵便物を交付するこ

とができるときは、報酬は、運

送を行ひ郵政局は、この單

一料金は、千九百五十二年七月一日現在の運送料金率が一フランの千分の三をこえる線路に

より運送されるL.C.郵便物につ

いては、最高一フランの千分の

四とする。

8 関係郵政局間に反対の取扱がな

い限り、条約第七十九条の規定は、航空通常郵便物に関しては、当該

航空通常郵便物が運送されることがある陸

上に規定する条件で差立郵政局の負

担とする。

9 運送料免除につき合意がある場

合を除き、自国内において郵便物

の航空運送を行いうる名あて郵政

局は、この運送の報酬を請求する権利を有する。

10 開袋継続航空通常郵便物の航空運送に対する報酬は、同一の運送路による航空業務の事業費を分担することなくこれを利用するすべての郵政局に対し均一でなければならぬ。報酬が名あて国内における航空路による総送に対する請求される場合には、その報酬は、外國から到着するすべての航空閉袋について、航空路によりその郵便物の一部が総送されると全部が総送されると同様に計算される。

11 基本料金率及び報酬の計算

1 航空運送に関する郵政局間の勘定の決済に適用すべき基本料金率

は、総重量一キログラム及び一キロメートルごとに定める。この料

金率は、次のとおりとし、キログ

ラムの端数には比例的に適用す

る。

2 2及び3に規定する例外を除

て、当該郵便物の純重量に従つて

3 開袋継続航空通常郵便物に対する航空運送の報酬は、原則として、当該郵便物の純重量に従つて計算する。この場合には、運送の報酬の総額は、百分の五引き上げる。

4 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金率に距離を乗じて得られる国内航

路又は海路について適用する。た

だし、総料金の支払は、次の一

4 もつとも、仲介郵政局は、二十

をこえない数の平均料金率に基いて、開袋通常郵便物につき運送の

報酬を算出する権利を有する。各

の理由がある場合には、運送の

部分に関するものとし、その群の諸名

のうち正常に寄港した最後の

所定の空港に郵便物を交付するこ

とができるときは、報酬は、運

送を行ひ郵政局は、この單

一料金は、千九百五十二年七月

月一日現在の運送料金率が一フ

ランの千分の三をこえる線路に

より運送されるL.C.郵便物につ

いては、最高一フランの千分の

四とする。

5 名あて国内における航空運送の

ために支払べき報酬は、L.C.郵

便物及びA.O.郵便物の二種類のそ

れぞれにつき、単一料金として定

められる。これらの料金は、1に規定

する料金率に基いて、かつ、内国

線路網において国際郵便に使用さ

れる運送路の平均距離に従つて算

出する。

6 2から5まで掲げる報酬の計

算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

7 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

8 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

9 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

10 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

11 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

12 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

13 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

14 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

15 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

16 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

17 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

18 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

19 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

20 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

21 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

22 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。

23 2から5まで掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金

率に距離を乗じて得られる国内航

空運送料金率及び国際航空運送料

金率は、サンチームの数字が五を

こえるかこえないかに従つて、十

サンチームに切り上げ、又は切り

捨てる。</p

10

関係郵政庁の反対の意見がない限り、閉袋は、他の同種類の閉袋、すなわち、同種類(LC又はAO)の郵便物を包有する閉袋に納入することができる。

11

公海において船舶内で差し出された航空通常郵便物であつて船舶の所属国又は維持国の郵便切手で料金が前納されたものは、途中の寄港地においてその郵便物を郵政庁に開袋で交付する場合には、明細表AV2を、又は、船舶に郵便局がないときは、仲介郵政庁が航空運送の報酬を請求する基礎となる重量の表を添付しなければならない。明細表AV2又は重量の表には、名あて国別の通常郵便物の重量、日付並びに船舶の名及び国籍を記載し、かつ、船舶ごとに年次連続番号を附さなければならぬ。これらの指示は、船舶から通常郵便物を受け取る郵便局が点検する。

12

空港に設置された郵便局に締切時刻後に差し出された普通の航空通常郵便物は、名あて交換局にあつた封筒に入れ、明細表AV7に記入して出発直前の当該航空機により差し立てる。

第十八条 引渡明細表

1 空港において交付する閉袋には、この「規定」に附屬する様式AV7に適合する白色の引渡明細表を香港地ごとに最高五通添附する。表者が署名した後、差立局が保存する。その他の四通は、運送会社に交付する。

2 引渡明細表AV7のうち一通は、地上業務を行う航空会社の代表者が署名した後、差立局が保存する。その他の四通は、運送会社に交付する。

3 運送会社に交付する引渡明細表AV7四通のうち、第一通は、積載空港において、地上業務を行う航空会社が保存し、第二通は、荷卸空港において郵袋の引渡の際に正當に署名された後、会社のため乗組員が保管し、第三通は、荷卸空港において、地上業務を行う航空会社に交付し、第四通は、閉袋に添附して、引渡明細表をあらるべき郵便局に交付する。

4 仲介局は、自己が受け取るべき航空機への直接の積換を許すことである。この場合には、運送事局が当初作成した引渡明細表の添附のないものを航空会社から交付されたときは、点検状によりその旨を差立局に通知する。同仲介局は、閉袋の受領、自己に当該閉袋を交付した会社の名称及び名あて地の空港まで継送を行つた会社の名称をこの点検状に記載する。

1 同一航空線路により運送される

1 空港における
作業の実施
郵政庁は、自國の空港に送付された航空閉袋の受領及び継送を最良の状態で行うため必要な措置を執る。

第二十九条 合装郵袋

郵政庁は、航空通常郵便物の税関検査に關する作業をすみやかに行わせるため必要なすべての措置を執る。

第二十条 空港における
作業の実施
郵政庁は、航空通常郵便物の税関検査に關する作業をすみやかに行わせるため必要なすべての措置を執る。

1 合装郵袋としてかつ別個に記載しなければならない。
第二十条 空港閉袋の積換は、関係郵政庁間に反対の合意がない限り、積換が行われる國の郵政庁が行う。この規則は、積換が同一運送事業者の連續する二線路の航空機間ににおいて行われるときは、適用しない。

2 繼越國の郵政庁は、航空機から航空機への直接の積換を許すことができる。この場合には、運送事局が当初作成した引渡明細表の添附のないものを航空会社から交付されたときは、点検状によりその旨を差立局に通知する。同仲介局は、閉袋の受領、自己に当該閉袋を交付した会社の名称及び名あて地の空港まで継送を行つた会社の名称をこの点検状に記載する。

3 事故が発生した國の郵政庁は、電信により郵便物の状態についてすべての前の寄港地の郵政庁に通報しなければならない。通報を受けた郵政庁は、他のすべての関係郵政庁に電報で通知しなければならない。

4 事故があつた航空機に郵便物を積載した郵政庁は、引渡明細表AV7の写を事故が発生した國の郵政庁に送付しなければならない。

1 航空運送の報酬の差引計算は、計算期間中に実際に運送された閉袋の総重量を基礎として、又は同じ期間中に実際に運送された開袋総重量を基礎とする。差引計算期間は、貨方郵政庁の選択により、一箇月又は三箇月とすることができる。もつとも、郵便計算書を交換しない郵政庁の間において行う。開袋継越航空通常郵便物について、運送の報酬の総額は、百分の五引き上げる。差引計算期間は、貨方郵政庁の選択により、一箇月又は三箇月とする。

2 1の規定にかかるらず、郵政庁は、合意の上、統計表に基いて勘定の決済を行ふことを決定することができる。この場合には、統計表及び計算書を作成しない。

3 第二十二条 航空通常郵便物の税関検査は、近い郵便局が最速達の線路により開袋の名あて国に継送する。継越を行つた業務が属する郵政庁は、開袋の差立郵政庁にその旨を通知する。

第二章 計算、勘定の決済
第二十五条 航空運送の報酬の差引計算の方法

1 合装郵袋としてかつ別個に記載しなければならない。
第二十四条 事故又は航行中断の場合に
返送 執るべき措置
郵政庁は、票札に記載すべき名あてを有しなければならない。関係郵政庁は、票札に記載すべき名あてに差し立てる。

2 合装郵袋の票札は、きわめて明らかな「Sac collecteur」の記載を有しなければならない。関係郵政庁は、票札に記載すべき名あてに差し立てる。

3 合装郵袋に納入されている旨を指示しなければならない。

4 合装郵袋は、明細表AV7に、

1 運送中の突発事故により航空機が航続することができず、

5 航空機が相当の時間航行を中断し郵便物の遅延を生じさせるおそれがあるとき、又は航空機が不可抗力により名あて国に着陸することができないときは、開袋は、そ

れの差立國のいかんを問わず、最も近い郵便局が最速達の線路により開袋の名あて国に継送する。継越を行つた業務が属する郵政庁は、開袋の差立郵政庁にその旨を通知する。

第二章 計算、勘定の決済
第二十六条 航空閉袋に関する規定

1 条約の施行規則第百七十三条の規定に従い、からさま平面路により差立郵政庁に返送しなければならない。もつとも、空郵袋の数が十個に達するときは、特別用袋を作成しなければならない。

2 1の規定にかかるらず、郵政庁は、合意の上、統計表に基いて勘定の決済を行ふことを決定することができる。この場合には、統計表及び計算書を作成しない。

3 第二十六条 航空閉袋に関する規定

4 第二十六条 航空閉袋に関する規定

第三十二条

この「規定」の

効力発生及び

有効期間

この「規定」は、条約の効力発生

の日に効力を生ずる。

この「規定」は、関係締約国間の

共通の合意により更新されない限

り、条約と同一の有効期間を有す

る。

千九百五十七年十月三日にオタワ
で作成した。

アフガニスタンのために

A・カユーム

モハメッド・カーセム・ファ

ゼリ

南アフリカ連邦のために

L・C・バーク

アルバニア人民共和国のために

ドクトル

E・J・マホーニイ

ボリヴィアのために

エルネスト・カセレス

千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求める件

昭和三十三年四月十日

衆議院会議録第二十八号(その二)

千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求める件

スウク・ソン・ウン

コスタ・リカ共和国のために

F・ヒメネス

キニバ共和国のために

F・ギザウ

O・S・グティエレス

E・ミランダ

D・M・S・アンデルセン

J・M・S・アンデルセン

ラフエ

G・ブルトゥミユ

M・フォコン

クロード・バト

L・ラシェーズ

シャバール

P・ヴァネ

G・ブルトゥミユ

M・フォコン

ラフエ

コロニア・ソヴィエト社会主義共和国のために

ドミニカ共和国のために

エジプトのために

アルゼンチン共和国のために

ブルガリア人民共和国のために

ラテンアメリカ合衆国のために

トルコ共和国のために

ペルシャ共和国のために

モロッコ共和国のために

モロッコ王国のために

昭和三十三年四月十日 衆議院会議録第二十八号(その二) 千九百五十七年

ギリシャのために	J・メンドーサ	レナート・リリーニ	ニカラグアのために	ジヨゼ・ルシアン・ヴィエガ
ジョン・フランガキス	アントニオ・アリス	アウレリオ・ボンシリオ	アントニオ・アリス	D・J・フォサギル
デモブロス	ハイティ共和国のために	ブルネット・ブルネッティ	イタリアの統治下にあるソマリの	C・E・ヘインズ
ゲアテマラのために	マルシアル・ペトゥルス	ホンデュラス共和国のために	地域のために	ジヨゼ・デ・メディロス・ラ
J・メンドーサ	フリオ・A・ボエゾ	ハイティ共和国のために	ナード・ヨハネセン	モス
アントニオ・アリス	ハンガリー人民共和国のために	マルシアル・ペトゥルス	カール・ヨハネセン	インザル・リード
ハイティ共和国のために	マニー・フィリップ	ホンデュラス共和国のために	日本国のために	W・ショエレン
マルシアル・ペトゥルス	G・レーヴェース	フリオ・A・ボエゾ	アウレリオ・ボンシリオ	レナート・リリーニ
ハンガリー人民共和国のために	デディチ	マニー・フィリップ	ネ	アウレリオ・ボンシリオ
マニー・フィリップ	A・M・A・ガーニ	G・レーヴェース	ブルネット・ブルネッティ	ブルネット・ブルネッティ
スムラ	K・ゴバラクリシュナン	デディチ	日本国のために	日本国のために
A・M・ハルディガル	インドネシア共和国のために	G・レーヴェース	萩原徹	萩原徹
アヒルル・アニン	マニー・フィリップ	マニー・フィリップ	松井一郎	松井一郎
イラクのために	S・N・ダス・グプタ	スムラ	ジヨルドン・ハシェミワト王国の	ジヨルドン・ハシェミワト王国の
S・A・A・ハフイダ	K・ゴバラクリシュナン	K・ゴバラクリシュナン	ために	ために
アイルランドのために	A・モタメディ	インドネシア共和国のために	M・ルーザン	M・ルーザン
イスラエルのために	イラクのために	マニー・フィリップ	ラオスのために	ラオスのために
イスラエルのために	スムラ	スムラ	シタット	シタット
マグヌス・ヨクムスン	A・モタメディ	スムラ	ヴィレホング	ヴィレホング
C・ベニ・メナヘム	イラクのために	A・モタメディ	レバノンのために	レバノンのために
A・テナン	イスラエルのために	スムラ	ミシェル・オー	ミシェル・オー
C・ベニ・ラシダウ	イスラエルのために	スムラ	リベリア共和国のために	リベリア共和国のために
Y・L・ラシダウ	イスラエルのために	スムラ	マッキンレイ	マッキンレイ
イタリアのために	イスラエルのために	スムラ	パックス・ベージ	パックス・ベージ
ジヨルジ・プラガ	イスラエルのために	スムラ	リビアのために	リビアのために
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	ミサラティ	ミサラティ
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	ロース	ロース
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	ブロンドウロ	ブロンドウロ
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	モロッコのために	モロッコのために
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	ベナブド	ベナブド
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	ベルト	ベルト
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	ホセ・V・ララブーレ	ホセ・V・ララブーレ
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	フィリピン共和国のために	フィリピン共和国のために
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	F・クアデルノ	F・クアデルノ
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	ボーランド人民共和国のために	ボーランド人民共和国のために
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	H・バチコ	H・バチコ
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	T・ヤルン	T・ヤルン
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	M・ビアンコ	M・ビアンコ
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	J・クリメック	J・クリメック
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	H・ラハーム	H・ラハーム
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	A・カダル・バグダディ	A・カダル・バグダディ
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	チエコスロバキアのために	チエコスロバキアのために
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	エーライ・マニヤーク	エーライ・マニヤーク
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	タイのために	タイのために
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	N・ミラノヴィツチ	N・ミラノヴィツチ
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	ワジィリエ・コヴァチエヴィツチ	ワジィリエ・コヴァチエヴィツチ
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	M・ミチツチに代つて	M・ミチツチに代つて
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	N・ミラノヴィツチ	N・ミラノヴィツチ
スリン・ウイセトサコン	イスラエルのために	スムラ	J・ヤニヤトヴィツチに代つて	J・ヤニヤトヴィツチに代つて

航空郵便に関する規定の最終

下名の全権委員は、航空郵便に関する規定に署名するに際し、次のとおり協定した。

第一
条

第一条 航空通常類便物の重量単位の段階を引き下げる権能を有する。

ソヴィエト社会主义共和国連邦の特殊な地理的位置にかんがみ、同国の郵政庁は、世界のすべての国に對し、ソヴィエト社会主义共和国連邦の全領域において均一の増料金を適用する権利を留保する。この増料金は、航空路による通常郵便物の運送から生ずる実費をこえないものとす。

第一卷

ソヴィエト社会主義共和国連邦の特殊な地理的位置にかんがみ、同国の郵政は、世界のすべての国に対するソヴィエト社会主義共和国連邦の全領域において均一の増料金を適用する権利を留保する。この増料金は、航空路による通常郵便物の運送から生ずる実費をこえないものとする。

アフガニスタンのために

A・カユーム

南アフリカ連邦のために

L. C. バーク

アルバニア人民共和国の

メルシニイ

ドイツのために

ドクトル・シュタイン

ドクトル・シユスター

ドクトル ゼーバス ドクトル ライス シープ	アメリカ合衆国のために ジョージ・シードル グリーザー・アラン フレデリック・E・バトラー	J・パロウベク ヘルマニイ ベルギーのために ラマンス	
オーストリアのために ドクトル B・シャギンガード ドクトル P・マホルト	A・J・リオ E・J・マホーニイ ジョージ・シードル グリーザー・アラン フレデリック・E・バトラー スティーヴィー・マホーニイ ディヴィッド・S・グードソン レイモンド・K・ハンコック A・J・リオ E・J・マホーニイ サウディ・アラビア王国のため に	ベルギー領コンゴーのために J・ファン・ステンフォート 白ロシア・ソヴィエト社会主义共和国 和国のために バ・オウン クワーシャ ビルマのために ラ・ジュウ・ブリュ タム・オウン ボリヴィアのために エルネスト・カセレス ブラジル合衆国のために ジヨゼ・アルベルト・ビット ンコールト ジヨゼ・ルイス・リベイロ サミコ オクタヴィオ・レオポルディ ノ・カヴァルカンテ・デ・モ ラエス ハミルトン・ショル ペティナ・カイセルマン ブルガリア人民共和国のために P・ベクシエフ Y・ゴレマノフ カンボディアのために シルヴァ・デルビル B・F・ジョンズ W・ライト	オノン M・ロネイ リシール オノン ベルギー領コンゴーのために J・ファン・ステンフォート 白ロシア・ソヴィエト社会主义共和国 和国のために バ・オウン クワーシャ ビルマのために ラ・ジュウ・ブリュ タム・オウン ボリヴィアのために エルネスト・カセレス ブラジル合衆国のために ジヨゼ・アルベルト・ビット ンコールト ジヨゼ・ルイス・リベイロ サミコ オクタヴィオ・レオポルディ ノ・カヴァルカンテ・デ・モ ラエス ハミルトン・ショル ペティナ・カイセルマン ブルガリア人民共和国のために P・ベクシエフ Y・ゴレマノフ カンボディアのために シルヴァ・デルビル B・F・ジョンズ W・ライト
オーストリアのために ドクトル B・シャギンガード ドクトル P・マホルト	W・C・マッカーシエン H・N・バーレル セイロンのために	コロンビア共和国のために ホアキン・ピニェロス・コル パス ヴィクトール・グティエレス ス J・メンデス・カルヴァオ グスターヴォ・エチエヴェ リ P・W・ハン F・ヒメネス スウク・フン・ユン コスター・リカ共和国のために F・ギゴウ O・S・グティエレス E・ミランダ J・M・S・アンデルセン A・ハンセン M・バクリ M・I・ソブヒ M・バクダディ A・バキール A・アントニオ・アンドラ サルバドル共和国のために エジプトのために アルネ・クロッグ デンマークのために ドミニカ共和国のために ハンス・コーン エジプトのために アルネ・クロッグ デ A・アントニオ・アンドラ サルバドルのために ルイス・カルヴァハル スペインのために E・プロペル・デ・カレホ	
オーストリアのために ドクトル B・シャギンガード ドクトル P・マホルト	W・C・マッカーシエン H・N・バーレル セイロンのために	チリのために ルイス・カルヴァハル 中国のために 劉鍇 千鶴生 柳克述 干鶴生 コロンビア共和国のために ホアキン・ピニェロス・コル パス ヴィクトール・グティエレス ス J・メンデス・カルヴァオ グスターヴォ・エチエヴェ リ P・W・ハン F・ヒメネス スウク・フン・ユン コスター・リカ共和国のために F・ギゴウ O・S・グティエレス E・ミランダ J・M・S・アンデルセン A・ハンセン M・バクリ M・I・ソブヒ M・バクダディ A・バキール A・アントニオ・アンドラ サルバドル共和国のために エジプトのために アルネ・クロッグ デ A・アントニオ・アンドラ サルバドルのために ルイス・カルヴァハル スペインのために E・プロペル・デ・カレホ	

アフリカにおけるスペインの領土 のために	E・プロペル・デ・カレホ
ニエヴァース	ニアバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴア	ホセ・ヴィラノーヴア
エティオピアのために	ベルハネ・ケブレッテ
ベルハヌ・ディンケ	ベルハヌ・ディンケ
フィンランドのために	S・J・アホーラ
ウルフオ・タルビ・チエ	ウルフオ・タルビ・チエ
フランスのために	M・フォコン
ラフェ	ラフェ
クロード・バトー	クロード・バトー
L・ラシエーズ	L・ラシエーズ
シャバール	シャバール
P・ヴァネ	P・ヴァネ
G・ブルトゥミュ	G・ブルトゥミュ
アルジェリアのために	M・フォコン
ラフニ	ラフニ
クロード・バトー	クロード・バトー
L・ラシエーズ	L・ラシエーズ
シャバール	シャバール
P・ヴァネ	P・ヴァネ
G・ブルトゥミュ	G・ブルトゥミュ
フランスの海外郵便電気通信庁に よつて代表される地域全体のため に	海峡諸島及びマン島を含むグレー ト・ブリテン及び北部アイルラン ド連合王国のために
マイエル	マイエル
スキナジー	スキナジー
ガーナのために	ガーナのために

昭和二十二年四月十日 衆議院会議録第一千八号(その一二)

官 報 (号 外)

表 AV 1

(注) 表AV1は、国際事務局が作成し、郵政庁に配布する(1987年のオタワ条約の航空郵便に関する規定第30条1(2))。

卷之三

A
W

閉袋差立郵政序

明細表
番

開袋名あて郵政厅

差立交換局印 航空通常郵便物の重量
書留とした(1)

上記の通常郵便物を包有する旨(同封)。

古漢集

卷之三

差立日時 19 年 月 日 時 分

- (2) 開袋通常郵便物及び、場合に応じ、一定の地帶あての開袋通常郵便物の種類別の重量は、10グラムの端数が5グラムをこえるかこえないかに従つて、10グラムに切り上げ、又は切り捨てる。

1957年のオタワ条約の航空郵便に関する規定第17条5
大きさ 210×297 ミリメートル又は 210×148 ミリメートル

昭和二十三年四月十日　衆議院会議録第二十八号(その二) 千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国通商便約及び関税協定の締結について承認を求めるの件
五九九九

昭和三十一年五月廿四日 案議源外閣議案第十一十八号(やの1) 十九日付十七年十四月廿二日タカド半留めた内閣議案第十一十八号(やの1)

AV 3

閉袋差立郵政庁

閉袋輸送郵政庁

閉袋差立郵政庁

閉袋名あて郵政庁

重 量 表(1)

航空開袋輸送交換局

航空開袋

閉袋航空通帶郵便物

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

上記の通常郵便物を包有する 航空(2)閉袋差立交換局

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

名あて交換局 立期間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

(外) 報 告

AV 4

閉袋差立郵政庁

閉袋輸送郵政庁

閉袋差立郵政庁

閉袋名あて郵政庁

重 量 表(1)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

航空開袋輸送交換局

期 間 { 19 年 月 第 四半期 (2)

- (1) 二通送付すること。
- (2) 不要の事項を消すこと。

1957年のオタワ条約の航空郵便に関する規定第27条1

大きさ 210×297ミリメートル

1957年のオタワ条約の航空規定第27条2

大きさ 210×297ミリメートル

官 報 (号 外)

貸方郵政序

特別計算書

(基礎は、実際重量とする。)

この一月次(1)表の航空運送のための金額が帰属する郵政庁四平期

卷之四
半期
年集
19

۱۷

郵政序

五 漢明細錄

卷二 司馬遷

通鑑綱目卷之二

荷卸空港

1

貸方郵政序

機闇後乘

借方郵政序

卷之三

卷之三

名古屋市

(2) 小包を含む。

1961年のオランダの航空郵便に関する規定第28条3
大きさ 210×297ミリメートル

1957年のオタワ条約の航空郵便に関する規定第18条1
大きさ 210×297ミリメートル又は210×148ミリメートル

昭和三十三年四月十日 衆議院会議録第一八八号(その二) 千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件

六〇

1

さ十センチメートルをこえること
ができない。大きさの最小限は、
条約第四十九条1において書状に
つき規定するところに従う。

第四条 包有の許容

1 価格表記書状は、同意を表明し
た諸国間の関係においては、関税
を課されることがある物品を包有
することができる。

2 価格表記箱物は、必要な記載に
とどまる開封の案内書及び差出人
の居所氏名を附記した箱物の表記
の写一通を包有することができ
る。

3 医学上又は科学上の目的で発送
するあへん、モルヒネ、コカイン
その他の麻薬を包有する価格
箱物については、第五条1(b)の規
定に従うものとする。

第五条 包有の禁止

1 次に掲げる物品を包有する価格
表記郵便物は、發送を禁止する。
(a) 性質上又は包装上、取扱者に
危害を及ぼし、又は通常郵便物
を汚染し若しくは損傷すること
がある物品。

(b) あへん、モルヒネ、コカイン
その他の麻薬。ただし、この禁
止は、医学上又は科学上の目的
で、この目的を有することを条件
としてこれらの物品を許す國
にあって価格表記箱物の形態に
より行う発送には、適用しな
い。

(c) 名あて国において輸入又は流
布を禁止する物品
(d) 爆発性、発火性又は危険性
ある物質

(e) わいせつな又は不道徳な物品
た又は加工しない白金、金又は
銀、宝石、珠玉その他の貴重品を
包有してはならない。第四条1の
規定を留保して、この書状は、ま
た、関税を課されることのある物
品を包有してはならない。

2 価格表記書状は、硬貨、加工し
た又は加工しない白金、金又は
銀、宝石、珠玉その他の貴重品を
包有してはならない。第四条1の
規定を留保して、この書状は、ま
た、関税を課されることのある物
品を包有してはならない。

3 価格表記箱物は、次の物品を包
有してはならない。
(a) 現実的かつ対人的な通信の性
質を有する書類
(b) 銀行券、紙幣又は各種類の持
参人払有価証券

4 第六条 誤つて引き受けられ
た郵便物の取扱
1 第三条の規定に適合しない価格
表記郵便物であつて誤つて引き受け
られたものは、差出郵政庁に返
送しなければならない。(ただし、
名あて郵政庁は、条約第四十九条
13に規定する諸料金をこの郵便物
に適用した上、これを名あて人に
配達することができる。

2 第五条1に掲げる物品を包有す
る価格表記郵便物であつて誤つて
引き受け発送されたものは、これら
の物品の包有を発見した郵政庁
の内国法制に従つて取り扱う。第
四条1の規定を留保して、有価証
券以外の関税を課されることがあ
る物品を包有する価格表記書状に
ついても、同様とする。ただし、
第五条1(b)、(e)及び(f)に掲げる物
品を包有する価格表記郵便物につ
いては、いかなる場合にも、名あ
て地への送達、名あて人への配達
又は差出元への返送を行わない。

3 第五条2及び3(b)に掲げる物品
を包有する価格表記郵便物は、差出
人によっては、いかなる場合にも、
名あて地への送達、名あて人への配
達又は差出元への返送を行わない。
4 第九条 郵便料金以外の課
金

元へ返送するものとする。ただし、
名あて郵政庁がそれらの物品の包
有を発見したときは、その郵政庁
は、自国内規則に規定する条
件に従つて、当該郵便物を名あて
人に配達することができる。

5 価格表記箱物は、いかなる場合
にも、現実的かつ対人的な通信の
性質を有する書類一通を包有する
ことを理由として差出人に返送す
ることができない。

第三章 諸料金
第七条 郵便諸料金
1 価格表記の書状及び箱物につ
いては、次の諸料金をあらかじめ差
出人から徴収するものとする。
(a) 前納料金
(b) 定額の書留料
(c) 価格表記料

2 これらの諸料金の料金率は、次のとおりとする。
3 第八条 郵便料金の免除
1 価格表記箱物は、輸出の際に行
う刻印税の払いもどしに関する事
は、1に掲げる諸料金のほか、
この約定の第十五条に掲げる条約
の諸規定の適用により生ずる諸料
金を徴収することができる。

箱物	書状	郵便物		定額の書留料	価 格 表 記 料
		1	2		
ム	条約第四十九条 の規定及び、 条約第六十八 条2(b)又は条 約の最終議定 書の規定に従つて算出した 料金	五〇グラムごと に一六サンチー	ム	名あてのいわんを問わ ず、表記金額二〇〇フラン 又は二〇〇フランの端 数ごとに最高五〇サン チーム。不可抗力により 生ずることがある危険を 負担する国においても、 同様とする。	名あてのいわんを問わ ず、表記金額二〇〇フラン 又は二〇〇フランの端 数ごとに最高五〇サン チーム。不可抗力により 生ずることがある危険を 負担する国においても、 同様とする。
チーム	書第九条に定 める料金	五〇グラムごと に一六サンチー	ム	五〇グラムごと に一六サンチー	五〇グラムごと に一六サンチー

再輸出に際して取り消されない課
金又は費用は、名あて人又は差出
人から徴収する。

第四章 責任
第十条 責任の原則
1 第十一条に規定する例外を除
き、郵政庁は、価格表記郵便物の
亡失、盗取又は損傷について責任
を負う。

2 郵政庁は、開袋で運送する郵便
物についても、また、開袋で運送
する郵便物についても、責任を負
う。
3 第十二条 責任の原則に対する例外
1 価格表記の書状及び箱物につ
いては、郵政庁は、すべて
次の場合には、郵政庁は、すべて
の責任を免かれる。
(a) 不可抗力による場合。ただし、
受諾した差出郵政庁に関しては、
責任は、存続する。亡失、盗取又
は損傷について責任がある郵政庁
は、その事が不可抗力の場合は、
構成する事情によるものであるが
どうかを自国内規制に従つて
決定しなければならない。この事
情は、参考のため、差出郵政庁に
通知する。
(b) 郵政庁の責任に關して別段の証
拠がなく、かつ、不可抗力に基く
業務書類の損傷によつて郵政庁が
郵便物について調査することがで
きない場合

2 輸入に際して課される国税及び
試験料は、配達の際に名あて人から
徴収する。なんらかの理由により
輸入の際の刻印所及び税關の検査
の実施に關しては、名あての法
制に従う。

3 第九条 郵便料金以外の課
金

再輸出に際して取り消されない課
金又は費用は、名あて人又は差出
人から徴収する。

第四章 責任
第十条 責任の原則
1 第十一条に規定する例外を除
き、郵政庁は、価格表記郵便物の
亡失、盗取又は損傷について責任
を負う。

2 郵政庁は、開袋で運送する郵便
物についても、また、開袋で運送
する郵便物についても、責任を負
う。

3 第十二条 責任の原則に対する例外
1 価格表記の書状及び箱物につ
いては、郵政庁は、すべて
の責任を免かれる。
(a) 不可抗力による場合。ただし、
受諾した差出郵政庁に関しては、
責任は、存続する。亡失、盗取又
は損傷について責任がある郵政庁
は、その事が不可抗力の場合は、
構成する事情によるものであるが
どうかを自国内規制に従つて
決定しなければならない。この事
情は、参考のため、差出郵政庁に
通知する。
(b) 郵政庁の責任に關して別段の証
拠がなく、かつ、不可抗力に基く
業務書類の損傷によつて郵政庁が
郵便物について調査することがで
きない場合

2 輸入に際して課される国税及び
試験料は、配達の際に名あて人から
徴収する。なんらかの理由により
輸入の際の刻印所及び税關の検査
の実施に關しては、名あての法
制に従う。

3 第九条 郵便料金以外の課
金

再輸出に際して取り消されない課
金又は費用は、名あて人又は差出
人から徴収する。

第四章 責任
第十条 責任の原則
1 第十一条に規定する例外を除
き、郵政庁は、価格表記郵便物の
亡失、盗取又は損傷について責任
を負う。

2 郵政庁は、開袋で運送する郵便
物についても、また、開袋で運送
する郵便物についても、責任を負
う。

3 第十二条 責任の原則に対する例外
1 価格表記の書状及び箱物につ
いては、郵政庁は、すべて
の責任を免かれる。
(a) 不可抗力による場合。ただし、
受諾した差出郵政庁に関しては、
責任は、存続する。亡失、盗取又
は損傷について責任がある郵政庁
は、その事が不可抗力の場合は、
構成する事情によるものであるが
どうかを自国内規制に従つて
決定しなければならない。この事
情は、参考のため、差出郵政庁に
通知する。
(b) 郵政庁の責任に關して別段の証
拠がなく、かつ、不可抗力に基く
業務書類の損傷によつて郵政庁が
郵便物について調査することがで
きない場合

2 輸入に際して課される国税及び
試験料は、配達の際に名あて人から
徴収する。なんらかの理由により
輸入の際の刻印所及び税關の検査
の実施に關しては、名あての法
制に従う。

3 第九条 郵便料金以外の課
金

再輸出に際して取り消されない課
金又は費用は、名あて人又は差出
人から徴収する。

第四章 責任
第十条 責任の原則
1 第十一条に規定する例外を除
き、郵政庁は、価格表記郵便物の
亡失、盗取又は損傷について責任
を負う。

2 郵政庁は、開袋で運送する郵便
物についても、また、開袋で運送
する郵便物についても、責任を負
う。

3 第十二条 責任の原則に対する例外
1 価格表記の書状及び箱物につ
いては、郵政庁は、すべて
の責任を免かれる。
(a) 不可抗力による場合。ただし、
受諾した差出郵政庁に関しては、
責任は、存続する。亡失、盗取又
は損傷について責任がある郵政庁
は、その事が不可抗力の場合は、
構成する事情によるものであるが
どうかを自国内規制に従つて
決定しなければならない。この事
情は、参考のため、差出郵政庁に
通知する。
(b) 郵政庁の責任に關して別段の証
拠がなく、かつ、不可抗力に基く
業務書類の損傷によつて郵政庁が
郵便物について調査することがで
きない場合

2 輸入に際して課される国税及び
試験料は、配達の際に名あて人から
徴収する。なんらかの理由により
輸入の際の刻印所及び税關の検査
の実施に關しては、名あての法
制に従う。

3 第九条 郵便料金以外の課
金

再輸出に際して取り消されない課
金又は費用は、名あて人又は差出
人から徴収する。

第四章 責任
第十条 責任の原則
1 第十一条に規定する例外を除
き、郵政庁は、価格表記郵便物の
亡失、盗取又は損傷について責任
を負う。

2 郵政庁は、開袋で運送する郵便
物についても、また、開袋で運送
する郵便物についても、責任を負
う。

3 第十二条 責任の原則に対する例外
1 価格表記の書状及び箱物につ
いては、郵政庁は、すべて
の責任を免かれる。
(a) 不可抗力による場合。ただし、
受諾した差出郵政庁に関しては、
責任は、存続する。亡失、盗取又
は損傷について責任がある郵政庁
は、その事が不可抗力の場合は、
構成する事情によるものであるが
どうかを自国内規制に従つて
決定しなければならない。この事
情は、参考のため、差出郵政庁に
通知する。
(b) 郵政庁の責任に關して別段の証
拠がなく、かつ、不可抗力に基く
業務書類の損傷によつて郵政庁が
郵便物について調査することがで
きない場合

2 輸入に際して課される国税及び
試験料は、配達の際に名あて人から
徴収する。なんらかの理由により
輸入の際の刻印所及び税關の検査
の実施に關しては、名あての法
制に従う。

3 第九条 郵便料金以外の課
金

再輸出に際して取り消されない課
金又は費用は、名あて人又は差出
人から徴収する。

第四章 責任
第十条 責任の原則
1 第十一条に規定する例外を除
き、郵政庁は、価格表記郵便物の
亡失、盗取又は損傷について責任
を負う。

2 郵政庁は、開袋で運送する郵便
物についても、また、開袋で運送
する郵便物についても、責任を負
う。

3 第十二条 責任の原則に対する例外
1 価格表記の書状及び箱物につ
いては、郵政庁は、すべて
の責任を免かれる。
(a) 不可抗力による場合。ただし、
受諾した差出郵政庁に関しては、
責任は、存続する。亡失、盗取又
は損傷について責任がある郵政庁
は、その事が不可抗力の場合は、
構成する事情によるものであるが
どうかを自国内規制に従つて
決定しなければならない。この事
情は、参考のため、差出郵政庁に
通知する。
(b) 郵政庁の責任に關して別段の証
拠がなく、かつ、不可抗力に基く
業務書類の損傷によつて郵政庁が
郵便物について調査することがで
きない場合

2 輸入に際して課される国税及び
試験料は、配達の際に名あて人から
徴収する。なんらかの理由により
輸入の際の刻印所及び税關の検査
の実施に關しては、名あての法
制に従う。

3 第九条 郵便料金以外の課
金

再輸出に際して取り消されない課
金又は費用は、名あて人又は差出
人から徴収する。

第四章 責任
第十条 責任の原則
1 第十一条に規定する例外を除
き、郵政庁は、価格表記郵便物の
亡失、盗取又は損傷について責任
を負う。

2 郵政庁は、開袋で運送する郵便
物についても、また、開袋で運送
する郵便物についても、責任を負
う。

3 第十二条 責任の原則に対する例外
1 価格表記の書状及び箱物につ
いては、郵政庁は、すべて
の責任を免かれる。
(a) 不可抗力による場合。ただし、
受諾した差出郵政庁に関しては、
責任は、存続する。亡失、盗取又
は損傷について責任がある郵政庁
は、その事が不可抗力の場合は、
構成する事情によるものであるが
どうかを自国内規制に従つて
決定しなければならない。この事
情は、参考のため、差出郵政庁に
通知する。
(b) 郵政庁の責任に關して別段の証
拠がなく、かつ、不可抗力に基く
業務書類の損傷によつて郵政庁が
郵便物について調査することがで
きない場合

2 輸入に際して課される国税及び
試験料は、配達の際に名あて人から
徴収する。なんらかの理由により
輸入の際の刻印所及び税關の検査
の実施に關しては、名あての法
制に従う。

3 第九条 郵便料金以外の課
金

再輸出に際して取り消されない課
金又は費用は、名あて人又は差出
人から徴収する。

第四章 責任
第十条 責任の原則
1 第十一条に規定する例外を除
き、郵政庁は、価格表記郵便物の
亡失、盗取又は損傷について責任
を負う。

2 郵政庁は、開袋で運送する郵便
物についても、また、開袋で運送
する郵便物についても、責任を負
う。

3 第十二条 責任の原則に対する例外
1 価格表記の書状及び箱物につ
いては、郵政庁は、すべて
の責任を免かれる。
(a) 不可抗力による場合。ただし、
受諾した差出郵政庁に関しては、
責任は、存続する。亡失、盗取又
は損傷について責任がある郵政庁
は、その事が不可抗力の場合は、
構成する事情によるものであるが
どうかを自国内規制に従つて
決定しなければならない。この事
情は、参考のため、差出郵政庁に
通知する。
(b) 郵政庁の責任に關して別段の証
拠がなく、かつ、不可抗力に基く
業務書類の損傷によつて郵政庁が
郵便物について調査することがで
きない場合

2 輸入に際して課される国税及び
試験料は、配達の際に名あて人から
徴収する。なんらかの理由により
輸入の際の刻印所及び税關の検査
の実施に關しては、名あての法
制に従う。

3 第九条 郵便料金以外の課
金

再輸出に際して取り消されない課
金又は費用は、名あて人又は差出
人から徴収する。

第四章 責任
第十条 責任の原則
1 第十一条に規定する例外を除
き、郵政庁は、価格表記郵便物の
亡失、盗取又は損傷について責任
を負う。

2 郵政庁は、開袋で運送する郵便
物についても、また、開袋で運送
する郵便物についても、責任を負
う。

3 第十二条 責任の原則に対する例外
1 価格表記の書状及び箱物につ
いては、郵政庁は、すべて
の責任を免かれる。
(a) 不可抗力による場合。ただし、
受諾した差出郵政庁に関しては、
責任は、存続する。亡失、盗取又
は損傷について責任がある郵政庁
は、その事が不可抗力の場合は、
構成する事情によるものであるが
どうかを自国内規制に従つて
決定しなければならない。この事
情は、参考のため、差出郵政庁に
通知する。
(b) 郵政庁の責任に關して別段の証
拠がなく、かつ、不可抗力に基く
業務書類の損傷によつて郵政庁が
郵便物について調査することがで
きない場合

2 輸入に際して課される国税及び
試験料は、配達の際に名あて人から
徴収する。なんらかの理由により
輸入の際の刻印所及び税關の検査
の実施に關しては、名あての法
制に従う。

3 第九条 郵便料金以外の課
金

再輸出に際して取り消されない課
金又は費用は、名あて人又は差出
人から徴収する。

第四章 責任
第十条 責任の原則
1 第十一条に規定する例外を除
き、郵政庁は、価格表記郵便物の
亡失、盗取又は損傷について責任
を負う。

2 郵政庁は、開袋で運送する郵便
物についても、また、開袋で運送
する郵便物についても、責任を負
う。

3 第十二条 責任の原則に対する例外
1 価格表記の書状及び箱物につ
いては、郵政庁は、すべて
の責任を免かれる。
(a) 不可抗力による場合。ただし、
受諾した差出郵政庁に関しては、
責任は、存続する。亡失、盗取又
は損傷について責任がある郵政庁
は、その事が不可抗力の場合は、
構成する事情によるものであるが
どうかを自国内規制に従つて
決定しなければならない。この事
情は、参考のため、差出郵政庁に
通知する。
(b) 郵政庁の責任に關して別段の証
拠がなく、かつ、不可抗力に基く
業務書類の損傷によつて郵政庁が
郵便物について調査することがで
きない場合

2 輸入に際して課される国税及び
試験料は、配達の際に名あて人から
徴収する。なんらかの理由により
輸入の際の刻印所及び税關の検査
の実施に關しては、名あての法
制に従う。

3 第九条 郵便料金以外の課
金

再輸出に際して取り消されない課
金又は費用は、名あて人又は差出
人から徴収する。

第四章 責任
第十条 責任の原則
1 第十一条に規定する例外を除
き、郵政庁は、価格表記郵便物の
亡失、盗取又は損傷について責任
を負う。

2 郵政庁は、開袋で運送する郵便
物についても、また、開袋で運送
する郵便物についても、責任を負
う。

3 第十二条 責任の原則に対する例外
1 価格表記の書状及び箱物につ
いては、郵政庁は、すべて
の責任を免かれる。
(a) 不可抗力による場合。ただし、
受諾した差出郵政庁に関しては、
責任は、存続する。亡失、盗取又
は損傷について責任がある郵政庁
は、その事が不可抗力の場合は、
構成する事情によるものであるが
どうかを自国内規制に従つて
決定しなければならない。この事
情は、参考のため、差出郵政庁に
通知する。
(b) 郵政庁の責任に關して別段の証
拠がなく、かつ、不可抗力に基く
業務書類の損傷によつて郵政庁が
郵便物について調査することがで
きない場合

2 輸入に際して課される国税及び
試験料は、配達の際に名あて人から
徴収する。なんらかの理由により
輸入の際の刻印所及び税關の検査
の実施に關しては、名あての法
制に従う。

3 第九条 郵便料金以外の課
金

再輸出に際して取り消されない課
金又は費用は、名あて人又は差出
人から徴収する。

第四章 責任
第十条 責任の原則
1 第十一条に規定する例外を除
き、郵政庁は、価格表記郵便物の
亡失、盗取又は損傷について責任
を負う。

2 郵政庁は、開袋で運送する郵便
物についても、また、開袋で運送
する郵便物についても、責任を負
う。

3 第十二条 責任の原則に対する例外
1 価格表記の書状及び箱物につ
いては、郵政庁は、すべて
の責任を免かれる。
(a) 不可抗力による場合。ただし、
受諾した差出郵政庁に関しては、
責任は、存続する。亡失、盗取又
は損傷について責任がある郵政庁
は、その事が不可抗力の場合は、
構成する事情によるものであるが
どうかを自国内規制に従つて
決定しなければならない。この事
情は、参考のため、差出郵政庁に
通知する。
(b) 郵政庁の責任に關して別段の証
拠がなく、かつ、不可抗力に基

- (e) 包有品の実価をこえる価格の詐する場合
- (f) 名あて国内法基に基いて差し押された郵便物に関する場合
- (g) 差出人が郵便物の差出日の翌日から起算して一年の期間内にならんの請求も行わなかつた場合
- (h) 海路又は航空路の運送に関する場合は、締結国郵政がその利用する船又は航空機にある有価物について責任を負うことができない旨を通知した場合。ただし、その郵政は、閉袋による価格表記郵便物の輸越については、書類郵便物について規定される責任を負う。
- 第十二条 責任の消滅
- 1 郵政は、価格表記郵便物であつて同種類の郵便物について自国内規則に規定する条件に従つて配達されたものに関する責任を免かれる。
- 2 もつとも、次の場合には、責任は、存続する。
- (a) 盗取され又は損傷した郵便物の配達に際して留保を行つことを内国規則によつて許される場合であつて、この留保が名あて人により又は、返送のときは、差出人によつて行われた場合
- (b) 正規に受領証が差し出されてゐるといふとを問はず、名あて人又は、返送のときは、差出人が損害を発見した旨及び盗取又は損傷が配達の後に生じたものでないことを立証した旨を郵便物を配達した郵政に逕常な申し出る場合
- 第十三条 損害賠償
- 1 差出人は、亡失、盗取又は損傷の実態に相当する賠償金を請求する

- 2 間接の損害又は実現されなかつた利益は、考慮しない。
- 3 賠償金は、有価の物品の運送が引き受けられた場所及び時期における同種類の有価の物品の金額に換算した時価に従つて算出する。時価がないときは、賠償金は、同一の基礎で評価された物品の普通価格に従つて算出する。
- 4 価格表記郵便物の亡失、全部の盗取又は完全な損傷について賠償金を支払わなければならない場合には、差出人は、価格表記料を除き、支払った諸料金の還付を請求する権利を有する。価格表記料は、いかなる場合にも、差出郵政が取得する。
- 第十四条 郵政の相互の責任
- 1 郵便物を異議なく受け取り、かつ、すべての所定の取調資料を受領した郵政は、名あて人に配達したこと又は次の郵政に運送した場合において正規に運送したことを立証することができないときは、関係郵政は、平等地に損害を負担する。ただし、盗取又は損傷が、名あて国において判明したとき、又は、差出人への返送の場合には、差出國において判明したときは、その国の郵政は、包束物、封筒又は郵袋及びこれら封かん並びに郵便物の包装及びその封かんに外観上なんらの欠陥がなかつたこと並びに重量が差出の際に確認された重量と相違しなかつたことを証明しなければならない。名あて郵政又は、場合に応じ、差出郵政によって前記の事項が証明されたときは、他のいづれの關係郵政も、異議を受けることなく次の郵政に郵便物を交付した事實を援用して責任の分担を拒むことができない。
- 5 亡失、盗取又は損傷がこの約定に加入していない仲介郵政又は損害額より低い最高限を採用してある仲介郵政の領域又は業務において生じたときは、差出郵政

- 6 支払べき賠償金の關係郵政に関する分担について5に規定する手続は、海路又は航空路の運送の場合であつて亡失、盗取又は損傷が責任を認めない締約国に属する郵政(第十一条(h))の業務において生じたときにも適用する。
- 7 取り消されなかつた関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任がある郵政の負担とする。
- 8 賠償金を支払つた郵政は、名あて人、差出人又は第三者に対する請求を行つことがあるすべての請求の権利について、その賠償金額の限度において、賠償金を受け取つた者に代位する。
- 9 亡失したと認められた郵便物又はその一部が後日発見された場合には、その事実を差出人及び名あて人に通知する。
- 10 なお、差出人に対しては、受け取つた賠償金額の返付と引換に三箇月の期間内に前記の郵便物を受け取ることができる旨を通報する。この期間内にその差出人が郵便物を請求しないときは、名あて人に對し、差出人に支払われた金額の支払と引換に三箇月の期間内に当該郵便物を受け取ることができる旨を通報する。
- 11 差出人又は名あて人が賠償金額の返付と引換に郵便物を受け取つたときは、この金額は、損害を負担した一又は二以上の郵政に還付する。
- 12 差出人及び名あて人が郵便物を放棄したときは、

- 13 一郵政が他の郵政に対しても自らが採用した価格表記の最高限をこえないものとする。
- 14 価格表記郵便物が不可抗力により失し、盗取され、又は損傷したときは、自國の領域又は業務において亡失、盗取又は損傷が生じた郵政は、差出郵政に対し、双方の国が不可抗力によつて生ずる危険を負担するとき限り、責任を負う。
- 15 第五章 雜則及び最終規定
- 第十五条 条約の適用
- 1 政府がこの条の13及び条約第三十条の規定により負担しない損害を平等に負担する。
- 2 支払べき賠償金の關係郵政に関する分担について5に規定する手續は、海路又は航空路の運送の場合であつて亡失、盗取又は損傷が責任を認めない締約国に属する郵政(第十一条(h))の業務において生じたときにも適用する。
- 3 価格表記郵便物を他の郵政に運送した郵政は、郵便物の交付を受けた交換局が、点検の後に利用することができる最初の便で、価格表記の包束物の全部又は郵便物自体の不着又は異状を証明する調書を差し郵政に送付しなかつたときは、反証があるまで、すべての責任を免かれる。
- 4 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じた場合において、その事実が生じた場合において、その事実がいずれの国(の領域又は業務において生じたかを立証することができないときは、関係郵政は、平等に損害を負担する。ただし、盗取又は損傷が、名あて国において判明したとき、又は、差出人への返送の場合には、差出國において判明したときは、その国の郵政は、包束物、封筒又は郵袋及びこれら封かん並びに郵便物の包装及びその封かんに外観上なんらの欠陥がなかつたこと並びに重量が差出の際に確認された重量と相違しなかつたことを証明しなければならない。名あて郵政又は、場合に応じ、差出郵政によって前記の事項が証明されたときは、他のいづれの關係郵政も、異議を受けることなく次の郵政に郵便物を交付した事實を援用して責任の分担を拒むことができない。
- 5 亡失、盗取又は損傷がこの約定に加入していない仲介郵政又は損害額より低い最高限を採用してある仲介郵政の領域又は業務において生じたときは、差出郵政

- 6 支払べき賠償金の關係郵政に関する分担について5に規定する手續は、海路又は航空路の運送の場合であつて亡失、盗取又は損傷が責任を認めない締約国に属する郵政(第十一条(h))の業務において生じたときにも適用する。
- 7 取り消されなかつた関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任がある郵政の負担とする。
- 8 賠償金を支払つた郵政は、名あて人、差出人又は第三者に対する請求を行つことがあるすべての請求の権利について、その賠償金額の限度において、賠償金を受け取つた者に代位する。
- 9 亡失したと認められた郵便物又はその一部が後日発見された場合には、その事実を差出人及び名あて人に通知する。
- 10 なお、差出人に対しては、受け取つた賠償金額の返付と引換に三箇月の期間内に前記の郵便物を受け取ることができる旨を通報する。この期間内にその差出人が郵便物を請求しないときは、名あて人に對し、差出人に支払われた金額の支払と引換に三箇月の期間内に当該郵便物を受け取ることができる旨を通報する。
- 11 差出人又は名あて人が賠償金額の返付と引換に郵便物を受け取つたときは、この金額は、損害を負担した一又は二以上の郵政に還付する。
- 12 差出人及び名あて人が郵便物を放棄したときは、

- 13 一郵便物は、賠償金を支払つた。又は二以上の郵政の所有に帰する。
- 14 一郵政が他の郵政に対しても自らが採用した価格表記の最高限をこえないものとする。
- 15 価格表記郵便物が不可抗力により失し、盗取され、又は損傷したときは、自國の領域又は業務において亡失、盗取又は損傷が生じた郵政は、差出郵政に対し、双方の国が不可抗力によつて生ずる危険を負担するとき限り、責任を負う。
- 16 第五章 雜則及び最終規定
- 第十五条 条約の適用
- 1 政府がこの条の13及び条約第三十条の規定により負担しない損害を平等に負担する。
- 2 支払べき賠償金の關係郵政に関する分担について5に規定する手續は、海路又は航空路の運送の場合であつて亡失、盗取又は損傷が責任を認めない締約国に属する郵政(第十一条(h))の業務において生じたときにも適用する。
- 3 価格表記郵便物を他の郵政に運送した郵政は、郵便物の交付を受けた交換局が、点検の後に利用することができる最初の便で、価格表記の包束物の全部又は郵便物自体の不着又は異状を証明する調書を差し郵政に送付しなかつたときは、反証があるまで、すべての責任を免かれる。
- 4 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じた場合において、その事実が生じた場合において、その事実がいずれの国(の領域又は業務において生じたかを立証することができないときは、関係郵政は、平等に損害を負担する。ただし、盗取又は損傷が、名あて国において判明したとき、又は、差出人への返送の場合には、差出國において判明したときは、その国の郵政は、包束物、封筒又は郵袋及びこれら封かん並びに郵便物の包装及びその封かんに外観上なんらの欠陥がなかつたこと並びに重量が差出の際に確認された重量と相違しなかつたことを証明しなければならない。名あて郵政又は、場合に応じ、差出郵政によって前記の事項が証明されたときは、他のいづれの關係郵政も、異議を受けることなく次の郵政に郵便物を交付した事實を援用して責任の分担を拒むことができない。
- 5 亡失、盗取又は損傷がこの約定に加入していない仲介郵政又は損害額より低い最高限を採用してある仲介郵政の領域又は業務において生じたときは、差出郵政

- 6 支払べき賠償金の關係郵政に関する分担について5に規定する手續は、海路又は航空路の運送の場合であつて亡失、盗取又は損傷が責任を認めない締約国に属する郵政(第十一条(h))の業務において生じたときにも適用する。
- 7 取り消されなかつた関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任がある郵政の負担とする。
- 8 賠償金を支払つた郵政は、名あて人、差出人又は第三者に対する請求を行つことがあるすべての請求の権利について、その賠償金額の限度において、賠償金を受け取つた者に代位する。
- 9 亡失したと認められた郵便物又はその一部が後日発見された場合には、その事実を差出人及び名あて人に通知する。
- 10 なお、差出人に対しては、受け取つた賠償金額の返付と引換に三箇月の期間内に前記の郵便物を受け取ることができる旨を通報する。この期間内にその差出人が郵便物を請求しないときは、名あて人に對し、差出人に支払われた金額の支払と引換に三箇月の期間内に当該郵便物を受け取ることができる旨を通報する。
- 11 差出人又は名あて人が賠償金額の返付と引換に郵便物を受け取つたときは、この金額は、損害を負担した一又は二以上の郵政に還付する。
- 12 差出人及び名あて人が郵便物を放棄したときは、

- 13 一郵便物は、賠償金を支払つた。又は二以上の郵政の所有に帰する。
- 14 一郵政が他の郵政に対しても自らが採用した価格表記の最高限をこえないものとする。
- 15 価格表記郵便物が不可抗力により失し、盗取され、又は損傷したときは、自國の領域又は業務において亡失、盗取又は損傷が生じた郵政は、差出郵政に対し、双方の国が不可抗力によつて生ずる危険を負担するとき限り、責任を負う。
- 16 第五章 雜則及び最終規定
- 第十五条 条約の適用
- 1 政府がこの条の13及び条約第三十条の規定により負担しない損害を平等に負担する。
- 2 支払べき賠償金の關係郵政に関する分担について5に規定する手續は、海路又は航空路の運送の場合であつて亡失、盗取又は損傷が責任を認めない締約国に属する郵政(第十一条(h))の業務において生じたときにも適用する。
- 3 価格表記郵便物を他の郵政に運送した郵政は、郵便物の交付を受けた交換局が、点検の後に利用することができる最初の便で、価格表記の包束物の全部又は郵便物自体の不着又は異状を証明する調書を差し郵政に送付しなかつたときは、反証があるまで、すべての責任を免かれる。
- 4 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じた場合において、その事実が生じた場合において、その事実がいずれの国(の領域又は業務において生じたかを立証することができないときは、関係郵政は、平等に損害を負担する。ただし、盗取又は損傷が、名あて国において判明したとき、又は、差出人への返送の場合には、差出國において判明したときは、その国の郵政は、包束物、封筒又は郵袋及びこれら封かん並びに郵便物の包装及びその封かんに外観上なんらの欠陥がなかつたこと並びに重量が差出の際に確認された重量と相違しなかつたことを証明しなければならない。名あて郵政又は、場合に応じ、差出郵政によって前記の事項が証明されたときは、他のいづれの關係郵政も、異議を受けることなく次の郵政に郵便物を交付した事實を援用して責任の分担を拒むことができない。
- 5 亡失、盗取又は損傷がこの約定に加入していない仲介郵政又は損害額より低い最高限を採用してある仲介郵政の領域又は業務において生じたときは、差出郵政

第七十条　名あて人本人への手交

- (e) 賠償金に關する第七十四条、第七十五条及び第七十六条

(f) 料金の歸属に關する第七十八條。ただし、代金引換郵便物に關する約定第十五条の規定の適用を留保する。

(g) 然詰料に關する第七十九条から第八十二条まで

第十六条 葉務に參加する
郵便局

郵政は、価格表記の書状及び箱物の業務をできる限り自國のすべての郵便局において行うため必要な措置を執るものとする。

第十七条 大会議から大会議までの間ににおいて提出される
議案の承認

条約第二十七条及び第二十八条の規定に従つて大会議から大会議までの間において提出される議案が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a) 新規定に關する場合又はこの約定の第一条から第八条まで、第十三条から第十五条まで、第十七条及び第十八条の規定並びにその最終議定書の規定及び施行規則の最終の条の規定の修正に關する場合には、投票の全体

(b) (a)に掲げる諸条の規定以外のこの約定の規定又はその施行規則の第一百一条²、第一百二条、第一百三条、第一百四条、第一百五条、第一百六条²から5まで、第一百七条、第一百八条並びに第一百十二条¹及び(g)の規定の根本的修正に關する場合には、投票の三分の二

(c) 施行規則のその他の諸条の修正

以上の誓拠として、前記の諸国が
この約定は、一千九百五十九年四月
一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。
条に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

第十八条 約定の効力発生及び有効期間

アルバニア人民共和国のために
マルシニイ

ドイツのために

ドクトル シュタインメツ
ドクトル シュヌスター
ドクトル ゼーバス
ドクトル ライス
E・ヴェグナー

サウディ・アラビア王国のために
イブラヒム・シリセラ
A・H・ハジャジ

アルゼンティン共和国のために
シルヴィア・デルビル

オーストリアのために
ドクトル B・シャギンガ
ドクトル P・マホルト
J・パロウベク
ヘルマニイ

ベルギーのために
ラマンス
ファッソイ

リシール オノン	ベルギー領コンゴーのために J・ファン・ステンフォルト
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために 和田のため	白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のため クワーチャ
ビルマのために パ・オウン	ビルマのために パ・オウン
エルネスト・カレレス	エルネスト・カレレス
ラジル合衆国のために ジョゼ・アルベルト・ピッテ	ラジル合衆国のために ジョゼ・アルベルト・ピッテ
ショーゾ・ルイス・リベイロ・ サミコ	ショーゾ・ルイス・リベイロ・ サミコ
オクタヴィオ・レオポルディ ノ・カヴァルカンテ・デ・モ	オクタヴィオ・レオポルディ ノ・カヴァルカンテ・デ・モ
ラエス	ラエス
ハミルトン・ショール	ハミルトン・ショール
ベディナ・カイセルマン	ベディナ・カイセルマン
P・ベクシェフ	ブルガリア人民共和国のために P・ベクシェフ
Y・ゴレマノフ	Y・ゴレマノフ
カンボディアのために R・ロムット	カンボディアのために R・ロムット
セイロンのために Y・ヨガスンドラム	セイロンのために Y・ヨガスンドラム
チリのために ルイス・カルヴァハル	チリのために ルイス・カルヴァハル
中国のために 劉錦	中国のために 劉錦
柳克述	柳克述
干潤生	干潤生
コロンビア共和国のために ホアキン・ビニエロス・コル バス	コロンビア共和国のために ホアキン・ビニエロス・コル バス
ヴィクトール・グティエレ	ヴィクトール・グティエレ

キエーパ共和国のために	F・ギゴウ
O・S・グディエレス	E・ミランダ
ドミニカ共和国のために	ハンス・コーン
デンマークのために	アルネ・クロッブ
J・M・S・アンデルセン	J・M・S・アンデルセン
エジプトのために	M・バクダディ
M・A・バキール	M・I・ノブニ
サルヴァドル共和国のために	A・アントニオ・アンドラー
スペインのために	E・プロペル・デ・カレホン
ニアヴェス	ニアベール・マルティン
ニアバール・マルティン	ホセ・ヴィラノーヴア
アフリカにおけるスペインの領土	フィンランドのために
のために	E・プロペル・デ・カレホン
ニアヴェス	ニアバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴア	S・J・アホーラ
フィンランドのために	ウルフォ・タルヴィチエ
フランスのために	M・フォコン
ラフェ	ラフェ
クロード・パトー	L・ラシエーズ
L・ラシエーズ	シャバール
シャバール	P・ヴァネ
P・ヴァネ	G・ブルトゥミユ
アルジェリアのために	

M・フォコン ラフエ	P・ヴァネ クロード・バトー
G・ブルトゥミユ フランスの海外郵便電気通信厅に よつて代表される地域全体のために に	L・ラシェーズ シャバール
メイエール スキナジー	ガーナのために
T・C・カーベンター D・J・フォサギル	R・H・ロック ダドレー・ラムレー
C・E・ヘインズ T・C・カーベンター	A・H・リッジ D・J・フオサギル
R・H・ロック ダドレー・ラムレー	A・H・リッジ T・C・カーベンター
A・H・リッジ T・C・カーベンター	D・J・フオサギル C・E・ヘインズ
ギリシャのために ジャン・フランガキス デモブロス	D・J・フオサギル C・E・ヘインズ
ハイティ共和国のために マルシアル・ペトゥルス オンドュラス共和国のために フリオ・A・ボエゾオ ハンガリー人民共和国のために デディチ	テナン及び北部アイルランド連合王国 国政府が行う信託統治の下にある 地域とを含む英國の海外領土全体 のために

昭和三十三年四月十日 衆議院会議録第二十八号(その二) 千五

G - レーヴェース	A - ホベイカ ルクセンブルグのために
インドのために	モスコ ロレス
マニー・ブリッズ	ソヴィエト社会主義共和国連邦の ウルグアイ東方共和国のために
S - N - ダス・グプラ	W - ベナヴィードス
K - ブバラクリシュナン	ヴァチカン市国のために
インドネシア共和国のために	ガストン・ヴィンチエント エメット・P・ムルフィー
A - パーサ	W - ベナヴィードス
スムラ	ヴァチカン市国のために
A - M - ハルディガル	レイラ・デ・アギアル テオドロ・デ・マトス・フェ
アヒル・アニン	東部アフリカとアジアとオセアニア アトにおけるボルトガルの諸州のために
iranのために	テオドロ・デ・マトス・フェ レイラ・デ・アギアル
A - モタメディ	ライラ・デ・アギアル アンドニホ・アリス
イラクのために	ニカラグアのために
S - A - A - ハフィダ	ノールウェーのために
アイランのために	カトレル・ヨハネゼン インヴァル・リトド
S - S - ピュイルセアル	W - ショエレン
アイスランドのために	ニューランドのために
マグヌス・ヨクムスン	C - A - マックファーレン A - W - グリフィス
イタリアのために	パキスタンのために
レナート・リリー	R - ドミングス V - カタルディ
アウレリオ・ポンシリオ	M - アクバール バラグアイのために
ネ	トールン
ブルネット・ブルネット	オランダのために
イタリアの統治下にあるソマリの	P - ダイクウェル
地域のために	ホフマン
レナート・リリー	ブルネット・ブルネット
アウレリオ・ポンシリオ	松井一郎
ネ	日本国のために
ヨルダン・ハシエミット王国の	萩原徹
ために	M - ルーザン
M - ルーザン	ラオスのために
シタット	ジヨルダン・ハシエミット王国の
ヴィレホング	トルド
レバノンのために	ジヨルジ・ブラガ
ミシェル・オ	ジヨゼ・ルシアナ・ヴィエガ
リビアのために	ス・デ・マトス
ミサラティ	ウクライナ・ソヴィエト社会主義
第一条 価格表記の最高限額	
約定第二条の規定にかかるわらず、各郵政局は、おのおの、価格表記の書状及び箱物に結された価格表記の書状及び箱物に關する約定に署名するに際し、次のようにおり協定した。	
国との内国業務において採用する額が五千フラン未満であるときは、その採用する額までに制限する権能を有する。	

第二条 相当額、最高限及
び最低限
各國は、約定第七条2に規定する
価格表記箱の基本郵便料金及び最
低料金を、条約の最終議定書第二条
1に掲げる郵便料金の一段段階に従
つて、百分の六十を限度として引き
上げ又は百分の二十を限度として引
き下げる権能を有する。

以上の証拠として、全権委員たる
下名は、規定がこの約定の本文中に
ある場合と同一の効力及び同一の価
値を有するこの議定書を作成し、カ
ナダ政府の記録に寄託されるべき一
通に署名した。その謄本の一通は、
各締約国に交付される。

千九百五十七年十月三日にオタワ
で作成した。

オノン	ペルギー領コンゴーのために 了・ファン・ステンフォルト
和國のために クワーシャ	白ロシア・ソヴィエト社会主义共
ビルマのために バ・オウン	ラ・ジョウ・プリュ
ボリヴァイアのために エルネスト・カセレス	タン・オウン
ブラジル合衆国のために ジョゼ・アルベルト・ビッテ	ジヨゼ・ルイス・リベイロ・ サミニコ
ブルガリア人民共和国のために P・ベクシェフ	オクタヴィオ・レオポルディ ノ・カヴァルカンティ・デ・モ ラエス
カンボディアのために R・ロムウット	ハミルトン・ショル ベティナ・カイセルマン
セイロンのために Y・ヨガスンドラム	P・ベクシエフ
チリのために ルイス・カルヴァハル	Y・ゴレマノフ
中国のために 劉錚	カンボディアのために R・ロムウット
干瀬生 柳克述	セイロンのために Y・ヨガスンドラム
コロンビア共和国のために ホアキン・ビニエロス・コル バス	チリのために ルイス・カルヴァハル
サイクトール・グティエレ ス	中国のために R・ロムウット

デ	デンマークのために	F O・S・グティエレス
アル	アルネ・クロッグ	E ミランダ
ニ	J・M・S・アンデルセン	ドミニカ共和国のために
ミ	M・バタダディ	ハンス・コーン
ラ	エジプトのために	マ・バキール
ン	M・I・ソブヒ	サルヴァドル共和国のために
ム	A・アントニオ・アンドラ	デ
ス	スペインのために	E・プロペル・デ・カレホン
ベ	ニエヴェス	ニア・バトール・マルティン
イ	ニア・バール・マルティン	ホセ・ヴィラノーヴア
ン	ホセ・ヴィラノーヴア	アフリカにおけるスペインの領土のために
ス	フィンランドのために	S・J・アホーラ
ペ	S・J・アホーラ	ウルフォ・タルヴィチエ
ル	ウルフォ・タルヴィチエ	フランスのために
ル	シャバール	M・フォコン
ル	M・フォコン	ラフェ
ル	ラフェ	クロード・バト
ル	クロード・バト	L・ラシエーズ
ル	L・ラシエーズ	アルジエリアのために
ル	アルジエリアのために	M・フォコン
ル	M・フォコン	G・ブルトゥミユ
ル	G・ブルトゥミユ	ラフェ
ル	ラフェ	クロード・バト
ル	クロード・バト	L・ラシエーズ
ル	L・ラシエーズ	シャバール

ガーナのために	マイエール スキナジ
海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために	ド・ローリー
ド・ローリー	ド・ローリー
ダドレー・ラムレー	ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ	A・H・リッジ
T・C・カーベンター	T・C・カーベンター
D・J・フォサギル	D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ	C・E・ヘインズ
ダドレー・ラムレー	ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ	A・H・リッジ
T・C・カーベンター	T・C・カーベンター
D・J・フォサギル	D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ	C・E・ヘインズ
ギリシャのために	ギリシャのために
ジャン・フランガキス	ジャン・フランガキス
デモブーロス	デモブーロス
ハイティ共和国のために	ハイティ共和国のために
マルシナル・ペトゥルス	マルシナル・ペトゥルス
ホンデュラス共和国のために	ホンデュラス共和国のために
フリオ・A・ボエゾ	フリオ・A・ボエゾ
ハンガリー人民共和国のために	ハンガリー人民共和国のために
デディチ	デディチ
G・レヴィニス	G・レヴィニス
インドのために	インドのために
マニー・フィリップ	マニー・フィリップ
K・S・N・ダス・ダブタ	K・S・N・ダス・ダブタ
ゴバラクリシュナン	ゴバラクリシュナン

インボネシア共和国のために	A・バーサ スムラ
アイルランドのために	S・A・A・ハフィダ アイルランドのために
イスラム共和国のために	S・S・ビニエルセアル オデュイントアイン マダヌス・ヨクムスン
イタリアのために	レナート・リリーニ アウレリオ・ボンシリオ ブルネット・ブルネット ネ
日本国のために	ジヨルダン・ハシエミヤト王国の ために M・ルーサン ラオスのために シタット ヴィレホンダ レバノンのために ミシェル・オ リビアのために ミサラティ A・ホベイカ ルダセングブルダのために ロース ブロンドウロ
モロッコのために	イランのために A・モタメディ イラクのために S・A・A・ハフィダ オデュイントアイン マダヌス・ヨクムスン

モナコ公園のために	ベナブド
ニカラグアのために	アントニオ・アリス
ノールウェーのために	カール・ヨハネセン
パキスタンのために	インヴァル・リード W・ショエレン
ニュージーランドのために	C・A・マックファーレン A・W・グリフォイス
パラグアイのために	S・シディキ S・M・A・ガーニ
オランダのために	M・アカバール J・D・H・ファン・デル トゥルン ホフマン P・ダイタウエル ブルウワ ブツツ
オランダ領アンティオル及びスリナムのために	P・H・J・ブルーセルス ボランダ人民共和国のために
ボルトガルのために	J・タリメック M・ヤルン ピアルン ジヨゼ・マトス ジヨゼ・デ・メデイロス・ニエヌ A・ヌリネス・デ・フレイケス
西蕃アフリカに着付るボルトガルの諸島のために	

ソヴィエト社会主義共和国連邦のため	東部アフリカとアジアとオセアニアにおけるボルトガルの諸州のために	ルーマニア人民共和国のために
K・J・セルゲイチュク	テオドロ・デ・マスト・フェ	レイラ・デ・アギアル
ウルグアイ東方共和国のために	レイラ・デ・アギアル	テオドロ・デ・マトス・フェ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のため	レイラ・デ・アギアル	レイラ・デ・アギアル
アフリカにおけるスペインのため	サン・マリノ共和国のために	サン・マリノ共和国のために
A・ソブコ	レイモン・レット	レイモン・レット
K・カランチュク	スウェーデンのために	スウェーデンのために
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため	アラン・フルドマン	アラン・フルドマン
A・C・ニスチュン	シエラ・ニールンド	シエラ・ニールンド
S・アイチュン	H・ラハーム	H・ラハーム
A・カダル・バグダディ	M・ミチチに代つて	M・ミチチに代つて
チエッコスロヴァキアのために	N・ミラノヴィッチ	N・ミラノヴィッチ
シリアのために	J・ヤニヤトヴィッチに代つ	J・ヤニヤトヴィッチに代つ
タイのために	ワジィリエ・コヴァチエ	ワジィリエ・コヴァチエ
スリーン・ヴィセトサコン	ヴィツチ	ヴィツチ
スワーン・サグワンオング	N・ミラノヴィッチ	N・ミラノヴィッチ
テュニジアのために	アフガニスタン、アルバニア	アフガニスタン、アルバニア
トルコのために	人民共和国、ドーヴィ、サウジアラビア王国、アルゼンチン、アラビア王国、オーストリヤ、ベルギー、ベルギー領コンゴ、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ボリヴィア、ブルガリア合衆国、ブルガリア人民共和国、カンボディア、セイロン、チリ、中国、コロンビア、ペルグ、モロッコ、メキシコ、モロコ公國、ニカラグア、ノールウェー、パキスタン、パナマ共和国、バラグアイ、オランダ、オランダ領アンティル及びスリナム、ペルー、ボーランド人民共和国、ボルトガル、西部アフリカにおけるボルトガルの諸州、東部アフリカとアジアとオセアニアにおけるボルトガルの諸州、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スリランカ、スウェーデン、スイス、	人民共和国、ドーヴィ、サウジアラビア王国、アルゼンチン、アラビア王国、オーストリヤ、ベルギー、ベルギー領コンゴ、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ボリヴィア、ブルガリア合衆国、ブルガリア人民共和国、カンボディア、セイロン、チリ、中国、コロンビア、ペルグ、モロッコ、メキシコ、モロコ公國、ニカラグア、ノールウェー、パキスタン、パナマ共和国、バラグアイ、オランダ、オランダ領アンティル及びスリナム、ペルー、ボーランド人民共和国、ボルトガル、西部アフリカにおけるボルトガルの諸州、東部アフリカとアジアとオセアニアにおけるボルトガルの諸州、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スリランカ、スウェーデン、スイス、
A・ソブコ	トゥアヅン	トゥアヅン
K・カランチュク	シャブイ	シャブイ
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため	E・ブツツイ	E・ブツツイ
A・C・ニスチュン	ユーロ・ニールンド	ユーロ・ニールンド
S・アイチュン	スウェーデン	スウェーデン
A・ソブコ	スウェーデン	スウェーデン
K・カランチュク	スウェーデン	スウェーデン
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため	ルーマニア人民共和国のために	ルーマニア人民共和国のために
ソヴィエト社会主義共和国連邦のため	ルーマニア人民共和国のために	ルーマニア人民共和国のために
アフリカにおけるスペインのため	ルーマニア人民共和国のために	ルーマニア人民共和国のために

W・ベナヴィードス	ヴァチカン市国のために
エメット・P・マルフィー	エメット・P・マルフィー
ヴィクトール・ラヴィオ	ヴィクトール・ラヴィオ
ザザ	ザザ
ヴィエレス・サラス	ヴィエレス・サラス
オスカール・ミスレ	オスカール・ミスレ
グエン・バ・バツ	グエン・バ・バツ
イエメンのために	イエメンのために
ユーポースラヴィア連邦人民共和国のために	ユーポースラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチ	N・ミラノヴィッチ
M・ミチチに代つて	M・ミチチに代つて
J・ヤニヤトヴィッチに代つ	J・ヤニヤトヴィッチに代つ
ワジィリエ・コヴァチエ	ワジィリエ・コヴァチエ
ヴィツチ	ヴィツチ
N・ミラノヴィッチ	N・ミラノヴィッチ
アラブ・人民共和国	アラブ・人民共和国
エジプト、サルヴァドール共和国、エクアドル、スペイン、アフリカにおけるスペインのため	エジプト、サルヴァドール共和国、エクアドル、スペイン、アフリカにおけるスペインのため

ランド、フランス、アルジェリア、フランスの海外郵便電気通信局によつて代表される地域全体、ガーナ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英國の海外領土全体、ギリシャ、グアテマラ、ハイチ、共和国、ホンダニラ、ス共和国、ハンガリー人民共和国、インド、インドネシア共和国、イラン、イラク、アイルランド、アイスランド共和國、イタリア、イタリアの統治下にあるソマリの地域、日本国、ジヨルダン、ハシエミット王国、ラオス、レバノン、リベリア共和国、リビア、ルクセンブルグ、モロッコ、メキシコ、モロコ公國、ニカラグア、ノールウェー、パキスタン、パナマ共和国、バラグアイ、オランダ、オランダ領アンティル及びスリナム、ペルー、ボーランド人民共和国、ボルトガル、西部アフリカにおけるボルトガルの諸州、東部アフリカとアジアとオセアニアにおけるボルトガルの諸州、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スリランカ、スウェーデン、スイス、	ニア、フランス、アルジェリア、フランスの海外郵便電気通信局によつて代表される地域全体、ガーナ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英國の海外領土全体、ギリシャ、グアテマラ、ハイチ、共和国、ホンダニラ、ス共和国、ハンガリー人民共和国、インド、インドネシア共和国、イラン、イラク、アイルランド、アイスランド共和國、イタリア、イタリアの統治下にあるソマリの地域、日本国、ジヨルダン、ハシエミット王国、ラオス、レバノン、リベリア共和国、リビア、ルクセンブルグ、モロッコ、メキシコ、モロコ公國、ニカラグア、ノールウェー、パキスタン、パナマ共和国、バラグアイ、オランダ、オランダ領アンティル及びスリナム、ペルー、ボーランド人民共和国、ボルトガル、西部アフリカにおけるボルトガルの諸州、東部アフリカとアジアとオセアニアにおけるボルトガルの諸州、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スリランカ、スウェーデン、スイス、
---	--

メソ、ユーボースラヴィア連邦人民共和国間に締結された小包郵便物に関する約定	前記の諸国との全権委員たるオタワで締結された万国郵便条約及び関係諸約定第十二条の規定により、共通の合意によりかつ批准を条件として、次の約定を締結した。
第一章 総則	第一章 総則
第一条 約定の目的	第一条 約定の目的
「小包郵便物」と称する郵便物で一個の重量が二十キログラムをこえないものは、締約国間ににおいて直接に又はその一若しくは二以上の国の仲介により、交換することができる。	「小包郵便物」と称する郵便物で一個の重量が二十キログラムをこえないものは、締約国間ににおいて直接に又はその一若しくは二以上の国の仲介により、交換することができる。
この約定並びにその最終議定書及び施行規則において、「小包」という略称は、すべての小包郵便物に適用し、「航空小包郵便物」と称する。	この約定並びにその最終議定書及び施行規則において、「小包」という略称は、すべての小包郵便物に適用し、「航空小包郵便物」と称する。
3 この約定並びにその最終議定書及び施行規則において、「小包」という略称は、すべての小包郵便物に適用し、「航空小包郵便物」にのみ適用する。	3 この約定並びにその最終議定書及び施行規則において、「小包」という略称は、すべての小包郵便物に適用し、「航空小包郵便物」にのみ適用する。
4. 十キログラムをこえる小包の交換は、任意とする。	4. 十キログラムをこえる小包の交換は、任意とする。

(b) 「別配達小包」とは、名あて局に到着した後直ちに特使をもつて住所に配達を行わぬ國においては、特使をもつて到着通知書を配達しなければならない小包又は、郵政庁が住所へ到着局の配達区域外にある所が到着局の配達区域に又は、差出の郵便料金以外の課金の全部を差出人が負担することを請求する小包をいう。この請求は、郵便物差出の際に又は、差出の後においては、名あて人への配達の時までに行うことができる。	(b) 「別配達小包」とは、名あて局に到着した後直ちに特使をもつて住所に配達を行わぬ國においては、特使をもつて到着通知書を配達しなければならない小包又は、郵政庁が住所へ到着局の配達区域外にある所が到着局の配達区域に又は、差出の郵便料金以外の課金の全部を差出人が負担することを請求する小包をいう。この請求は、郵便物差出の際に又は、差出の後においては、名あて人への配達の時までに行うことができる。
(c) 「課金別納小包」とは、配達の際にして小包に課される郵便料金及び郵便料金以外の課金の全部を差出人が負担することを請求する小包をいう。この請求は、郵便物差出の際に又は、差出の後においては、名あて人への配達の時までに行うことができる。	(c) 「課金別納小包」とは、配達の際にして小包に課される郵便料金及び郵便料金以外の課金の全部を差出人が負担することを請求する小包をいう。この請求は、郵便物差出の際に又は、差出の後においては、名あて人への配達の時までに行うことができる。
(d) 「代金引換小包」とは、代金の取扱を要する小包で代金引換郵便物に関する約定に規定するもの。	(d) 「代金引換小包」とは、代金の取扱を要する小包で代金引換郵便物に関する約定に規定するもの。
(e) 「ぜい弱な小包」とは、これよりから差し出される小包を容易に開ける約定に規定するもの。	(e) 「ぜい弱な小包」とは、これよりから差し出される小包を容易に開ける約定に規定するもの。
(f) 「捕虜及び被抑留者小包」とは、条約第三十九条に規定する捕虜若しくは機関にあって又はこれよりから差し出される小包をいう。	(f) 「捕虜及び被抑留者小包」とは、条約第三十九条に規定する捕虜若しくは機関にあって又はこれよりから差し出される小包をいう。
(g) (b) 形状上、性質上若しくは構造上、理由で、他の小包とともに荷物することができない小包をいう。	(g) (b) 形状上、性質上若しくは構造上、理由で、他の小包とともに荷物することができない小包をいう。

1
包有品が第六条に掲げる禁制に抵触しないこと又は運送に参加する郵政厅の領域において適用されない禁制若しくは制限に抵触しないことを留保して、小包は、発送が許されるためには、

重量級が適用される。	第二条に定義する小包には 次の
一キログラムまで	一キログラムをこえ 三キログラ
二キログラムまで	二キログラムをこえ 五キログラ
三キログラムまで	三キログラムをこえ 七キログラ
四キログラムまで	四キログラムをこえ 九キログラ
五キログラムまで	五キログラムをこえ 十キログラ
六キログラムまで	六キログラムをこえ 十一キログラ
七キログラムまで	七キログラムをこえ 十二キログラ
八キログラムまで	八キログラムをこえ 十三キログラ
九キログラムまで	九キログラムをこえ 十四キログラ
十キログラムまで	十キログラムをこえ 十五キログラ
十五キログラムまで	十五キログラムをこえ 二十キロ
グラムまで	グラムまで

**〔代金引換小包〕、「せり弱な小包」及び「取扱困難な小包」の交換については、差出郵政庁と名あて郵政庁との間の事前の取極を必要とする。
なお、「価格表記小包」(開袋で運送されるもの)、「速達小包」、「せり弱な小包」及び「取扱困難な小包」の交換のために、仲介郵政庁が繰越運送について同意を表明しなければならない。**

(c) 包又は特別の注意を必要とする小
海路業務による小包であつて
その容積が施行規則で定める制
限をこえるもの。もつとも、こ
の小包を取扱困難な小包とみな

(a) この約定又はその施行規則で定める重量及び大きさの条件に適合しなければならない。

(b) 差出局が要求するすべての料金を前納しなければならない。

(c) 課金別納小包は、到着局が名あて人に請求する権利を有するすべての金額及び第十六条2(j)に規定する課金別納料を支払うことを差出人を約束するときに限り、引き受けられることができる。差出局は、十分な保証金の払込を要求することができる。

第五条 差出の際の差出人の指示

(a) 差出人は、小包の差出に際し、配達不能の場合にその小包に適用すべき取扱を指示するものとする。その指示は、次の事項に限る。

(b) 差出人が、自己に配達不能通知書を送付すること。

(c) 差出人が、名あてに居住する第三者に配達不能通知書を送付すること。

(d) 差出人が、直ちに平面路又は航空路により差出元へ返送すること。

(e) 空路による輸送の後に（第二十二条1(c)に規定する特殊の場合を留保して）他の名あて人に配達すること。

(f) 最初の名あて人に配達するため平面路又は航空路により小包を転送すること。

(g) 差出人が小包を放棄すること。

(h) 次に掲げる物品の発送は、禁止すること。

第六条 禁制

(a) すべての種類の小包について
一 性質上又は包装上、取扱者に
危害を及ぼし、又は他の小包を
汚染し若しくは損傷することが
ある物品
二 あへん、セルコン、コカイン、
その他の麻薬。ただし、この禁
制は、医学上又は科学上の目的
で、この目的を有することを条件
としてこれらの物品を許す國
に於て行う発送には、適用し
ない。

三 名あて国において輸入又は流
布を禁止する物品

四 現実的かつ対人的な通信の性
質を有するすべての書類及び小
包の名あて人又は名あて人の同
居者の名あて以外の名あてを有
する各種類の通常郵便物。ただ
し、必要な記載にとどまるもつ
ぱら輸送商品に関する書類、す
なわち、案内書、明細表、発送通
知書又は荷渡指図書のうちの一
を開封で入れることを許す。こ
の四の規定の適用上許されない
通常郵便物が單に一通入れられ
ているときは、その通常郵便物
は、条約第五十五条规定のと
ころに従つて取り扱うものと
し、小包は、これを理由として
差出元へ返送することができな
い。

五 生きた動物。ただし、郵便に
よるその運送が関係國の郵便規
則によつて許される場合は、こ
の限りでない。

六 爆発性、発火性又は危険性の
ある物質。ただし、郵政厅は、
携帶銃砲用の裝薬した金属性の
雷管及び実包、不爆発性の大砲
用信管原料並びにマッチ、引火

(b) 七 わいせつた又は不道徳な物品
しやぶるフィルム、原料セルロイド又はセルロイド製品の運送について合意することができ
る。

2 1 第七条 調つて引き受けられた小包の取扱

第六条(a)に掲げる物品を包有する小包が誤つて引き受け發送されたときは、これを發見した郵政庁の国内法制に従つて取り扱うものとする。ただし、同条(a)二、六及び七に掲げる物品を包有する小包については、いかなる場合にも、名あて地への送達、名あて人への配達又は差出元への返送を行わない。
価格表記を許す国にあてた小包で価格表記としないものが第六条(b)に掲げる物品を包有するときは、誤りを発見した経由郵政庁は、この小包を差出元へ返送しなければならない。この誤りが名あて郵政庁に小包が到着した後に発見されたときは、当該名あて郵政庁は、こ

3 2の規定は、重量又は大きさが許された限度を著しくこえる小包にも適用する。もつとも、その小包は、課されることがある料金をあらかじめ名あて人が支払つたときは、その者に配達することができる。

4 誤つて引き受けられた小包が名あて人に配達されず、また、差出元へも返送されないときは、差出郵政庁は、当該小包に適用された取扱について、詳細に通報されるものとする。

第二節 諸料金

(a) 第八条 諸料金の構成

郵政庁が徴収することができる諸料金は、第九条に定義する主要料金及び、必要があるときは、次の料金からなる。

(b) 第十六条に掲げる追加料金

(c) 第二十条、第二十一一条⁶、第二十七条及び第二十九条に掲げる郵便料金

(d) 第十八条に掲げる郵便料金以外の課金

第十九条 主要料金

主要料金は、陸路、海路及び航空路の運送に参加する各郵政庁に帰属する割当料金で第十条から第十四条までに掲げるものからなる。

1 発送、到着又は越境の各陸路割当料金は、各国につき、かつ、各小包につき、次のとおり定める。

第十条 陸路割当料金

昭和三十三年四月十日　衆議院会議録第二十八号(その二)　千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件

六一書

- 3 別配達小包の差出元への返送又は転送の場合であつて名あて郵政厅に帰属する別配達補充料(第六条1(a)二)が名あて人の住所への提示の際に徵収されなかつたときは、配達を試みた郵政厅は、この別配達補充料を次の郵政厅から回収する。

4 第二十四条に掲げる費用は、差出郵政厅から回収する。

5 航空小包の業務においては、不時着陸又は連絡の欠陥の場合には、航空小包の総送を行ふ郵政厅は、差出郵政厅から航空路割当料金を回収する。

第六章 雜則

1 第四十五条 条約の適用
抵触、特例又は補足を明定していない限り、この約定は、万国郵便条約のいずれの規定の適用も妨げるものではない。

2 連合加盟国が大会議以外の場合においてこの約定に加入する希望を表明し、かつ、第十五条の規定によつて許される率より高率の発送及び到着の例外的割当料金を徵収する権能を請求するときは、國際事務局は、この請求をこの約定の署名国であるすべての加盟国に提出する。六箇月の期間内に三分の一をこえる当該加盟国がこの請求に対し反対を表明しないときは、この請求は、認められたものとみなす。

3 条約第二十九条2の規定に関連して、条約第二十七条1の規定に従つて大会議から大会議までの間ににおいて提出される議案が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならぬ。
(a) 議案が新規定の追加を目的とする場合又はこの約定の諸条若しくはその最終議定書の諸条若

(b) 議案が最終の条を除く施行規則の根本的修正を目的とする場合には、投票の合体には、投票の三分の一

(c) 議案が次の事項を目的とする場合には、投票の過半数

- 一 この約定並びにその最終規則定書及び施行規則の規定の解釈。ただし、条約第三十三条に規定する仲裁に付すべき見聞の相違の場合を除く。
- 二 一に掲げる文書に加えるべき編集上の修正

第第四十六条 約定の非参加国に於ては非参加国から発する小包

2 この約定の参加国の郵政局で非参加国から発する小包は、この約定の委任するものは、非参加国の反対がない限り、その関係をすべての参加国の郵政局に利用させることを許す。

3 非参加国にあって又は非参加国から発する小包は、この約定の委任する空業務による縦越については、陸路、海路及び航空路の割当料金額に關する限り、参加国間において交換される小包とみなす。

第七章 最終規定

第四十七条 約定の効力範囲

この約定は、千九百五十九年四月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証據として、前記の諸國の政府の全権委員は、カナダ政府の記録に寄託されるべきこの約定の一通

に署名した。その原本の一通は、各
締約国に交付される。
千九百五十七年十月三日にオタワ
で作成した。

アフガニスタンのために

A・カニーム

モハメラド・カーセム・ファ
ゼリ

アルバニア人民共和国のために

メルシニイ

ドイツのために

ドクトル シュタインメック

ツ

ドクトル シュスター

ドクトル ゼーバス

ドクトル ライス

シユーフ

サウディ・アラビア王国のために

イブラヒム・シルセラー

A・H・ハジャジ

アルゼンティン共和国のために

シルヴァ・デルビル

オーストリアのために

ドクトル B・シャギンガード

ドクトル P・マホルト

J・パロウベク

ヘルニアイ

ベルギーのために

ラマンス

ファツヴィ

M・ロネイ

リシール

オノン

ベルギー領コンゴーのために

J・ファン・ステンフォル

ボリヴィアのために

ト

白ロシア・ソヴィエト社会主義共
和国のために

ラジル合衆国のために

ジヨゼ・アルベルト・ビタ	ジヨゼルト
サミコ	ジヨゼ・ルイス・リベイロ
オクタヴィオ・レオボルディ	ラエス
ノ・カヴァルカンテ・デ・モ	ハミルトン・ショル
ベティナ・カイセルマン	ブルガリア人民共和国のために
カルボディアのため	P・ベクシエフ
R・ロムツト	Y・ゴレマノフ
セイロンのために	Y・ヨガスンドラム
チリのために	リイス・カルヴァハル
中国のために	劉鍇
柳克述	干潤生
コロンビア共和国のために	J・メンデス・カルヴァオ
ホアキン・ピニエロス・コル	グスターヴォ・エチエヴェリ
バス	ヴィクトール・グティエレ
P・W・ハン	ス
ジョン・チニ	J・メンデス・カルヴァオ
スク・フン・ユン	グスターヴォ・エチエヴェリ
コスター・リカ共和国のために	F・ヒメネス
キューバ共和国のために	F・ギゴウ
O・S・グティエレス	E・ミランダ
デンマークのために	アルネ・クロッグ
J・M・S・アンデルセン	ドミニカ共和国のために
AM・バグダディ	ハンス・コーン
エジプトのために	AM・バキール

際事務局との間のすべての関係について、仲介者となる。

M・ミチフチに代つて
N・ミラノヴィツチに代つて
J・ヤニヤトヴィツチに代つて
N・ミテノヴィツチに代つて

全権委員たる下名は、本日付で締結された小包郵便物に関する約定に署名するに際し、次のとおり協定した。

第一節 一般規定

第一条 運送事業者による業務の經營

1 約定加入する国でその郵政が小包の運送を現に実施しないものは、鉄道事業者及び海運事業者は小包の運送を現に実施しないものに約定を実施させる権能を有する。また、この国は、それらの運送事業者によつて運送される地方から発し又はその地方にある小包にこの業務を限定することができる。

2 前記の国の郵政は、約定のすべての条項が鉄道事業者及び海運事業者により完全に実施されるとを確保するため、特に、交換業務を創設するため、これらの運送事業者と合意しなければならない。

3 前記の郵政は、前記の運送事業者と他の締約国の郵政及び国

1 条約第三十四条の規定にかかわらず、アフガニスタン、イラン及びアフリカにおけるボルタルガルの諸州には、その領域を通過する越小包の運送を行わない権能を暫定的に付与する。

2 インドは、インドの港を経て過ぎ越すすべての小包につき、同國に帰属する海路割当料金のほか、約定第十条に規定する陸路割当料金を徴収することができる。

第二条 総越

第一条 一般規定

第一条 運送事業者による業務の經營

第三条 取りもどし、名あて変更、小包の差出後に請求する課金別納による配達

第五条 差出の際の差出人の指示

第六条 取扱困難な小包

第七条 常衡ボンド

第八条 到達証

第九条 差出の際の差出人の指示

第十条 例外的陸路割当料金

第十一条 料金率

第十二条 料金

第十三条 料金

第十四条 料金

第十五条 料金

第十六条 料金

第十七条 料金

第十八条 料金

第十九条 料金

第二十条 料金

第二十一条 料金

第二十二条 料金

第二十三条 料金

第二十四条 料金

第二十五条 料金

第二十六条 料金

第二十七条 料金

第二十八条 料金

第二十九条 料金

第三十条 料金

第三十一条 料金

第三十二条 料金

第三十三条 料金

第三十四条 料金

第三十五条 料金

第三十六条 料金

第三十七条 料金

第三十八条 料金

第三十九条 料金

行う課金別納による配達の請求を行なう。許さない。

第二節 引受条件

第四条 大きさ及び容積

1 ギリシャ、チニジア及びアジア・トルコは、大きさ又は容積が

2 インドは、大きさがインドの内

3 国業務において規定する制限をこえる小包を許さない権能を有す

4 リテン及び北部ア

5 アイルランド連合王国政府が行

6 信託統治の下にある地域とを含む

7 英国の海外領土全体並びにアイ

8 ランドは、他国との関係においては、小包であつて長さが一・〇

9 メートルをこえるもの又は長さ

10 と長さ以外の方向に計つた最大の横周との合計が一・八〇メートル

11 をこえるものを取扱困難な小包とみなす権能を有する。

12 五メートルをこえるものを取扱困難な小包とみなす権能を有する。

13 インド連合王国、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある

14 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

15 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

16 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

17 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

18 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

19 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

20 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

21 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

22 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

23 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

24 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

25 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

26 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

27 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

28 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

29 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

30 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

31 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

32 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

33 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

34 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

35 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

36 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

37 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

38 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

39 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

40 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

41 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

42 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

43 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

44 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

45 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

46 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

47 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

48 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

49 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

50 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

51 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

52 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

53 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

54 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

55 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

56 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

57 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

58 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

59 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

60 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

61 ブリテン及び北部アイルランド連合王國政府が行う信託統治の下にある

62 地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知

ト・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、到達証を価格表記小包に限定する権能を有する。

五メートルをこえるものを取扱困難な小包とみなす権能を有する。

(b) グレート・ブリテン及び北部ア

イルランド連合王国、殖民地と保

護領とグレート・ブリテン及び北

部アイルランド連合王国政府が行

う信託統治の下にある地域とを含

む英國の海外領土全体並びにアイ

ルランドは、他国との関係においては、小包であつて長さが一・〇

メートルをこえるもの又は長さ

と長さ以外の方向に計つた最大の横周との合計が一・八〇メートル

をこえるものを取扱困難な小包とみなす権能を有する。

五メートルをこえるものを取扱困難な小包とみなす権能を有する。

ト・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英國の海外領土全体並びにアイルランドは、到達証を価格表記小包に限定する権能を有する。

五メートルをこえるものを取扱困難な小包とみなす権能を有する。

五

昭和二十三年四月十五日

衆議院会議録第二十八号(その二) 千九百五十七年十月三日にオダワで作成

された万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件

六
九

昭和三十三年四月十日

27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
イラク	イラン	インドネシア（共和国）	ギリシャ	グアテマラ	ハイチ（共和国）	インド	領土 グレート・ブリテン及び イギリスの海外	域 便電気通信局によ つて代表される地	フィンランド フランスの海外郵

開和三十三年四月十日
衆議院会議録第二十八号(その二)
千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件

43 42
共和国) ヴェネズエラ (共
和国) ウルグアイ (東方

○七五

一キログラムまで	○・四〇
二キログラムまで	○・七〇
三キログラムまで	一・〇〇
四キログラムまで	一・一〇
五キログラムまで	一・四〇
六キログラムまで	一・七〇
七キログラムまで	二・〇〇
八キログラムまで	二・三〇
九キログラムまで	二・六〇
十キログラムまで	二・九〇
十一キログラムまで	三・〇〇
一二キログラムまで	三・三〇
一三キログラムまで	三・六〇
一四キログラムまで	三・九〇
一五キログラムまで	四・〇〇
一六キログラムまで	四・三〇
一七キログラムまで	四・六〇
一八キログラムまで	四・九〇
一九キログラムまで	五・二〇
二〇キログラムまで	五・五〇
二一キログラムまで	五・八〇
二二キログラムまで	六・一〇
二三キログラムまで	六・四〇
二四キログラムまで	六・七〇
二五キログラムまで	七・〇〇
二六キログラムまで	七・三〇
二七キログラムまで	七・六〇
二八キログラムまで	七・九〇
二九キログラムまで	八・二〇
三〇キログラムまで	八・五〇
三一キログラムまで	八・八〇
三二キログラムまで	九・一〇
三三キログラムまで	九・四〇
三四キログラムまで	九・七〇
三五キログラムまで	一〇・〇〇
三六キログラムまで	一〇・三〇
三七キログラムまで	一〇・六〇
三八キログラムまで	一〇・九〇
三九キログラムまで	一一・二〇
四〇キログラムまで	一一・五〇
四一キログラムまで	一一・八〇
四二キログラムまで	一二・一〇
四三キログラムまで	一二・四〇
四四キログラムまで	一二・七〇
四五キログラムまで	一・四〇

ソヴィエト社会主義共和国連邦の全領域に おいては、同額の発送及び到着の割当料金が 小包郵便物に適用される。	三キログラムを こえ五キログラムを 五キログラムまで こえ一〇キログラムを ラムまでの小包	一〇〇
一〇キログラム をこえ一五キログラム まで的小包	一一〇〇	一一〇〇
一五キログラム をこえ二〇キログラム までの小包	一二〇〇	六〇〇
四〇〇	三〇〇	三〇〇
九〇〇	九〇〇	三〇〇

ソヴィエト社会主義共和国連邦

-11

第一表 繼越の陸路割当料金

昭和三十三年四月十日 衆議院会議録第二十八号(その二) 千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件 六二二一

して運送される小包について	一・四〇	二・一〇	三・〇〇	六・〇〇	九・〇〇	一一・〇〇
(c) ソヴィエト社会主義共和国連邦の項参照。ソヴィエト社 郵便物に適用される。						

して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(d) ヴェネズエラ(共和國)	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

階に適用する海路割当料金に等しい額の追加海路割当料金	2 各小包につき、次の運送の追加割当料金を徴収することを許す。
	3 徵収する追加割当料金

一方	他方	3 徵収する追加割当料金
1	2	(a) パレアーレン諸島、スペインの領土及びモロッコの北部地帯
3		(b) カナリ―諸島

3 ポルトガルの郵政庁は、ポルトガル本土とマディラ島及びアゾレス島との間の運送については、小包一個につき最高一フラン五十サンチームの追加割当料金を徴収する権能を有する。

4 イラク――シリアさばく横断自動車業務により運送される小包については、次に定める特別追加割当料金を徴収する。

5 ゴアの交換局とダマオ及びディユ(ポルトガル領インド)の交換局との間の運送については、通常の主要料金のうち約定第十一条及び第十二条に定める陸路及び海路の割当料金に等しい額の追加割当料金を徴収する。

6 カラチ(バキスタン)とオルマラ、パニヤン(ワダル)のバキスタン郵便局との間の小包の運送については、約定第十二条に定める海路割当料金に等しい額の追加割当料金を徴収する。

7 フランス本土から発送又はこれに附する小包については、次の追加料金を課する。

(a) フランス本土に適用する陸路割当料金の半額に等しい額を最高とする追加陸路割当料金

(b) フランスにおいて第一距離段

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(e) ヴェネズエラ(共和國)	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(f) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(g) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(h) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(i) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(j) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(k) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(l) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(m) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(n) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(o) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(p) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(q) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(r) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(s) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(t) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(u) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(v) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(w) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(x) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(y) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

ジア地域を経由して運送される小包について	一・八〇	二・九〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	一六・〇〇
(z) イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇

第十五条 價格表記の最高限

約定第二十六条の規定にかかるらず、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が行う信託統治の下にある地域とを含む英國の海外領土の一部であつてその内國業務における價格表記の最高限を千フラン未満の額とするものは、國際業務における價格表記の最高限をその額に制限する權能を有する。

第十六条 責任の原則に対する例外

約定第三十二条及び第三十五条の規定にかかるらず、ベルギー領コンゴー、イラク及びスーザン共和国は、すべての國から発してベルギー領コンゴー、イラク又はスーザンにあてた小包であつて液体、液体化しやすい物体、ガラス製品及び同様の弱性の物品を包有するものの損傷については、なんらの賠償金も支払わないことを許される。

第十七条 損害賠償

約定第三十五条の規定にかかるらず、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が行う信託統治の下にある地域とを含む英國の海外領土の一部であつてその内國規則が前記の規定に反するものは、その業務において亡失し、盜取され若しくは損傷した價格表記としない小包については、損害賠償金を支払わない權能を有する。

以上の証拠として、全權委員たる下名は、規定が約定の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を表記するこの證定書を作成し、カナダ政府の記録に寄託されるべき一通に

署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

一千九百五十七年十月三日にオタワで作成した。

アフガニスタンのために

A・カユーム

アルバニア人民共和国のために

Y・ゴレマノフ

ブルガリア人民共和国のために

R・ロムワト

ドミニストラム

セイロンのために

Y・ヨガンドラム

ドクトル・シニエスター

セイロンのために

Y・ヨガンドラム

オクタヴィオ・レオボルディ
ノ・カヴァルカンテ・デ・モ

ラエス
ハミルトン・ショル

ペティナ・カイセルマン

ブルガリア人民共和国のために

P・ベクシェフ
Y・ゴレマノフ

アルバニア人民共和国のために

モハメッド・カーセム・ファ

アルバニア人民共和国のために

ゼリ

A・アントニオ・アンドラード
エクアドルのために

D・T・C・カーベンタ
ルイス・カルヴァハル

R・H・ロック
ダドレー・ラムレー

C・E・ヘインズ
E・プロベル・デ・カレホ

ニエヴェス
アニバール・マルティン

ホセ・ヴィラノーヴァ
ホセ・ヴィラノーヴァ

エティオピアのために
ベルハネ・ケブレフテ

エティオピアのために
ベルハネ・デ・インケ

S・J・アホーラ
S・J・アホーラ

ウルフオ・タルヴィチエ
ウルフオ・タルヴィチエ

ニエヴェス
アニバール・マルティン

ホセ・ヴィラノーヴァ
ホセ・ヴィラノーヴァ

エティオピアのために
ベルハネ・デ・インケ

M・フォコン
M・フォコン

ラフェ
ラフェ

クローード・バト
クローード・バト

シヤバール
シヤバール

G・ヴァネ
G・ヴァネ

ラブ
ラブ

クローード・バト
クローード・バト

L・ラシェーズ
L・ラシェーズ

マ・フォコン
マ・フォコン

ラブ
ラブ

クローード・バト
クローード・バト

シヤバール
シヤバール

マ・フォコン
マ・フォコン

ラブ
ラブ

クローード・バト
クローード・バト

シヤバール
シヤバール

マ・フォコン
マ・フォコン

ラブ
ラブ

クローード・バト
クローード・バト

シヤバール
シヤバール

海峽諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

D・T・C・カーベンタ
ルイス・カルヴァハル

R・H・ロック
ダドレー・ラムレー

C・E・ヘインズ
E・プロベル・デ・カレホ

ニエヴェス
アニバール・マルティン

ホセ・ヴィラノーヴァ
ホセ・ヴィラノーヴァ

エティオピアのために
ベルハネ・デ・インケ

ラブ
ラブ

ニエヴェス
アニバール・マルティン

ホセ・ヴィラノーヴァ
ホセ・ヴィラノーヴァ

エティオピアのために
ベルハネ・デ・インケ

マ・フォコン
マ・フォコン

ラブ
ラブ

クローード・バト
クローード・バト

シヤバール
シヤバール

マ・フォコン
マ・フォコン

ラブ
ラブ

アントニオ・アリス
アントニオ・アリス

デディチ
デディチ

フリオ・A・ボエゾ
フリオ・A・ボエゾ

デモブロス
デモブロス

ギリシャのために
ジアン・フランガキス

D・J・フォサギル
D・J・フォサギル

ダドレー・ラムレー
ダドレー・ラムレー

E・ヘインズ
E・ヘインズ

ニエヴェス
ニエヴェス

アニバール・マルティン
アニバール・マルティン

ホセ・ヴィラノーヴァ
ホセ・ヴィラノーヴァ

エティオピアのために
ベルハネ・デ・インケ

ラブ
ラブ

クローード・バト
クローード・バト

シヤバール
シヤバール

マ・フォコン
マ・フォコン

ラブ
ラブ

アントニオ・アントニオ
アントニオ・アントニオ

スムラ
スムラ

A・M・ハルディガル
A・M・ハルディガル

アヒルル・アニン
アヒルル・アニン

イランのために
イランのために

A・モタメディ
A・モタメディ

イラクのために
イラクのために

スムラ
スムラ

マニ・フリップ
マニ・フリップ

ハングカリ・人民共和国のために
ハングカリ・人民共和国のために

デディチ
デディチ

インドネシア共和国のために
インドネシア共和国のために

スムラ
スムラ

K・ゴバラクリシュナン
K・ゴバラクリシュナン

スムラ
スムラ

マニ・ダス・グブタ
マニ・ダス・グブタ

スムラ
スムラ

S・A・A・ハフィダ
アイルランドのために
S・S・ビニイルセアル
オデュインアイン
アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン
イタリアのために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオ
ネ
ブルネット・ブルネットティ
イタリアの統治下にあるソマリの
地域のために
レナート・リリー
アウレリオ・ポンシリオ
ネ
ブルネット・ブルネット
日本國のために
松井一郎
ジヨルダン・ハシエミット王國の
ために
M・ルーサン
ラオスのために
シタット
ヴィレボング
レバノンのために
ミシェル・オー
リベリア共和国のために
マツキンレイ
パッカス・ページ
リビアのために
ミサラティ
ルクセンブルグのために
A・ホベイカ
ロース
ブロン・ドウロ
モロッコのために
モロッコのために
ベナブド
メキシコのために
M・ヴィダル
ラウロ・F・ラミレス
モナコ公國のために
バスカン
ニカラガのために
アントニオ・アリス

ノールウェーのために
カール・ヨハネセン
インヴァル・リード
W・ショエレン
SS・シディギ
M・M・A・ガーニ
H・アクバル
パナマ共和国のために
フランシスコ・ルイス
バラグアイのために
V・カタルデイ
R・ドミニゲス
オランダのために
J・D・H・ファン・デル
トールン
ホフマン
P・ダイクウェル
ブルウワー
ブック
オランダ領アンティール及びスリ
ナムのために
P・H・J・ブルー・セルス
ベルのために
ホゼ・V・ララブレ
J・クリーマック
MT・ヤルン
ポルトガルのために
ジヨルジ・ブラガ
モス・デ・マトス
A・ヌーネス・デ・フレイタ
西部アフリカにおけるポルトガル
の諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェ
レイラ・デ・アギアル
アントニオ・アリス

ルーマニア人民共和国のために
M・グリゴーレ
S・ボステルニク
W・シヨエレン
インヴァル・リード
サン・マリノ共和国のために
スー・ダーン共和国のために
スレイマン・フセイン
H・ラシード
スウェーデンのために
アラン・フルトマン
テュレ・ニールンド
カール・アクセル・リョフイ
レン
スイス連邦のために
トゥアブン
シヤブイ
E・ブツツイ
H・ラハーム
A・カダル・バゲダディ
チエコスロバキアのために
ユーライ・マニヤーク
タイのために
スリン・ウイセトサコン
スワーン・サグワン・オン
トルコのために
トル・A・C・ニスチエン
S・アイチュン
K・カンチユルク
A・ソブコ
ソヴィエト社会主義共和国連邦の
ために
K・J・セルゲイ・チエク
ウルグアイ東方共和国のために
W・ベナヴィーデス
ザ・ヴィクトル・ラヴィオ

ルーマニア人民共和国、デ
ンマーク、ドミニカ共和国、
アルバニア人民共和国、ドイ
ツ、サウディ・アラビア王
国、アルゼンティン共和国、
オーストリア、ベルギー、ボ
リビア、ブルガリア人民共
和国、カンボディア、チリ、
中国、コロンビア共和国、大
韓民国、ギリバ共和国、
シヨ、モナコ公國、ニカラ
グア、ノールウェー、パナマ共
和国、パラグアイ、オラン
ダ、オランダ領アンティール
及びスリナム、ベル、ボ
ランド人民共和国、ポルトガ
ル、西部アフリカにおけるボ
ルトガルの諸州、東部アフリ
カとアジアとオセアニアとに
おけるポルトガルの諸州、
ルーマニア人民共和国、サ
ン・マリノ共和国、スー・ダーン
共和国、スウェーデン、スイ
ス連邦、シリア、チエック
ロヴァキア、タイ、テュニジ
ア、トルコ、ウルグアイ東方
共和国、ヴァチカン市国、ヴ
ネズミテ共和国、ヴィエトナ
ム、イニメン、ニーゴースラ
ヴィア連邦人民共和国間に締
結された郵便為替及び郵便旅
行小為替に関する約定
M・ミチツチに代つて
N・ミラノヴィッチ
ワジリエ・コヴァチエ・ヴィイツ
チ・エトナムのために
N・ミラノヴィッチ
J・ヤニヤトヴィツチに代つ
て
N・ミラノヴィツチ

郵便為替及び郵便旅行小為替に
関する約定
アルバニア人民共和国、ドイ
ツ、サウディ・アラビア王
国、アルゼンティン共和国、
オーストリア、ベルギー、ボ
リビア、ブルガリア人民共
和国、カンボディア、チリ、
中国、コロンビア共和国、大
韓民国、ギリバ共和国、
デンマーク、ドミニカ共和国、
エジプト、サルヴァドル共和
国、スペイン、アフリカにお
けるスペインの領土、フィン
ランド、フランス、アルジェ
リア、フランスの海外郵便電
気通信局によつて代表され
た地域全体、ギリシャ、ハイ
チ共和国、ホンジュラス共
和国、インドネシア共和国、イ
ラン、イスランド共和国、イ
タリア、イタリアの統治下
にあるソマリの地域、日本
国、ラオス、レバノン、リベ
リア共和国、リビア、ルクセ
ンブルグ、モロッコ、メリ
キ
第一編 序則 第一条 約定の目的
この約定は、署名国がその相互
関係において郵便為替及び郵便旅行
小為替の業務を行つことに同意する
ときは、一方において郵便為替(以
下「為替」という)の交換を、及び他
方において郵便旅行小為替の業務を
規制する。
第二編 為替
第一章 総則
1. 為替は、郵便により、又は為替
電報が関係国間の関係において許
されていときには電信により、交
換することができる。

郵便による交換は、郵政庁の選択に従い、カード又は目録により行うことができる。為替証書は、カードによる場合には「カード式為替」といい、目録による場合には「目録式為替」という。

3 電信による交換は、カード式電信為替又は目録式電信為替により行なうことができる。これらの両種の為替は、「電信為替」という。

第二章 為替の振出

第三条 通貨、換算

1 為替は、反対の合意がない限り、払渡国の通貨で表示する。

2 振出郵政庁は、払渡国の通貨に対する自國の通貨の換算割合を決定する。

第四条 振出最高額

1 為替一口の金額は、千フランに相当する額をことることができない。もつとも、各郵政庁は、この額より少い金額を最高額として定める権能を有する。

2 例外として、第七条に規定する為替に對しては、なんらの最高額も定めない。

第五条 為替金の払込、受領証

1 各郵政庁は、為替の差出人が交付しようとする為替金を払い込む方法を定める。

2 受領証は、為替金の払込の際に差出人に無料で交付する。

第六条 料金

1 振出の際に徴収すべき料金は、次のものからなる。

(a) 為替一口ごとに二十五サンチームの最高定額料金

(b) 次のように計算した最高比例料金

カード式為替については、払込金額の二百分の一

(c) 場合により、特殊業務（払渡済通知、特使による払渡等の請求）に対する料金
各郵政厅は、比例料金の徵収のため、自己の業務上の便宜に最も適合する段階を採用する権能を有する。

3 この約定の参加国の中介により、参加国と非参加国との間で交換する為替については、仲介国郵政厅は、為替証書の金額から控除することにより追加料金を徴収することができる。ただし、関係郵政厅が合意するときは、この料金は、差出人から徴収して仲介国に郵政厅に割り当てることができる。

第八条 電信為替の振出の特則

1 電信為替は、国際電気通信条約附屬電信規則の規定に従う。

2 電信為替の差出人は、郵便料金のほかに、電報料金を支払う。この電報料金は、場合により、受取人にある私用通信文の料金を含むものとする。

第三章 公衆に認められる権利に関する事項

第九条 払渡済通知、別配達、本人払、航空路による送達

第十六条の規定に従うことを条件として、為替の差出人は、為替の到着の後直ちに特使をもつて居所で為替金を交付することを請求することができる。この場合は、条約第五十七条の規定を適用する。

本人払を許す国との関係においては、為替の差出人は、受取人本人の受領証によつて本人にのみ支払うことを式紙に記載して請求することができる。(この場合には、差出人は、二十サンチームの特別料金又は振出國において本人払の請求について徴収する料金を支払う。なお、為替には、払渡済通知書を添附しなければならない。

関係郵政局が合意するときは、目録式為替の差出人は、払渡國の交換局と払渡局との間の為替証書の航空路による送達を請求することができる。この場合には、航空増料金の徴収方法は、その郵政局の間で直接に取りきめる。

3 よるカード式為替の郵便による転送は、料金を徴収することなく、かつ、新為替証書を発行することなく行う。

4 その他のすべての場合には、転送は、新為替により行い、その料金は、場合により電報料金を含めて、転送する為替の金額から控除する。

4 転送の場合には、条約第五十九条⁷の規定は、留置料金及び別配達补充料に適用する。

第十二条 裏書
いすれの国も、他の国が振り出した為替の権利を自国の領域内において裏書によつて移転することができる旨を表明する権利を有する。

第四章 為替の払渡
第十三条 有効期間、日付
認証
1 為替証書は、次の期限まで効力を有する。
(a) 原則として、振出の月の翌月の末日まで。関係郵政庁間の合意があるときは、振出の月の翌月から三箇月目の月の末日まで。
(b) 遠隔の国との関係においては、振出の月の翌月から七箇月目の月の末日まで。

2 この期間の後は、カード式為替は、払渡郵政庁の請求により振出郵政庁が与える「日付認証」がない限り、払い渡さない。目録式為替は、日付認証を受けることができない。

3 日付認証を受けたカード式為替は、日付認証を受けた日から新しい効力を付与され、その效力の期間は、その日に振り出された為替の有効期間と同一とする。

4 有効期間の経過前に払渡をしな

いことが業務上の過失によるものでないときは、条約第六十七条规定する料金と同額の「日付認証の料金を徴収することができる。

第十四条 払渡最高額

1 一国における為替の払渡最高額は、反対の合意がない限り、その国の郵政庁が振出について採用した最高額と同額とする。

2 同一差出人が同一日に同一受取人にあって二口以上の為替を振り出した場合において、その総額が払渡郵政庁によつて採用された最高額をこえるときは、その郵政庁は、受取人に対する一日の払渡金額が前記の最高額をこえないよう為替の分割払をすることができること。

第十五条 為替の払渡の通則

1 為替の払渡は、払渡国の規則に従つて行われる。

2 為替金は、払渡国の法定通貨で受取人に払い渡す。為替金は、相手郵政庁との特別の合意に従つて、他の通貨で払い渡すことができること。

3 払渡は、払渡郵政庁における現行の規則に従つて、郵便振替口座への払込により有効に行うことができる。

4 払渡郵政庁は、自國の法制により必要とされるときは、その旨を関係郵政庁に通知した後、貨幣單位の端数を切り捨て、又は金額を最も近い貨幣単位若しくは最も近い十分の一単位の金額とする機能を有する。

第十六条 別配達 差出人が特使による払渡を請求したときは、払渡郵政庁は、自國の規則が忍らるところに従つて、もろ

第七章 計算

第二十九条 料金の割当

1 振出郵政庁は、第六条1(a)及び(b)の規定の適用により徴収した料金のうち、為替一口ごとに十二・五サンチームの定額割当料金及び、郵政庁がカード式為替を採用するか又は目録式為替を採用するかにより、払渡済の為替の総金額の四百分の一又は二百分の一の比例割当料金を払渡郵政庁に割り当てる。

2 無料で振り出された為替については、割当をしない。

3 転送の場合には、新名あての郵政庁は、振出郵政庁が実際に徴収する料金のいかんにかかわらず、自分が最初の名あての郵政庁である場合に受けるべき割当料金を受ける。

4 1に規定する割当料金を除き、かつ、この約定に明らかに定める規定を留保して、各郵政庁は、自己が徴収した料金の全額を受取する。

1 (b)の規定の適用により徴収した料金のうち、為替一口ごとに十二・五サンチームの定額割当料金及び、郵政庁がカード式為替を採用するか又は目録式為替を採用するかにより、払渡済の為替の総金額の四百分の一又は二百分の一の比例割当料金を払渡郵政庁に割り当てる。

2 無料で振り出された為替については、割当をしない。

3 計算書の決済は、相殺することともできる。

4 第三十二条 計算書の決済

1 総計算書の差額又は月次計算書の金額の支払は、反対の合意がない限り、為替の払渡のために貸方郵政庁が使用する通貨で行う。支払るべき金額は、施行規則に定める期間内に支払われない場合には、その期間の満了の日から支払日のまでの間、年五分の利子を生ずる。

2 この約定及びその施行規則のうち計算書の作成及び決済に関する規定は、モラトリアム、送金禁止等のよろな一方的措置によつてそのままの効力を妨げられることはない。

3 第八章 雜則

1 郵政庁は、できる限り自國のすべての地方において為替の払渡を確保するため、必要なすべての措置を執るものとする。

2 第三十二条 為替取扱局

1 各小為替証書は、約二十五フラン、約五十フラン又は約百フランに相当し、かつ、関係郵政庁間の合意により定める定額の金額について払渡国の通貨で表示する。

2 特別の場合には、小為替証書は、前記の相当額のいずれとも異なる金額について作成することができます。

3 換算割合は、為替に対するものと同一とする。

4 小為替帳一冊の小為替証書の数は、最高十枚とする。各小為替帳は、異なる金額の小為替証書を包有することができる。

1 第三十三条 郵政機関以外の機関の参加

1 郵政機関以外の機関が為替業務を確保する場合は、この約定の規定に従つて行われる為替の交換に参加することができる。

2 前記の機関は、この約定の各条項の完全な実施を確保するため、自國の郵政庁と合意しなければならない。同郵政庁は、その機関と他の締結国郵政庁及び国際事務局との関係について仲介する。

3 第三十四条 国税その他の課税金の禁止

1 取調請求は、小為替帳を提示しない限り、振出郵政庁に対しても行うことしかできない。

2 小為替帳又は小為替証書を失した場合において、請求人は、当該金額の払いもどしを受けるためには、小為替帳の交付を請求した後、小為替帳に対する総金額を払い込んだことを振出郵政庁に証明しなければならない。

3 振出郵政庁は、有効期間の経過後三箇月をこえない期間内に、かつ、亡失の届出があつた小為替証書が未払であることを確かめた後、払いもどしを行うことができる。この三箇月の期間は、遠隔の国との関係においては、六箇月とする。

1 第三十五条 定義、小為替帳

1 小為替証書は、振出の日から起算して四箇月間効力を有する。月は、その日数にかかわらず、起算日から応当日までとして計算する。

2 払渡業務は、十分な資金の準備がないときは、払渡の資金を得ることまで小為替の払渡を停止することができる。

3 小為替帳及び小為替証書に関する権利は、裏書又は譲渡によつて移転することができない。また、この小為替帳及び小為替証書は、担保とすることもできない。

4 第四十条 払渡の差止

郵政庁は、自國の法制の適用を留保して、正規に振り出された小為替の払渡の差止の請求があつた場合においても、差止をすることができない。

5 第三十六条 通貨、最高額、換算

1 各小為替証書は、約二十五フラン、約五十フラン又は約百フランに相当し、かつ、関係郵政庁間の合意により定める定額の金額について払渡国の通貨で表示する。

2 特別の場合には、小為替証書は、前記の相当額のいずれとも異なる金額について作成することができます。

3 換算割合は、為替に対するものと同一とする。

4 小為替帳一冊の小為替証書の数は、最高十枚とする。各小為替帳は、異なる金額の小為替証書を包有することができる。

1 第三十七条 料金

1 取調請求は、小為替帳を提示しない限り、振出郵政庁に対しても行うことしかできない。

2 小為替帳又は小為替証書を失した場合において、請求人は、当該金額の払いもどしを受けるためには、小為替帳の交付を請求した後、小為替帳に対する総金額を払い込んだことを振出郵政庁に証明しなければならない。

3 振出郵政庁は、小為替証書の額面金額及び料金のほか、小為替証書及びその表紙の代金並びに小為替帳の調製のために必要な各種類の作成費に相当する金額を徴収する権能を有する。

4 第三十八条 売渡価格

1 第三十九条 証書の効力、為替金の交付

1 小為替証書は、振出の日から起算して四箇月間効力を有する。月は、その日数にかかわらず、起算日から応当日までとして計算する。

2 払渡業務は、十分な資金の準備がないときは、払渡の資金を得ることまで小為替の払渡を停止することができる。

3 小為替帳及び小為替証書に関する権利は、裏書又は譲渡によつて移転することができない。また、この小為替帳及び小為替証書は、担保とすることもできない。

4 第四十二条 料金の割当

1 振出郵政庁は、払渡済の小為替の金額の四百分の一を払渡郵政庁に割り当てる。

2 小為替について払い渡した金額の支払は、為替について払い渡した金額の四百分の一を払渡郵政庁に割り当てる。

3 第三十九条 証書の効力

1 新規定の追加に関する場合又はこの約定の第一条から第十条ま

H・パチコ	J・クリメック
M・ヤルン	トルガルのため
ス・ピアンコ	ジヨゼ・ルシアノ・ヴィエガ
ス・マトス	ジヨゼ・デ・メディロス・ラ
モス	A・ストネス・デ・フレイタ
ス	ス・デ・マトス・フェ
西部アフリカにおけるボルトガル	東部アフリカ・アギアル
諸州のため	テオドロ・デ・マトス・フェ
アセニアにおけるボルトガルの諸州の	レイラ・デ・アギアル
ために	ルーマニア人民共和国のため
サン・マリノ共和国のため	P・ガリゴーレ
サン・マリノ・レット	P・ポステルニク
スレーマン・フセイン	H・ラシード
スウェーデンのために	M・ダーラー
アラン・フルトマン	テュレ・ニールンド
トゥアゾン	カトル・アクセル・リヨフィ
シリアル・マニヤーク	スイス連邦のために
H・ラバーム	シリアル・マニヤーク
A・カダル・バグダディ	エ・ブツツイ
エ・コスロヴァキアのために	シリアル・マニヤーク
スリン・ウイセトサコン	スリン・ウイセトサコン

スワーン・サグワンオン
郵便電気通信局によつて代表される地域全体、ギリシャ、ハイティ共和国、ホンデュラス共和国、インドネシア共和国、イタリア、イタリアの統治下にあるソマリの地域、日本、ラオス、レバノン、ルクセンブルグ、モロッコ、モナコ公国、ニカラグア、ノートルダム、西部アフリカにおけるボルトガルの諸州、ルートガルの諸州、東部アフリカとアジアとオセニアにおけるボルトガルの諸州、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スウェーデン、イスラエル、ウルグアイ東方共和国、マニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スエトナム、イスラエル、テニニジア、トルコ、ウルグアイ東方共和国、マニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スエトナム、イスラエル、テニニジア、トルコ、ウルグアイ東方共和国、マニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スエトナム、イスラエル、テニニジア、トルコ、ウルグアイ東方共和国、マニア人民共和国間に締結された郵便振替に関する約定
前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、一千九百五十七年十月三日にオタワで締結された万国郵便条約第二十二条の規定による、共通の合意によりかつ批准を条件として、次の約定を締結した。
第一編 序則
第一条 約定の目的

1 この約定は、郵便振替の交換を行ふことに同意する國の間ににおける郵便振替の交換規制する。同意するいづれかの國が所管する郵便振替口座の加入者は、同意する他の國が所管する郵便振替口座にあって振替を請求することができることを定める。

(a) 自己の業務上の便宜に従つて端数を全額とする。

(b) 二十サンチームをこえない最低収額を定めること。

2 もつとも、郵政局は、この比例料金の代りに、振替金額に関係のない均一料金を徴収する権能を有する。この均一料金は、五十サンチームをこえてはならない。

3 郵便振替口座への振替の受入登記の料金は、内国業務において同一の取扱につき徴収することがある料金をこえることができない。

4 郵便振替口座への振替の受入登記の料金は、内国業務において同一の取扱につき徴収することがある料金をこえることができない。

第二編 郵便振替

第一章 振替請求の受理条件 及び処理

第二条 交換方式

第三条 通貨、換算

第四条 最高額

第五条 料金

第六条 電信振替

第七条 振替通知書

第八条 電信により送達される

第九条 の受入登記、登記

第十条 済通知

第十一条

第十二条

第十三条

第十四条

第十五条

第十六条

第十七条

第十八条

第十九条

第二十一条

第二十二条

第二十三条

第二十四条

第二十五条

第二十六条

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第四十八条

第四十九条

第五十条

第五十一条

第五十二条

第五十三条

第五十四条

第五十五条

第五十六条

第五十七条

第五十八条

第五十九条

第六十条

第六十一条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条

第六十六条

第六十七条

第六十八条

第六十九条

第七十条

第七十一条

第七十二条

第七十三条

第七十四条

第七十五条

第七十六条

第七十七条

第七十八条

第七十九条

第八十条

第八十一条

第八十二条

第八十三条

第八十四条

第八十五条

第八十六条

第八十七条

第八十八条

第八十九条

第九十条

第九十一条

第九十二条

第九十三条

第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十八条

第九十九条

第一百条

第一百一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十二条

第一百三十三条

第一百三十四条

第一百三十五条

第一百三十六条

第一百三十七条

第一百三十八条

第一百三十九条

第一百四十条

第一百四十一条

第一百四十二条

第一百四十三条

第一百四十四条

第一百四十五条

第一百四十六条

第一百四十七条

第一百四十八条

第一百四十九条

第一百五十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百五十十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

昭和二十三年四月十日 楽議院会議録第一十八号(その二) 千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万田郵便条約及び関係諸協定の締結について承認を求めるの件

六三〇

1. その旨を関係郵政庁に通知した後、貨幣単位の端数を切り捨て、又は金額を最も近い貨幣単位若しくは最も近い十分の一単位の金額とする権能を有する。
2. 郵政庁が合意した国との間の関係においては、払出人は、振あて人の口座への受入登記の通知を受けることを請求することができる。条約第六十九条1及び2の規定は、登記通知に適用する。
3. 2の規定により徴収すべき料金は、払出入人の口座から控除する。
4. 登記通知の請求は、振替請求の後に行われるときは、取調請求とみなされ、かつ、第十三条の規定に従う。

- 第十一条 振替の交換
1. 振替は、目録により払出郵政庁が振あて郵政庁に通知する。
2. 振替金額は、反対の合意がない限り、振あて国の通貨で目録に表示する。

- 第十二条 取消、取調請求
1. 払出人は、振あて人の口座に受け入登記が行わぬ限り、振替を取り消すことができる。取消の請求は、文書により、かつ、払出入人が振替請求を行つた郵政庁にて行われなければならない。
2. 条約第五十八条の規定は、この請求に適用する。
- 第三条 取調請求、通報
1. 振替の処理に関する取調請求又は通報請求は、払出人が、振替請求を行つた郵政庁にて行う。ただし、払出人が、振あて人の口座

1. 支払うべき金額を請求人に償還することを許したときは、この限りでない。
2. 条約第六十七条规定は、取調請求及び通報請求に適用する。
3. 第三条 責任の原則及び範囲
1. 郵政庁は、振替が正規に處理されるまでは、払出入人の口座に払出登記を行つた金額について責任を負う。
2. 郵政庁は、自己の業務により生じた振替目録又は電信振替の誤記について責任を負う。
3. 郵政庁は、振替の送達及び処理において生ずることがある遅延については、なんらの責任も負わない。

- 第十五条 責任の原則に対する例外
1. 次の場合には、郵政庁は、すべての責任を免れる。

- (a) 郵政庁の責任に関して証拠がなく、かつ、不可抗力に基く業務書類の損傷によって郵政庁が振替の処理について調査することができない場合

- (b) 扟出人が条約第六十七条规定する期間内に取調請求を行わなかつた場合

2. 第十六条 責任の決定
1. 責任は、誤りが生じた国の郵政

2. 誤りについて二郵政庁に責任があつた場合は、第十六条规定の責任の決定が生じたかを決定することができる。誤りは、当該二郵政庁は、平

3. 郵便振替及び郵便旅行小為替に関する約定第二十五条规定は、平

4. その規定は、電信振替に適用する。

5. その規定は、電信振替に適用する。

6. その規定は、電信振替に適用する。

7. その規定は、電信振替に適用する。

8. その規定は、電信振替に適用する。

9. その規定は、電信振替に適用する。

10. その規定は、電信振替に適用する。

11. その規定は、電信振替に適用する。

12. その規定は、電信振替に適用する。

13. その規定は、電信振替に適用する。

14. その規定は、電信振替に適用する。

15. その規定は、電信振替に適用する。

16. その規定は、電信振替に適用する。

17. その規定は、電信振替に適用する。

18. その規定は、電信振替に適用する。

19. その規定は、電信振替に適用する。

20. その規定は、電信振替に適用する。

21. その規定は、電信振替に適用する。

22. その規定は、電信振替に適用する。

23. その規定は、電信振替に適用する。

24. その規定は、電信振替に適用する。

25. その規定は、電信振替に適用する。

26. その規定は、電信振替に適用する。

27. その規定は、電信振替に適用する。

28. その規定は、電信振替に適用する。

29. その規定は、電信振替に適用する。

30. その規定は、電信振替に適用する。

31. その規定は、電信振替に適用する。

32. その規定は、電信振替に適用する。

33. その規定は、電信振替に適用する。

34. その規定は、電信振替に適用する。

35. その規定は、電信振替に適用する。

36. その規定は、電信振替に適用する。

37. その規定は、電信振替に適用する。

38. その規定は、電信振替に適用する。

39. その規定は、電信振替に適用する。

40. その規定は、電信振替に適用する。

41. その規定は、電信振替に適用する。

42. その規定は、電信振替に適用する。

43. その規定は、電信振替に適用する。

44. その規定は、電信振替に適用する。

45. その規定は、電信振替に適用する。

46. その規定は、電信振替に適用する。

47. その規定は、電信振替に適用する。

48. その規定は、電信振替に適用する。

49. その規定は、電信振替に適用する。

50. その規定は、電信振替に適用する。

51. その規定は、電信振替に適用する。

52. その規定は、電信振替に適用する。

53. その規定は、電信振替に適用する。

54. その規定は、電信振替に適用する。

55. その規定は、電信振替に適用する。

56. その規定は、電信振替に適用する。

57. その規定は、電信振替に適用する。

58. その規定は、電信振替に適用する。

59. その規定は、電信振替に適用する。

60. その規定は、電信振替に適用する。

61. その規定は、電信振替に適用する。

62. その規定は、電信振替に適用する。

63. その規定は、電信振替に適用する。

64. その規定は、電信振替に適用する。

65. その規定は、電信振替に適用する。

66. その規定は、電信振替に適用する。

67. その規定は、電信振替に適用する。

68. その規定は、電信振替に適用する。

69. その規定は、電信振替に適用する。

70. その規定は、電信振替に適用する。

71. その規定は、電信振替に適用する。

72. その規定は、電信振替に適用する。

73. その規定は、電信振替に適用する。

74. その規定は、電信振替に適用する。

75. その規定は、電信振替に適用する。

76. その規定は、電信振替に適用する。

77. その規定は、電信振替に適用する。

78. その規定は、電信振替に適用する。

79. その規定は、電信振替に適用する。

80. その規定は、電信振替に適用する。

81. その規定は、電信振替に適用する。

82. その規定は、電信振替に適用する。

83. その規定は、電信振替に適用する。

84. その規定は、電信振替に適用する。

85. その規定は、電信振替に適用する。

86. その規定は、電信振替に適用する。

87. その規定は、電信振替に適用する。

88. その規定は、電信振替に適用する。

89. その規定は、電信振替に適用する。

90. その規定は、電信振替に適用する。

91. その規定は、電信振替に適用する。

92. その規定は、電信振替に適用する。

93. その規定は、電信振替に適用する。

94. その規定は、電信振替に適用する。

95. その規定は、電信振替に適用する。

96. その規定は、電信振替に適用する。

97. その規定は、電信振替に適用する。

98. その規定は、電信振替に適用する。

99. その規定は、電信振替に適用する。

100. その規定は、電信振替に適用する。

101. その規定は、電信振替に適用する。

102. その規定は、電信振替に適用する。

103. その規定は、電信振替に適用する。

104. その規定は、電信振替に適用する。

105. その規定は、電信振替に適用する。

106. その規定は、電信振替に適用する。

107. その規定は、電信振替に適用する。

108. その規定は、電信振替に適用する。

109. その規定は、電信振替に適用する。

110. その規定は、電信振替に適用する。

111. その規定は、電信振替に適用する。

112. その規定は、電信振替に適用する。

113. その規定は、電信振替に適用する。

114. その規定は、電信振替に適用する。

115. その規定は、電信振替に適用する。

116. その規定は、電信振替に適用する。

117. その規定は、電信振替に適用する。

118. その規定は、電信振替に適用する。

119. その規定は、電信振替に適用する。

120. その規定は、電信振替に適用する。

121. その規定は、電信振替に適用する。

122. その規定は、電信振替に適用する。

123. その規定は、電信振替に適用する。

124. その規定は、電信振替に適用する。

125. その規定は、電信振替に適用する。

126. その規定は、電信振替に適用する。

127. その規定は、電信振替に適用する。

128. その規定は、電信振替に適用する。

129. その規定は、電信振替に適用する。

130. その規定は、電信振替に適用する。

131. その規定は、電信振替に適用する。

132. その規定は、電信振替に適用する。

133. その規定は、電信振替に適用する。

134. その規定は、電信振替に適用する。

135. その規定は、電信振替に適用する。

136. その規定は、電信振替に適用する。

137. その規定は、電信振替に適用する。

138. その規定は、電信振替に適用する。

139. その規定は、電信振替に適用する。

140. その規定は、電信振替に適用する。

141. その規定は、電信振替に適用する。

142. その規定は、電信振替に適用する。

143. その規定は、電信振替に適用する。

144. その規定は、電信振替に適用する。

145. その規定は、電信振替に適用する。

146. その規定は、電信振替に適用する。

147. その規定は、電信振替に適用する。

148. その規定は、電信振替に適用する。

149. その規定は、電信振替に適用する。

150. その規定は、電信振替に適用する。

151. その規定は、電信振替に適用する。

152. その規定は、電信振替に適用する。

153. その規定は、電信振替に適用する。

154. その規定は、電信振替に適用する。

155. その規定は、電信振替に適用する。

156. その規定は、電信振替に適用する。

157. その規定は、電信振替に適用する。

158. その規定は、電信振替に適用する。

159. その規定は、電信振替に適用する。

160. その規定は、電信振替に適用する。

161. その規定は、電信振替に適用する。

162. その規定は、電信振替に適用する。

163. その規定は、電信振替に適用する。

164. その規定は、電信振替に適用する。

165. その規定は、電信振替に適用する。

166. その規定は、電信振替に適用する。

167. その規定は、電信振替に適用する。

168. その規定は、電信振替に適用する。

169. その規定は、電信振替に適用する。

170. その規定は、電信振替に適用する。

171. その規定は、電信振替に適用する。

172. その規定は、電信振替に適用する。

173. その規定は、電信振替に適用する。

174. その規定は、電信振替に適用する。

175. その規定は、電信振替に適用する。

176. その規定は、電信振替に適用する。

177. その規定は、電信振替に適用する。

178. その規定は、電信振替に適用する。

179. その規定は、電信振替に適用する。

180. その規定は、電信振替に適用する。

181. その規定は、電信振替に適用する。

182. その規定は、電信振替に適用する。

183. その規定は、電信振替に適用する。

184. その規定は、電信振替に適用する。

185. その規定は、電信振替に適用する。

186. その規定は、電信振替に適用する。

187. その規定は、電信振替に適用する。

188. その規定は、電信振替に適用する。

189. その規定は、電信振替に適用する。

190. その規定は、電信振替に適用する。

191. その規定は、電信振替に適用する。

変更に関する届書の審査について
も、できる限り協力する。

第二十四条 郵便料金の免除

口座の受払通知票を占有する書状は、郵便小切手局が連合国に居住する加入者に無料で送付する。

第二十五条 加入者名簿

加入者は、自己の口座を所管する郵政の仲介により、他の郵政

府が発行する加入者名簿をその郵政が内国業務において定める価格で購入することができる。

各郵政は、業務の実施に必要な部数の加入者名簿を他の参加国

の郵政に無料で提供する。

第三編 郵便小切手局支払の有

価証券の振替による決済

第二十六条 郵便小切手局支払の有価証券

支払の有価証券

1 外国の郵便小切手局支払の銀行小切手又は商業手形を取立のため受け付けた郵便小切手局は、支払

受け付けた郵便小切手局にこの銀行小切手又は商業手形を送付する。

2 郵便小切手局支払の有価証券は、現金取立を行うべき有価証券について規定する形式上の条件を満たすものでなければならぬ。

3 郵政は、合意により、拒絶證書の作成に必要な規定及び一部支払を受けるための条件を定める。

第二十七条 料金

郵便小切手局により取り立てられる有価証券については、その受付郵政のために、最高二十サンチームの料金を徴収することができる。

第二十八条 責任

郵政は、口座に払出登記を行つた有価証券の金額について責任を負う。

郵政は、次の場合における遅延については、なんらの責任も負わない。

(a) 有価証券の送付又は提示の場合

(b) 第二十六条の規定の適用により郵政が行うべき拒絶証書の作成の場合又は司法上の訴訟の提起の場合

第四編 最終規定

条約第一部に掲げる一般的規定は、条約第七条の規定を除き、郵便振替に適用する。

第三十条 条約の適用

大会議から大会議までの間に提出される議案(条約第二十七条及び第二十八条)が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a) 新規定の追加に関する場合又はこの約定及びその施行規則の規定の修正に関する場合には、投票の三分の二

(b) この約定及びその施行規則の解釈に関する場合には、投票の過半数。ただし、条約第三十三条规定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

第三十一条 約定の効力発生及び有効期間

この約定は、一千九百五十九年四月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

郵便小切手局により取り立てられることにより、最高二十サンチームの料金を徴収することができる。

アルネ・クロッブ

J・M・S・アンデルセン

ドミニカ共和国のために

エジプトのために

M・バタダディ

A・バキール

M・I・ソブヒ

E・プロベル・デ・カレホ

スペインのために

ニエヴァス

アルゼンティン共和国のために

シルヴァ・デルビル

オーストリヤのために

ドクトル・シエタインメツ

ドクトル・ゼーバス

ドクトル・ユング

アルゼンティン共和国のために

シルヴァ・デルビル

ベルギーのために

ドクトル・マホルト

J・パロウベク

M・ロネイ

ヘルマニイ

リシール

オノン

ラマンス

ファツツイ

M・ロネイ

ベルギーのために

ボリヴィアのために

エルネスト・カセレス

トリ・カルヴァハル

コロンビア共和国のために

ホアキン・ビニエロス・コル

バス

ヴィクトール・ダティエ

ス

J・メンドレス・カルヴァ

グスターヴォ・エチエヴェ

ギューパ共和国のために

F・ギゴウ

O・S・グティエレス

E・ミランダ

デスマートのため

ジャン・フランガキス

デモブーロス

ハイティ共和国のために

マルシアル・ペトゥルス

ホンデラス共和国のために

フリオ・A・ボエゾ

インボシア共和国のために

ムラ

スムラ

アヒルル・アニン

イタリアのために

レナート・リリニ

アウレリオ・ボンシリオ

ネ

ブルネット・ブルネッティ

ラナート・リリニ

ブルネット・ブルネッティ

アレヘリオ・ボンシリオ

イタリアの統治下にあるソマリの地域のために

レナート・リリニ

アウレリオ・ボンシリオ

アリミー

ブルネット・ブルネッティ

アレヘリオ・ボンシリオ

イタリアの統治下にあるソマリの地域のために

アリミー

ブルネット・ブルネッティ

アレヘリオ・ボンシリオ

ブルネット・ブルネッティ

アレヘリオ・ボンシリオ

ブルネット・ブルネッティ

アレヘリオ・ボンシリオ

ブルネット・ブルネッティ

アレヘリオ・ボンシリオ

西部アフリカにおけるボルトガル の諸州のために	J・D・H・ファン・デル・トールン ホフマン P・ダイクウェル ブルワワー ブルツ
東部アフリカとアジアとオセアニア におけるボルトガルの諸州の ために	東部アフリカとアジアとオセアニア アとにおけるボルトガルの諸州の ために
サン・マリノ共和国のために	サン・マリノ共和国のために
レイモン・レット スウェーデンのために	レイモン・レット スウェーデンのために
アラン・フルトマン ティエラ・ニールンド カール・アクセル・リョフィ レン	アラン・フルトマン ティエラ・ニールンド カール・アクセル・リョフィ レン
スイス連邦のために	スイス連邦のために
トゥアゾン シャブイ	トゥアゾン シャブイ
テュニジアのために	テュニジアのために
アルゼンチンのために	アルゼンチンのために
トルコのために	トルコのために
W・C・ユスチニン S・アイチエン K・カシナユルク	W・C・ユスチニン S・アイチエン K・カシナユルク
ヴァカン市国のために	ヴァカン市国のために
ガストン・ザンチエント エメット・P・ムルフィー	ガストン・ザンチエント エメット・P・ムルフィー
ヴェネズエラ共和国のために	ヴェネズエラ共和国のために
ヴィクトール・ラヴィオ ザベレス・サラス	ヴィクトール・ラヴィオ ザベレス・サラス
オスカール・ミスレ	オスカール・ミスレ
ヨーロースラヴィア連邦人民共和 国のために	ヨーロースラヴィア連邦人民共和 国のために
N・ミラノヴィッチ ワジリエ・コヴァチエヴィツ M・ミチワチに代つて N・ミラノヴィッチ J・ヤニヤトイヴィツチに代つ N・ミラノヴィッチ リヴィア、カンボディア、チ リ、中国、コロンビア共和国、 キューバ共和国、デンマー ク、ドミニカ共和国、エジプ ト、スペイン、アフリカにお けるスペインの領土、フィン ランド、フランス、アルジェリ ア、フランスの海外郵便電氣 通信所によつて代表される地 域全体ギリシャ、ハンガリー、 人民共和国、インドネシア共 和国、イラク、イスラマンダ共 和国、イタリア、イタリアの統 治下にあるソマリの地域、日 本国、ラオス、レバノン、リビ ア、ルクセンブルグ、モロッ コ、メキシコ、モナコ公國、 ニカラグア、ノールウェー、 パラグアイ、オランダ、オラ ンダ領アンティール及びスリ ナム、ボーランド人民共和 國、ボルトガル、西部アフリ カにおけるボルトガルの諸 州、東部アフリカとアジアと オセアニアにおけるボルト	ヨーロースラヴィア連邦人民共和 国のために
ヴィエトナムのために	ヴィエトナムのために
グエン・ズイ・リエン グエン・ババツ	グエン・ズイ・リエン グエン・ババツ

ガルの諸州、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スウェーデン、スイス連邦、シリア、チエコスロバキア、タイ、テニニジア、トルコ、ウルグアイ東方共和国、ヴァチカン市国、ヴェネズエラ共和国、ヴィエトナム、イエメン、ニーゴースラヴィア連邦人民共和国間に締結された代金引換郵便物に関する約定を締結した。

前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、一千九百五十七年十月三日にオタワで締結された万国郵便条約第二十二条の規定により、共通の合意によりかつ批准を条件として、次の約定を締結した。

第一章 序則

第一条 約定の目的

この約定は、参加国の郵政庁がその相互の関係において行うことによる意する代金引換郵便物の交換を規律する。

第二章 一般条件、料金、取立金の移転

第二条 許される郵便物

1 条約、価格表記の書状及び箱物に関する約定又は小包郵便物に関する約定に規定する条件をそれぞれ満たす書留通常郵便物、価格表記の書状及び箱物並びに小包郵便物は、代金引換として発送することができる。

2 参加国の郵政庁は、代金引換郵便物の業務を前記の郵便物のうちある種類のものに限り許す権能を有する。

第三条 引受条件

第一章 序則

2 清算方法のいかんを問わず、代金引換金額は、郵便物の差出国に於ける為替の振出について取立国にて採用する最高額をとることができるない。

3 反対の取極がない限り、代金引換金額は、郵便物の差出国の貨幣で表示する。ただし、取立国における郵便替換口座への代金引換金額の払込又は振替の場合には、この金額は、取立国の貨幣で表示する。

第四条 差出人との清算方法

(a) 郵便物の差出人への取立金の送付は、次の方法によつて行う。

「代金引換為替」郵便物の差出国の郵政庁の規則が許すときは、代

(b) 差出人が代金引換為替證書の航空路による返送を請求し、かつ、関係郵政庁の反対の取極がないときは、到達証式紙の航空路による返送について条約第六十九条に規定する料金に等しい料金

(c) 差出人が取立国における郵便振替口座への代金引換金額の払込若しくは振替又は郵便物の差出国における郵便振替口座への代金引換金額の振替を請求するときは、最高二十五サンチームの定額料金

なお、取立国の郵政庁は、代金引換金額から次の料金を控除する。

第二章 一般条件、料金、取立金の移転

2 清算方法のいかんを問わず、代金引換金額は、郵便物の差出国にあてらる替の振出について取立国で採用する最高額をこえることができない。

3 反対の取極がない限り、代金引換金額は、郵便物の差出国の貨幣で表示する。ただし、取立国における郵便振替口座への代金引換金額の払込又は振替の場合には、この金額は、取立国の貨幣で表示する。

(b) 第四条 差出入との清算方法

郵便物の差出人への取立金の送付は、次の方法によつて行う。

(a) 「代金引換為替」郵便物の差出国の郵政庁の規則が許すときは、代金引換為替の金額は、郵便物の差出国における郵便振替口座へ払い込むことができる。

(b) 関係郵政庁が許すときは、

一 取立局における郵便振替口座への払込又は振替

二 郵便物の差出国における郵便振替口座への振替

第五条 料金

1 第三条1に規定する料金のほか、差出人は、次の料金を前納する。

(a) 差出人が自己のために無料で

(b) 差出人が代金引換為替証者の航空路による返送を請求し、かつ、関係郵政庁の反対の取極がないときは、到達証式紙の航空路による返送について条約第六十九条¹に規定する料金に等しい料金。

(c) 差出人が取立国における郵便振替口座への代金引換金額の払込若しくは振替又は郵便物の差出国における郵便振替口座への代金引換金額の振替を請求するときは、最高二十五サンチームの定額料金。

なお、取立国の郵政庁は、代金引換金額から次の料金を控除する。

一 代金引換金額が取立国における郵便振替口座に払い込まれ、又は振り替えられるときは、最高二十五サンチームの定期料金。

二 場合により、払込又は振替に適用される内国料金。

代金引換金額が郵便物の差出国における郵便振替口座へ振り替えられるときは、

一 最高二十五サンチームの定期料金。

二 國際間の振替に適用される料金。

一 最高五十サンチームの定額
料金
二 最も高額の場合において
も、代金引換金額の二百分の
一に等しい比例料金。各郵政
庁は、自己の業務上の便宜に
最もよく適応する段階を採用
する権能を有する。

(b) 差出人が代金引換為替証書の航空路による返送を請求し、かつ、関係郵政厅の反対の取極がないときは、到達証式紙の航空路による返送について条約第六十九条¹に規定する料金に等しい料金。

(c) 差出人が取立国における郵便振替口座への代金引換金額の払込若しくは振替又は郵便物の差出国における郵便振替口座への代金引換金額の振替を請求するときは、最高二十五サンチームの定額料金。

なお、取立国郵政厅は、代金引換金額から次の料金を控除する。

(a) 代金引換金額が取立国における郵便振替口座に払い込まれ、又は振り替えられるときは、一 最高二十五サンチームの定期料金。

二 場合により、払込又は振替に適用される内国料金。

(b) 代金引換金額が郵便物の差出国における郵便振替口座へ振り替えられるときは、一 最高二十五サンチームの定期料金。

二 國際間の振替に適用される料金。

第六条 代金引換金額の取扱い

代金引換郵便物の差出人は、条約第五十八条に定める条件に従つて、代金引換金額の全部又は一部の取消及び引上げを請求することができる。

代金引換金額の引上げの場合には、差出人は、増加額について第五条¹(a)二に定める比例料金を支

払わなければならない。この比例料金は、清算が郵便振替口座への払込又は振替により行われるときは、徴収しない。

第七条 代金引換為替
施行規前に規定するところを留保して、代金引換為替は、郵便為替及び郵便旅行小為替により行わられるときは、徴収しない。

第八条 小包に関する代金引換為替の支払
代金引換小包に関する代金引換為替は、郵便物の差出郵政庁が定める条件に従つて差出人に支払う。

第九条 権利者への支払不能
1 なんらかの理由により権利者が支払われなかつた代金引換為替の金額は、権利者のために郵便物の差出国の郵政庁が保管する。この金額は、法定の時効期間が満了した時に、同郵政庁に確定的に帰属する。

2 第四条b)の規定に従つて請求された郵便振替口座への払込又は振替がなんらかの理由により行われないときは、代金を取り立てた郵政庁は、取立金を郵便物の差出人へ返付する。

第三章 責任

第十一条 責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、代金引換為替が正規に支払われるまで、又は郵便振替口座の貸方に正規に記入されるまで、取り立てた代金について責任を負う。

2 なお、郵政庁は、代金を取り立てることなく又は代金引換金額より少額の金額を取り立てて郵便物

を配達したときは、代金引換金額の限度まで責任を負う。

3 郵政庁は、代金の取立及び取立の運延については、いかなる責任も負わない。

第十二条 代金引換金額を取立することによる責任

1 名あて人が代金引換金額を取り立てられることなく自己に配達された郵便物を返還した場合には、差出人は、代金引換金額の支払を受けた代金引換為替の金額を返還した場合においては、差出人は、代金引換金額の支払を受けたことを放棄することとする。

2 差出人が郵便物を受け取ったときは、返付された金額は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁に還付する。

3 差出人が郵便物を受け取ることを放棄したときは、その郵便物は、賠償金を支払つた一又は二以上

上の郵政庁の所有に帰する。

第十三条 賠償金の支払、求償、期間

1 賠償金の支払の義務は、郵便物の差出郵政庁が負う。もつとも、差出郵政庁は、責任郵政庁に対して求償権を行使することができ

る。責任郵政庁は、自己のために支払われた金額を条約第七十六条に定める条件に従つて差出郵政庁に償還しなければならない。

2 賠償金の支払を最終的に負担した郵政庁は、この賠償金額の限度において、名あて人、差出人又は第三者に対する求償権を有する。

3 書留郵便物の亡失に対する賠償金の支払期間に関する条約第七十五条の規定は、すべての種類の代金引換郵便物について、取立金又は賠償金の支払に適用する。

第十四条 取立に関する責任の決定

1 取立郵政庁は、次のことを立証することができるときは、生じた違例について責任を負わない。

(a) 差出国の郵政庁が規則を遵守しなかつたために過失が生じたこと。

(b) 自己の業務への遅延に際して、郵便物及び、小包郵便物に関するときは、関係送状が所定の指示を有しなかつたこと。

(c) 新規定の追加に際する場合又はこの約定の第一条から第七条まで及び第二十八条が実施力を生ずるために、次の票数を得なければならぬ。

(d) その修正に関する場合は、投票の修正に關する場合には、投票の

全体

三、五、六、七及びb)並びに第二十六条に掲げる禁制に抵触するため配達されなかつた場合

第十五条 代金引換金額の為替による清算

の場合の料金の

三、五、六、七及びb)並びに第二十六条に掲げる禁制に抵触するため配達されなかつた場合

第十六条 条約第六十七条に規定する期間内になんらの請求も行われなかつた場合

第十七条 条約及び約定の適用

1 大会議から大会議までの間ににおいて提出される議案の承認

2 ドイツのため

3 ドクトル シュタインメック

4 ドクトル ヘルミニ

5 ドクトル パーマニ

6 ドクトル ベルギーのため

7 ドクトル ラマンス

8 ドクトル フィリップ

9 ドクトル ピートル

10 ドクトル デルビル

11 ドクトル ヘルミニ

12 ドクトル ベルギーのため

13 ドクトル パーマニ

14 ドクトル ヘルミニ

15 ドクトル パーマニ

16 ドクトル ベルギーのため

17 ドクトル パーマニ

18 ドクトル ベルギーのため

19 ドクトル パーマニ

20 ドクトル ベルギーのため

21 ドクトル パーマニ

22 ドクトル ベルギーのため

23 ドクトル パーマニ

24 ドクトル ベルギーのため

25 ドクトル パーマニ

26 ドクトル ベルギーのため

27 ドクトル パーマニ

28 ドクトル ベルギーのため

29 ドクトル パーマニ

30 ドクトル ベルギーのため

31 ドクトル パーマニ

32 ドクトル ベルギーのため

33 ドクトル パーマニ

34 ドクトル ベルギーのため

35 ドクトル パーマニ

36 ドクトル ベルギーのため

37 ドクトル パーマニ

38 ドクトル ベルギーのため

39 ドクトル パーマニ

40 ドクトル ベルギーのため

41 ドクトル パーマニ

42 ドクトル ベルギーのため

43 ドクトル パーマニ

44 ドクトル ベルギーのため

45 ドクトル パーマニ

46 ドクトル ベルギーのため

47 ドクトル パーマニ

48 ドクトル ベルギーのため

49 ドクトル パーマニ

50 ドクトル ベルギーのため

51 ドクトル パーマニ

52 ドクトル ベルギーのため

53 ドクトル パーマニ

54 ドクトル ベルギーのため

55 ドクトル パーマニ

56 ドクトル ベルギーのため

57 ドクトル パーマニ

58 ドクトル ベルギーのため

59 ドクトル パーマニ

60 ドクトル ベルギーのため

61 ドクトル パーマニ

62 ドクトル ベルギーのため

63 ドクトル パーマニ

64 ドクトル ベルギーのため

65 ドクトル パーマニ

66 ドクトル ベルギーのため

67 ドクトル パーマニ

68 ドクトル ベルギーのため

69 ドクトル パーマニ

70 ドクトル ベルギーのため

71 ドクトル パーマニ

72 ドクトル ベルギーのため

73 ドクトル パーマニ

74 ドクトル ベルギーのため

75 ドクトル パーマニ

76 ドクトル ベルギーのため

77 ドクトル パーマニ

78 ドクトル ベルギーのため

79 ドクトル パーマニ

80 ドクトル ベルギーのため

81 ドクトル パーマニ

82 ドクトル ベルギーのため

83 ドクトル パーマニ

84 ドクトル ベルギーのため

85 ドクトル パーマニ

86 ドクトル ベルギーのため

87 ドクトル パーマニ

88 ドクトル ベルギーのため

89 ドクトル パーマニ

90 ドクトル ベルギーのため

91 ドクトル パーマニ

92 ドクトル ベルギーのため

93 ドクトル パーマニ

94 ドクトル ベルギーのため

95 ドクトル パーマニ

96 ドクトル ベルギーのため

97 ドクトル パーマニ

98 ドクトル ベルギーのため

99 ドクトル パーマニ

100 ドクトル ベルギーのため

101 ドクトル パーマニ

102 ドクトル ベルギーのため

103 ドクトル パーマニ

104 ドクトル ベルギーのため

105 ドクトル パーマニ

106 ドクトル ベルギーのため

107 ドクトル パーマニ

108 ドクトル ベルギーのため

109 ドクトル パーマニ

110 ドクトル ベルギーのため

111 ドクトル パーマニ

112 ドクトル ベルギーのため

113 ドクトル パーマニ

114 ドクトル ベルギーのため

115 ドクトル パーマニ

116 ドクトル ベルギーのため

117 ドクトル パーマニ

118 ドクトル ベルギーのため

119 ドクトル パーマニ

120 ドクトル ベルギーのため

121 ドクトル パーマニ

122 ドクトル ベルギーのため

123 ドクトル パーマニ

124 ドクトル ベルギーのため

125 ドクトル パーマニ

126 ドクトル ベルギーのため

127 ドクトル パーマニ

128 ドクトル ベルギーのため

129 ドクトル パーマニ

130 ドクトル ベルギーのため

131 ドクトル パーマニ

132 ドクトル ベルギーのため

133 ドクトル パーマニ

134 ドクトル ベルギーのため

135 ドクトル パーマニ

136 ドクトル ベルギーのため

137 ドクトル パーマニ

138 ドクトル ベルギーのため

139 ドクトル パーマニ

140 ドクトル ベルギーのため

141 ドクトル パーマニ

142 ドクトル ベルギーのため

143 ドクトル パーマニ

144 ドクトル ベルギーのため

145 ドクトル パーマニ

146 ドクトル ベルギーのため

147 ドクトル パーマニ

148 ドクトル ベルギーのため

149 ドクトル パーマニ

150 ドクトル ベルギーのため

151 ドクトル パーマニ

152 ドクトル ベルギーのため

153 ドクトル パーマニ

154 ドクトル ベルギーのため

155 ドクトル パーマニ

156 ドクトル ベルギーのため

157 ドクトル パーマニ

158 ドクトル ベルギーのため

159 ドクトル パーマニ

160 ドクトル ベルギーのため

161 ドクトル パーマニ

162 ドクトル ベルギーのため

163 ドクトル パーマニ

164 ドクトル ベルギーのため

165 ドクトル パーマニ

166 ドクトル ベルギーのため

167 ドクトル パーマニ

168 ドクトル ベルギーのため

169 ドクトル パーマニ

170 ドクトル ベルギーのため

171 ドクトル パーマニ

172 ドクトル ベルギーのため

173 ドクトル パーマニ

174 ドクトル ベルギーのため

175 ドクトル パーマニ

176 ドクトル ベルギーのため

177 ドクトル パーマニ

178 ドクトル ベルギーのため

179 ドクトル パーマニ

180 ドクトル ベルギーのため

181 ドクトル パーマニ

182 ドクトル ベルギーのため

183 ドクトル パーマニ

184 ドクトル ベルギーのため

185 ドクトル パーマニ

186 ドクトル ベルギーのため

187 ドクトル パーマニ

188 ドクトル ベルギーのため

</div

昭和三十三年四月十日、衆議院会議録第二千八号(その二) 千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び開港場協定の締結について承認を求める

六三
巽

ボリヴィアイのため	チリのため	中国のため
エルネスト・カセレス	R・ロムツト	カンボディアのために
カルヴァーハル	カルヴァーハル	カルヴァーハル
劉鍇	柳克生	干潤生
コロンビア共和国のため	コロンビア共和国のため	コロンビア共和国のため
ホアキン・ビニエロス・コル	ホアキン・ビニエロス・コル	ホアキン・ビニエロス・コル
バス	バス	バス
ヴィクトール・グティエレス	ヴィクトール・グティエレス	ヴィクトール・グティエレス
ス	ス	ス
J・メンデス・カルヴァオ	J・メンデス・カルヴァオ	J・メンデス・カルヴァオ
グスター・ヴォ・エチエヴェ	グスター・ヴォ・エチエヴェ	グスター・ヴォ・エチエヴェ
リ	リ	リ
キューバ共和国のために	キューバ共和国のために	キューバ共和国のために
F・ギゴウ	E・O・S・グディエレス	E・O・S・グディエレス
アルネ・クロッグ	アルネ・クロッグ	アルネ・クロッグ
デンマークのために	デンマークのために	デンマークのために
J・M・A・アンデルセン	J・M・A・アンデルセン	J・M・A・アンデルセン
ドミニカ共和国のために	ドミニカ共和国のために	ドミニカ共和国のために
ハーン・コーン	ハーン・コーン	ハーン・コーン
エジプトのために	エジプトのために	エジプトのために
エジプトのために	エジプトのために	エジプトのために
M・バクダディ	M・バクダディ	M・バクダディ
スペインのために	スペインのために	スペインのために
E・プロベル・デ・カレホ	E・プロベル・デ・カレホ	E・プロベル・デ・カレホ
ン	ン	ン
ニエヴェス	ニエヴェス	ニエヴェス
アニバール・マルティン	アニバール・マルティン	アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴア	ホセ・ヴィラノーヴア	ホセ・ヴィラノーヴア
アフリカにおけるスペインの領土	アフリカにおけるスペインの領土	アフリカにおけるスペインの領土
のために	のために	のために
E・プロベル・デ・カレホ	E・プロベル・デ・カレホ	E・プロベル・デ・カレホ
ン	ン	ン
ニエヴェス	ニエヴェス	ニエヴェス
アニバール・マルティン	アニバール・マルティン	アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴア	ホセ・ヴィラノーヴア	ホセ・ヴィラノーヴア
フィンランジのために	フィンランジのために	フィンランジのために

日本國のために	レナート・リリー二 アウレリオ・ボンシリオ ブルネット・ブルネット
萩原徹	日本國のために
松井一郎	シタット ヴィレホング
テオスのために	レバノンのために ミシェル・オリビアのため ミサラティ
ルクセンブルグのために	A・ホベイカ ロース ブロンドウロ モロッコのために ベナブド メキシコのために M・ヴィダル ラウロ・F・ラミレス モナコ公園のために パスカン ニカラ瓜アントニオ・アリス ノールウェーのため カール・ヨハネセン インザアル・リード W・ショエレン パラグアイのために V・カタルディ R・ドミングス オランダのために J・D・H・ファン・デル・トールン ホフマン P・ダイクウェル ブック ブルワード ボーランド人民共和国のために P・H・J・ブルーセルス
ナムのために	オランダ領アンティール及びスリ

ボルトガルのため	ジヨルジ・ブラガ
M T J H	・クリメック ・ヤルン ・ピアンコ
ス	A・ヌーネス・デ・フレイタ
西部アフリカにおけるボルトガルの諸州のため	テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるボルトガルの諸州のため	ルーマニア人民共和国のために
スウェーデンのために	P M・グリゴーレ
イスラム教のために	アラン・フルトマン
シリアルのために	テュレ・ニールンド
H A E	カール・アクセル・リョフィレン
シリアルのために	シャバイ
スイス連邦のために	トゥアゾン
チニシアのため	エ・ブツヴィ
チニシアのため	A・カダル・バグダディ
エリヤ・マニマーク	チエッコスロヴァキアのために
タイのために	スリン・ウイセトサコン
ゲ	スワング・サグワン・オン
チニシアのために	

トルコのため	アブデルセラム
S・A・C・ユスチニ	K・カシミルク
W・ベナヴィーデス	ウルグアイ東方共和国のために
ヴァシカン市国のために	ヴァシカン市国のために
ガストン・ヴィンチエント	ガストン・ヴィンチエント
エメットP・ムルフィー	エメットP・ムルフィー
ヴィエトナムのために	ヴィエトナムのために
グエン・ズイリエン	グエン・ズイリエン
ダエン・バニバッ	ダエン・バニバッ
ヴェレス・サラス	ヴェレス・サラス
オスカール・ミズレ	オスカール・ミズレ
ルイス・J・グエヴァラ	ルイス・J・グエヴァラ
ヴィエトナムのために	ヴィエトナムのために
イエメンのために	イエメンのために
ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために	ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチ	N・ミラノヴィッチ
ワジリエ・コヴァチエヴィイチ	ワジリエ・コヴァチエヴィイチ
M・ミチヅチに代つて	M・ミチヅチに代つて
N・ミラノヴィッチ	N・ミラノヴィッチ
J・ヤニヤトヴィタチに代つて	J・ヤニヤトヴィタチに代つて
国際業務に関する約定	国際業務に関する約定
前記諸国の政府の全権委員たる下名は、一千九百五十七年十月三日によりかつ批准を条件として、次の約定を締結した。	オタワで締結された万国郵便条約第二十二条の規定により、共通の合意によりかつ批准を条件として、次の約定を締結した。

第一章 序則

第一条 約定の目的

この約定は、締約国がその相互の関係において行うこととに同意する財金の国際業務を規制する。

2 業務は、各國の為替に関する法令により定める制限内において行う。締約国は、第二条に規定する

取扱のうち一又は二以上についてのみ業務を実施する権能を有する。

3 郵政局に直属し、又は郵便局の仲介により國の全城にわたつて活動する國立の貯金局は、前記の国際業務に参加することができる。

4 國際業務に参加する國立の貯金局が郵政局以外の官廳に屬する國においては、その國の郵政局は、この約定の各項の完全な実施を確保するため、當該官廳と合意しなければならない。同郵政局は、その貯金局と他の締約国の郵政局及び國際事務局との關係について仲介する。

5 この約定及びその施行規則において貯金局、貯金通帳及び通常貯金口座とは、一方において3にいう貯金局、並びに他方においてこの貯金局が開設した通帳及び通常貯金口座のみをいふ。

第二条 業務の範囲

1 通常貯金口座の名義人は、その名義人がいる國の貯金局から他の貯金局に預け替えることを請求することができる。

2 貯金局は、貯金通帳の開設、通帳の取替又は更新、通帳への利子

記入及び貯金の国際業務を円滑に運行するため一般に必要な書類の送達について、仲介することを承諾する。

第二章 総則

1 貯金の取扱の実施における資金の送達は、國際業務の郵便為替又は郵便振替により行う。この送達は、選択された方法を規制する条件に従う。

2 資金の送達の費用は、預金者の負担とする。

3 第三条 資金の送達

1 貯金の取扱の実施における資金の送達は、郵便振替により行う。この送達は、選択された方法を規制する条件に従う。

2 資金の送達の費用は、預金者の負担とする。

3 第四条 利子

預替に関する第十五条の規定に従うこととを条件として、資金の受入又は送達を行う場合における利子の計算日は、受入口座又は払出口座を所管する貯金局が決定する。

4 第五条 通帳及び各種書類の送達

1 締約国の郵便局は、補正し又は審査すべき通帳の引上げについて、相互に援助を提供する。

2 通帳並びに貯金の国際業務を円滑に運行するため一般に必要な通信及び書類については、これらを締約国の郵政局又は貯金局が他の締約国の郵政局又は貯金局にあてて送達するときは、郵便料金を免除する。通帳を包有する書状については、これを締約国の郵政局又は貯金局が通帳の名義人に送達するときも、郵便料金を免除する。

3 送達は、最も便利な方法により行う。

4 預金者の請求による迅速な送達(特に航空路による送達)のための費用は、預金者の負担とすることができる。

第六条 預入及び預替の共通規定

預入され又は預け替えられる資金は、特に利率及び利子の計算並びに払いもどしの条件に関しては、資金を受け入れる貯金局の業務を規制する法令に従う。

第三章 預入

1 通常貯金口座の名義人は、その名義人がいる地の貯金局又は郵便局に資金を差し出して、自己の口座に預入を行うことができる。

2 通帳は、反対の合意がない限り提出しなければならない。

3 締約国に居住する者は、他の締約国の貯金局に通帳を開設するため、居住國の貯金局又は郵便局に預入を行なうことができる。

4 第八条 最高額

1 各郵政局は、通帳に記入することができる預入金について、最低額及び最高額を定める権能を有する。

2 口座を所管する貯金局は預入により口座の貯金が自國の内規則で定める最高制限をこえることとなる場合には、その預入の全部又は一部を拒絶する権利を留保する。

3 預入が行われる國においては、預入される金額は、資本の輸出可能額に制限することができる。

4 第九条 貨幣単位の端数整理

預入金は、口座を所管する國の通貨で表示されるものとし、その表示において、預入金には、貨幣単位の端数をつけてはならない。

書留書状により、預金者に直接に返送する。

新規の預入により発行する通帳の場合にも、同一の方法により預入を受け入れる貯金局の業務を規制する。

第四章 払いもどしの請求

1 貯金通帳の名義人は、その名義人がいる締約国の貯金局の仲介により自己の口座を所管する貯金局に請求書を送付して、自己の貯金の一部又は全部の払いもどしを受けることができる。

2 払いもどしを請求される金額は、口座を所管する國の通貨で表示する。一部払いもどしの場合には、その金額には、貨幣単位の端数をつけてはならない。

3 郵政局が合意した國の間の關係においては、預金者は、払いもどし請求書を、自己の口座を所管する貯金局にあてて直接に、かつ、電信により、払いもどしを請求し、及びこれを受けることができる。郵政局は、この業務の実施方式を定める。

4 第十一条 払いもどしの請求

1 払いもどしは、貯金契約の条項により受領証を提出する資格があり、かつ、承認書に指定される一又は二以上の者に直接に行う。

2 支払べき金額は、支払国の通貨で承認書に指示された金額とし、支払貯金局のためにこの金額からなんらの控除も行わない。

3 支払の場合は、支払の通貨により必要とされるときは、この業務は、貨幣単位の端数を切り捨て、又は金額を貨幣単位の金額とする権能を有する。

5 第十二条 払いもどしの承認

預入される金額は、資本の輸出可能額に制限することができる。

6 第十三条 払いもどしの承認

1 払いもどし承認書は、口座を所管する貯金局が、預金者の居住する國の通貨により、純支払額に金額にて作成する。承認書は、この金額に相当する資金とともに払いもどしを行なう貯金局に送付する。

2 払いもどし承認書を作成する貯金局は、預金者の居住する國の通貨に対する自國の通貨の換算割合を決定する。

3 提出しなければならない。

4 預替金額は、口座からの支出の月の末日までは資金を払い出す財

2 払いもどしは、貯金契約の条項により受領証を提出する資格があり、かつ、承認書に指定される一又は二以上の者に直接に行う。

3 支払の場合は、支払の通貨により必要とされるときは、この業務は、貨幣単位の端数を切り捨て、又は金額を貨幣単位の金額とする権能を有する。

4 第十四条 電信払いもどし

1 払いもどしは、貯金契約の条項により受領証を提出する資格があり、かつ、承認書に指定される一又は二以上の者に直接に行う。

2 新規の預入により発行する通帳の場合は、同一の方法により預入を受け入れる貯金局の業務を規制する。

3 支払べき金額は、支払の通貨で承認書に指示された金額とし、支払貯金局のためにこの金額からなんらの控除も行わない。

4 支払の場合は、支払の通貨により必要とされるときは、この業務は、貨幣単位の端数を切り捨て、又は金額を貨幣単位の金額とする権能を有する。

5 第十五条 預替 一般原則

1 貯金口座の名義人は、その選択する他の貯金局に自己の貯金の全部又は一部を預け替えることができる。預替請求書は、締約国のいずれの貯金局又は郵便局に対しても提出することができる。

2 反対の合意がない限り、預金者は、その請求の根拠として通帳を提出しなければならない。

3 郵政局が合意した國の間の關係においては、預金者は、内規則により作成し、かつ、場合により通帳を添附した預替請求書を、自己の口座を所管する貯金局にあてて、直接に、かつ、自己の費用により送付することができる。

4 預替金額は、口座からの支出の月の末日までは資金を払い出す財

